松山市文化財調査報告書132

久米高畑遺跡

－67次・68次調査－

平成18年度国庫補助市内遺跡発掘調査報告書２

2009

松山市教育委員会
財団法人松山市生涯学習振興財団
埋蔵文化財センター

巻頭図版　67 次掘立２全景

久米高畑遺跡

－67次・68次調査－

平成18年度国庫補助市内遺跡発掘調査報告書２

２００９

松山市教育委員会
財団法人松山市生涯学習振興財団
埋蔵文化財センター

序　　文

本書は、重要遺跡確認調査として国庫補助を受け、史跡久米官衙遺跡群の発掘調査の一環として実施した久米高畑遺跡 67 次と 68 次調査の報告書です。

今回の調査は、遺跡群南西部における官衙の広がりを把握することを目的に、史跡の中心的な施設のひとつである回廊状遺構の北西隅から西に約 100 メートルの地点で実施しました。

調査では、官衙に関連すると思われる掘立柱建物が３棟が見つかりました。このうちの１棟は正倉院と時期的に近い８世紀後半に属するものと考えられ、来住台地上の南西端部まで官衙関連の遺構がひろがる可能性が高まりました。他の２棟は、官衙の中核施設に次ぐ比較的大型の建物として注目されるものと、その付属施設であったと想定できる掘立柱建物で、官衙成立直前ないしその前後の様相を知ることができる貴重な資料となるものです。このほか、弥生時代終末から古墳時代前期前半ころの竪穴住居が見つかるなど、大きな成果を得ることができました。

本書が、史跡久米官衙遺跡群の様態究明のための埋蔵文化財調査研究の一助となり、さらに文化財保護思想の涵養とふるさと意識醸成に寄与できますれば幸甚です。

最後に、発掘調査および報告書刊行にご協力いただきました地権者ならびに周辺の住民の方々、関係各位に厚くお礼申し上げます。

平成 21 年 1 月 31 日

松山市教育長

山　内　　泰

例　言

1　本書は、平成 18 年度に、財団法人松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センター（以下、財団）が、松山市教育委員会から委託を受けて実施した、愛媛県松山市来住町（きしまち）における 2 か所の発掘調査成果をまとめたものである。

2　各調査は、国から補助を受けて、平成 18 年 11 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間に行った。各調査の種別等は以下のとおりである。

　久米高畑遺跡 67 次調査（来住町 902 番 1）　重要遺跡確認調査

　久米高畑遺跡 68 次調査（来住町 903 番）　重要遺跡確認調査

3　整理作業ならびに本書の作成作業は、財団が市教委より委託を受けて平成 19 年 7 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に実施した。

4　発掘調査は、教育委員会文化財課の指導のもと、財団職員の橋本雄一と小笠原善治が担当した。

5　本書の執筆は、橋本と小笠原が分担して行った。

6　遺構写真の大半と遺物の写真撮影ならびに写真図版の作成は、財団の大西朋子が担当した。

7　本書の編集はWindows ＤＴＰにて行った。小笠原の協力を得て橋本が担当した。

8　金属製品の保存処理は財団の山本健一が担当した。また、その評価に際しても助言を得た。

9　近世の出土遺物については、市教委文化財課の西村直人より教示を得た。

10　遺構図に提示した座標値については、特にことわりが無い限り世界測地系に基づいている。なお、基準点の配置については、両調査とも下記の業者に委託して実施している。

　株式会社ＧＩＳ四国（松山市本町）

11　各調査にて出土した遺物や、図面、写真等の記録については、松山市立埋蔵文化財センターにて保管されている。

12　各章末に注を付した。

13　報告書抄録は巻末に掲載している。

目　　次

第Ⅰ章　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第１節　調査に至る経緯 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第２節　組　　織 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
第３節　立地と歴史的環境 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第Ⅱ章　久米高畑遺跡 67 次調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第１節　調査に至る経緯 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
第２節　調査ならびに整理作業の経過 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
第３節　調査の方法と凡例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
第４節　層　　位 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
第５節　調査成果の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
第６節　遺構と遺物 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
第７節　ま と め ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

第Ⅲ章　久米高畑遺跡 68 次調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

第１節　調査に至る経緯 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
第２節　調査ならびに整理作業の経過 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
第３節　調査の方法と凡例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
第４節　層　　位 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
第５節　調査成果の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
第６節　遺構と遺物 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
第７節　ま と め ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

第Ⅳ章　普及啓発事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

第１節　現地説明会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
第２節　発掘調査速報展 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
第３節　調査年報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

第４節　研 究 会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

第Ⅴ章　総　　括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

第１節　地割に伴わない掘立柱建物の位置付け ・・・・・・・・・・・・・・ 49
第２節　古墳時代前期前半頃に造営尺が存在する可能性 ・・・・・・・・・・ 55

挿図目次

第Ⅰ章　はじめに

第 1 図　遺跡群の位置 ・・・・・・・・・ 4
第 2 図　主要施設の配置と調査地の位置 ・ 5
第 3 図　遺跡群南西部の調査状況・・・・・ 7

第Ⅱ章　久米高畑遺跡 67 次調査

第 4 図　67 次調査地とその周辺 ・・・・・ 9
第 5 図　67 次調査区の区割り・・・・・・11
第 6 図　67 次東壁・北壁・西壁土層・・・13
第 7 図　67 次遺構の配置・・・・・・・・15
第 8 図　ＳＢ 2・・・・・・・・・・・・16
第 9 図　ＳＫ 1・・・・・・・・・・・・16
第 10 図　ＳＫ 3・・・・・・・・・・・・17
第 11 図　ＳＸ 5・・・・・・・・・・・・17
第 12 図　ＳＸ 1・・・・・・・・・・・・19
第 13 図　ＳＤ 1・・・・・・・・・・・・19
第 14 図　ＳＢ 1・ＳＫ 2 出土遺物・・・・20
第 15 図　ＳＢ 1・ＳＫ 2・・・・・・・・・21
第 16 図　掘立 2 出土須恵器・・・・・・・22
第 17 図　掘立 2・・・・・・・・・・・・23
第 18 図　掘立 1・・・・・・・・・・・・25
第 19 図　ＳＫ 5・・・・・・・・・・・・26
第 20 図　ＳＫ 6・・・・・・・・・・・・27
第 21 図　ＳＤ 4・・・・・・・・・・・・28
第 22 図　縄文土器・・・・・・・・・・・28
第 23 図　掘立 1 とＫＴ 61 － ＳＤ 002・・・29

第Ⅲ章　久米高畑遺跡 68 次調査

第 24 図　68 次調査地とその周辺・・・・・31
第 25 図　68 次調査区の区割り・・・・・・33
第 26 図　68 次各壁の土層・・・・・・・・35
第 27 図　68 次遺構の配置・・・・・・・・36
第 28 図　ＳＢ 002・・・・・・・・・・・38
第 29 図　ＳＢ 001・・・・・・・・・・・39
第 30 図　ＳＫ 001・・・・・・・・・・・40
第 31 図　掘立 001・・・・・・・・・・・41
第 32 図　ＳＤ 001 出土鉄器・・・・・・・43
第 33 図　掘立 2 と掘立 001 の位置関係 ・・45

第Ⅴ章　総　　括

第 34 図　関連建物の分布状況・・・・・・51
第 35 図　分析対象とした竪穴住居・・・・57
第 36 図　久米官衙遺跡群全体図 ・・・ 61･62

写真図版目次

久米高畑遺跡 67 次調査

写真図版 1　久米高畑遺跡 67 次調査
　1　調査地全景（北より）
写真図版 2　久米高畑遺跡 67 次調査
　1　掘立 2 とＳＢ 1（北より）
　2　掘立 2 柱穴断面（東より）
写真図版 3　久米高畑遺跡 67 次調査
　1　掘立 2・Ｐ 11（北西より）
　2　掘立 2・Ｐ 12（西より）

3　掘立２・Ｐ４とＰ５（北西より）
4　掘立１とＳＫ５・ＳＫ６（北より）
5　完掘状況全景（北より）
6　67 次現説開催状況（南西より）
写真図版４　久米高畑 67 次調査出土遺物
1　67 次調査出土遺物

久米高畑遺跡 68 次調査

写真図版５　久米高畑遺跡 68 次調査
1　調査地全景（西より）
写真図版６　久米高畑遺跡 68 次調査
1　掘立 001 全景（北東より）
写真図版７　久米高畑遺跡 68 次調査
1　掘立 001・Ｐ 13 半裁状況（北より）
2　掘立 001・Ｐ 14 半裁状況（北より）
3　ＳＫ 016 遺物検出状況（南東より）
4　ＳＢ 001・Ｐ１炭化物検出状況（西より）
5　ＳＫ 001 調査状況（南東より）
6　68 次現説開催状況（北東より）
写真図版８　久米高畑 68 次出土遺物
1　68 次調査出土遺物

表 目 次

第１表　平成 18 年度国庫補助市内遺跡
調査事業の概要 ・・・・ 1
第２表　２棟の建物の比較・・・・・・・・44
第３表　地割に対応しない掘立柱建物・・・50
第４表　竪穴住居における
主柱穴の配置・・・・・　55
報告書抄録・・・・・・・・・・・・・・・巻末

第Ⅰ章　はじめに

第１節　調査に至る経緯

松山市では、平成元年（1989年）より、国から補助を受けて、個人住宅の建設や中小零細開発等に伴う発掘調査（以下、本発掘調査という）及び重要遺跡の保護のための範囲確認及び性格を確認する調査（以下、重要遺跡確認調査という）を実施している。平成３年10月の財団設立以降は、必要に応じて財団の調査員を招聘し、これらの調査に従事する形を採用した。しかし、近年に至って、財団との間における業務分担が見直され、その結果、平成17年より文化庁の承諾を得たうえで、史跡内を除く市内一円を対象として、発掘調査ならびに出土物整理作業、報告書作成業務を財団へ委託して実施することとした。

平成18年度の委託契約は同年４月１日付けで締結され、同月17日以降、各調査が順次着手された。

同年度に財団に委託して調査を行った９件の調査のうちの３件については本発掘調査、６件については重要遺跡確認調査として実施している。なお、来住廃寺33次調査[1]に関しては、史跡指定地内であることから、文化財課が調査を担当した。

本書にて報告する久米高畑遺跡67次[2]と同68次[3]の各調査は、ともに重要遺跡確認調査として実施された。両調査地の現況は水田で、畦を挟んで隣接している。その場所は、史跡久米官衙遺跡群[4]における代表的な施設である回廊状遺構[5]の北西角から西に約100m、正倉院[6]南東角の南約100mに位置している。当地周辺では、回廊状遺構の西方における官衙の実態解明を目的として、平成14年度の久米高畑遺跡56次調査[7]以降、度々調査が実施されている。今回の２調査も、同様の目的のもとに計画されたものである。

排土置き場の都合上、西側の水田における調査を先に着手し、終了後に土を入れ替えて東側の調査を実施することとなった。西の67次調査は、稲刈り終了後の11月１日から重機による掘削を開始し、翌年１月16日までに終了した。東の68次調査は、平成19年１月９日より諸準備と重機による掘削作業に着手し、３月30日までに終了した。

調査名称	所　在　地	種　別	調査面積	調査期間（平成）
小坂七ノ坪遺跡４次	小坂２丁目465番３	本発掘調査	52.125㎡	18年４月17日～18年４月28日
葉佐池古墳４次	北梅本町甲2455番地の一部外	重要遺跡確認調査	250㎡	18年４月17日～18年５月31日
樽味高木遺跡13次	樽味４丁目238番１	重要遺跡確認調査	217㎡	18年４月17日～18年６月30日
来住廃寺33次	来住町850番の一部	重要遺跡確認調査	約131㎡	18年５月８日～18年７月31日
樽味四反地遺跡14次	樽味４丁目219番１	重要遺跡確認調査	64㎡	18年７月３日～18年８月31日
束本遺跡８次	束本１丁目116番６	本発掘調査	176.05㎡	18年10月２日～18年10月31日
久米高畑遺跡67次	来住町902番１	重要遺跡確認調査	170㎡	18年11月１日～19年１月16日
樽味四反地遺跡16次	樽味４丁目222番１	重要遺跡確認調査	523㎡	18年11月１日～19年３月30日
久米高畑遺跡68次	来住町902番１	重要遺跡確認調査	261㎡	19年１月９日～19年３月30日
東野お茶屋台遺跡８次	東野５丁目甲911番９	本発掘調査	約38㎡	19年２月15日～19年２月22日

第1表　平成18年度国庫補助市内遺跡調査事業の概要

第２節　組　　織

（１）調査・整理・刊行組織

調査組織（平成18年４月１日時点）

調査委託	松山市教育委員会	
松山市教育委員会	教育長	土居　貴美
事務局	局　長	石丸　　修
	企画官	江戸　通敏
	企画官	仙波　和典
	企画官	宮内　健二
文化財課	課　長	家久　則雄
	主　幹	西尾　幸則
	主　査	栗田　正芳
	主　事	楠　　寛輝
	主　事	西村　直人

調査組織	財団法人松山市生涯学習振興財団	
松山市生涯学習振興財団	理事長	中村　時広
事務局	局　長	吉岡　一雄
	次　長	丹生谷博一
	調査監	杉田　久憲
埋蔵文化財センター	所　長	丹生谷博一
	次　長	重松　幹雄
	次　長	田城　武志
（兼務）	管理係長	重松　幹雄
（兼務）	調査係長	田城　武志
（久米高畑68次担当）	調査主任	橋本　雄一
（久米高畑67次担当）	調査員	小笠原善治
（写真担当）	調査員	大西　朋子

整理組織（平成19年４月１日時点）

整理委託	松山市教育委員会	
松山市教育委員会	教育長	土居　貴美
事務局	局　長	石丸　　修
	企画官	仙波　和典
	企画官	田中　郁夫
	企画官	田浦　雅文
文化財課	課　長	家久　則雄
	主　幹	森川　惠克
	主　査	栗田　正芳
	主　事	楠　　寛輝
	主　事	西村　直人

整理組織	財団法人松山市生涯学習振興財団	
松山市生涯学習振興財団	理事長	中村　時広
事務局	局　長	吉岡　一雄
総務課	課　長	石田　芳包
埋蔵文化財センター	所　長	丹生谷博一
	次　長	重松　幹雄
	次　長	田城　武志
（兼務）教育普及担当リーダー		重松　幹雄
（兼務）調査担当リーダー		田城　武志
（久米高畑68次担当）	調査主任	橋本　雄一
（久米高畑67次担当）	調査員	小笠原善治
（写真担当）	調査員	大西　朋子

刊行組織（平成20年10月２日現在）

刊行主体	松山市教育委員会		編集組織	財団法人松山市生涯学習振興財団	
松山市教育委員会	教育長	山内　泰	松山市生涯学習振興財団	理事長	中村　時広
事務局	局　長	石丸　修	事務局	局　長	吉岡　一雄
	企画官	仙波　和典	総務課	課　長	石田　芳包
	企画官	古鎌　靖	埋蔵文化財センター	所　長	丹生谷博一
	企画官	岸　紀明		次　長	折手　均
文化財課	課　長	家久　則雄		次　長	重松　佳久
	主　幹	森　正経	教育普及担当リーダー		梅木　謙一
	主　幹	森川　惠克	調査担当リーダー		栗田　茂敏
	主　事	武田　尊子	（久米高畑68次担当）調査主任		橋本　雄一
			（久米高畑67次担当）	調査員	小笠原善治
			（写真担当）	調査員	大西　朋子

（２）史跡久米官衙遺跡群調査検討委員会

松山市では、史跡久米官衙遺跡群とその周辺における発掘調査を的確に実施し、その成果を評価するために、史跡久米官衙遺跡群調査検討委員会[8]を組織している。

久米高畑遺跡67次・68次調査における調査成果の報告は、年度が替わって、平成19年７月12日（木）に、文化財課担当の来住廃寺34次調査[9]の現地指導にあわせて行った（第５回委員会）。

平成18年度、19年度の委員は、以下の方々に委嘱された（順不同・敬称略、所属等は19年当時）。

委 員 長　下條　信行（愛媛大学法文学部　教授　考古学）
副委員長　松原　弘宣（愛媛大学法文学部　教授　古代史）
委　　員　上原　真人（京都大学大学院文学研究科　教授　考古学）
委　　員　山中　敏史（独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所
文化遺産部遺跡整備研究室　室長　考古学）
委　　員　岡村　道雄（独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所企画調整部　部長　考古学）
委　　員　前園実知雄（奈良芸術短期大学　教授　考古学）
委　　員　濱田　健介（愛媛県教育委員会事務局文化スポーツ部文化財保護課　課長）

第３節　立地と歴史的環境

（１）遺跡群の立地

来住廃寺[10]を含む史跡久米官衙遺跡群は、高縄山系の山々の麓に程近い松山平野の北東部に位置している。以下、この平野を形成する河川との関係から当遺跡群の立地を概説する（第１図）。

平野のほぼ中央を東から西へ流れる重信川[11]が、当平野における最大規模の河川である。松山平野はこの川によって大きく南北に分断されている。遺跡群が立地する重信川北側の地域は、高縄山系に源を発した支流の石手川[12]によって東西に区分され、西の地域には、弥生時代中期から後期にかけての拠点集落である文京遺跡[13]が立地する。石手川左岸が歴史上大きな地位を占めるに至るのは、川越しに文京地区を望むことができる高台に位置する桑原地区に大型特殊建造物群[14]が建設される古墳時代初頭のことである。これ以降、代表的な前方後円墳[15]は、桑原から久米にかけての重信川と石手川に挟まれた区域に限定してその系譜を追うことが可能となる。その後、古墳時代中期の大規模集落として知られる福音寺遺跡群[16]は、石手川の支流である小野川[17]と、桑原地区との境を画する川附川[18]に挟まれた区域に立地する。７世紀に至ると、松山平野における政治的中心は、小野川をさらに遡った別の支流である堀越川[19]の南に移動し、久米官衙遺跡群の中心域を形成するに至る。

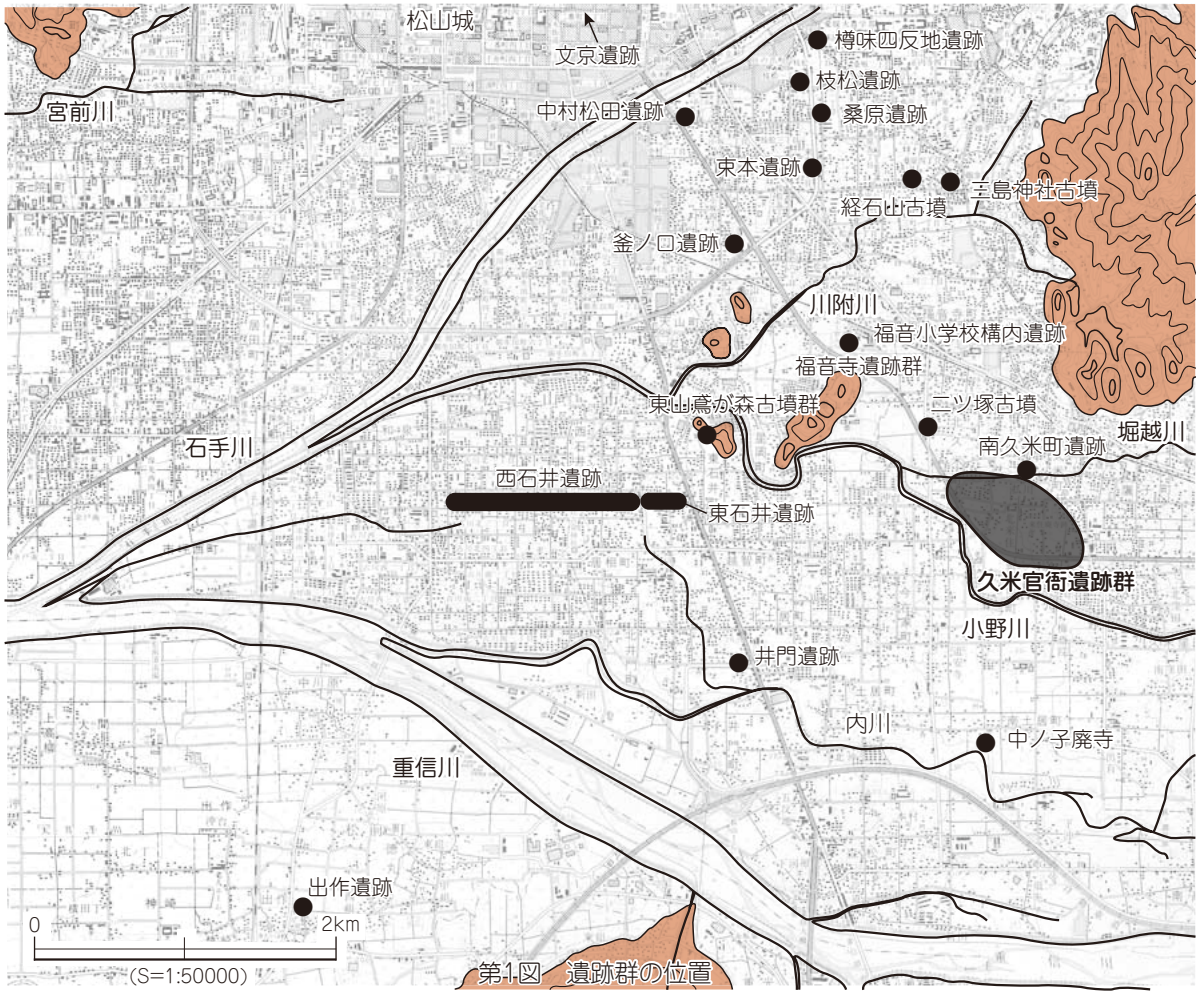

第1図　遺跡群の位置

（２）遺跡群における位置

遺跡群は、小野川の支流である堀越川の河岸段丘を背にして、小野川が南に蛇行する地点の北に広がる微高地上に立地している。堀越川沿いには、遺跡群で最も古いⅠ期の施設である政庁のほか、方格地割に伴う遺跡群Ⅱ期の正倉院や政庁南東官衙などの諸施設が東西に建ち並ぶ。Ⅱ期を代表する官衙である回廊状遺構と呼ばれる施設は、これら北部の諸施設から南へ２町張り出した微高地の先端部に設けられており、その北側には別の方１町規模の官衙施設も確認されている（回廊北方官衙）。これら南部の施設の一部については、その後７世紀末にかけて来住廃寺の寺域に組み込まれていくことが明らかにされている（Ⅲ－A期）。また、８世紀中頃には正倉院が拡充されることに伴って、遺跡群北西部の地割も一部改変される（Ⅲ－B期）。回廊状遺構の北西に遺跡群Ⅱ期 の 方 １町の敷地が存在するか否か明らかにされてはいないが、この区域にも、８世紀以降の区画溝が複数箇所存在する様子が明らかにされていることから、何らかの官衙施設が立地したものと想定している。

今回報告する２つの調査地は、回廊状遺構北西角から西へ約100m、正倉院の南東角から南へ約100mの地点に位置している。この場所は、前述の回廊状遺構の北西に想定される方１町の敷地の南西角のすぐ南にあたることから、新旧２時期の地割に関する手掛かりを得ることができるのではないかと期待された。調査地の南東約70m、回廊状遺構のすぐ西隣付近においても調査を重ねてきたが、官衙関連遺構は希薄で、地割に関する情報も得られていないこともあって、当調査地付近が実質的に遺跡群中心部の南西端にあたるものと評価している。

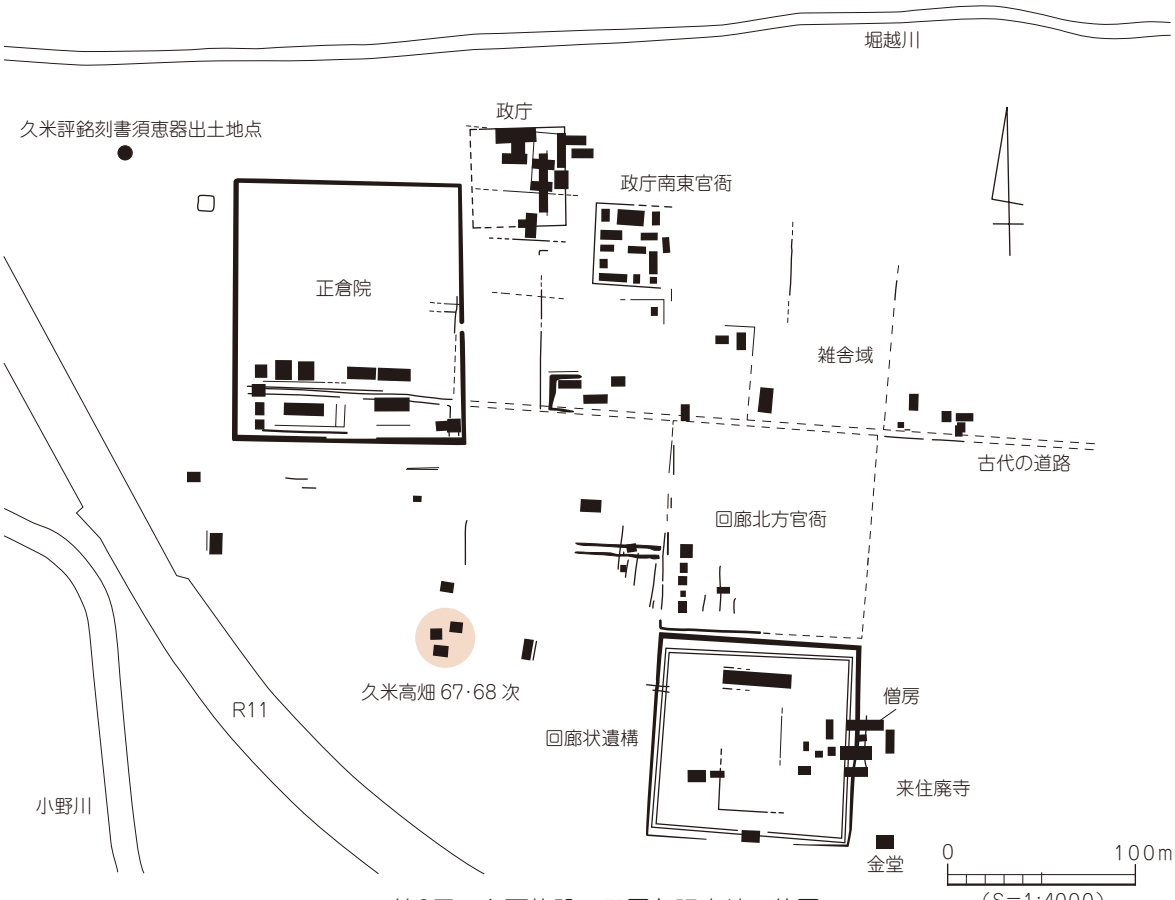

第2図　主要施設の配置と調査地の位置

（３）遺跡群南西部における過去の調査状況

回廊状遺構ならびに回廊北方官衙の西にあたる東西約100m、南北約200mの区域においても、過去に繰り返し発掘調査が行われてきた。今回報告する２調査地は、この区域の西端に位置している。調査地よりも西のエリア、つまり正倉院の南正面においても調査は行われてきたが、顕著な遺構が確認されているのは、正倉院南濠に程近い微高地の中でも標高の高い場所に限られている。

調査地のすぐ西でも試掘調査は実施されているが、遺跡の存在を示す兆候が確認されるには至っていない。したがって、当該地と南東約70m付近に位置する久米高畑58次調査地[20]付近を結ぶラインが、回廊状遺構のすぐ西側における遺構分布範囲の南ないし南西端にあたるものと考えている。

前述の通り、この区域内では遺跡群Ⅱ期の方格地割[21]に伴う区画施設は検出されていないが、来住廃寺が創建されるⅢ期にかけての地割の痕跡を複数箇所で確認している（第３図、①と②）。

①は、２条平行の幅広の浅い溝が東西に掘られているもので、久米高畑49次[22]の西部で検出された遺跡群Ⅱ期の南北方向の区画溝を東限とする。時期は８世紀を上限とする。遺跡群Ⅲ期に回廊状遺構ならびに回廊北方官衙の区画が来住廃寺の寺域および寺地に編入される際に、寺地西辺から西へ延びる道路を区画するために掘られたものと想定した経緯があるが、西の同60次・61次[23]の各調査地では検出されていないことから、明確な位置付けがされるには至っていない。浅く幅広である特徴は、当遺跡群における道路側溝や塀等の構造物を埋め込む目的で掘られた溝のいずれにも該当しない。

②は、断面逆台形の比較的しっかりした規模の底面が平らに仕上げられた直線的な溝で、その東辺を北に延長すると正倉院東濠の東辺に一致することから、正倉院の拡充が行われる８世紀中頃以降に属すものと考えている。正倉院の濠は、それ以前の遺跡群Ⅱ期の方１町規模の施設を８世紀中頃に至って囲い直したものと考えているが、②の溝は、これに対応する地割の存在を示す証拠であると評価している。この溝が南へ続くものと仮定すると、68次調査地内に出現する可能性が高いと考えられたことから、この点について検証を行うことも、今回の調査に際しての目的のひとつとしてあげられた。

このほかの地点で注目されるのは、久米高畑36次調査地[24]（③）と同63次[25]・58次[26]・９次[27]付近（④）における遺構密度の高さである。このうち、④の遺構は、弥生時代前期末から中期初頭頃の長方形もしくは円形の穴蔵と弥生時代後期から古墳時代前期前半頃の竪穴住居、古墳時代後期の掘立柱建物等で構成されている。③の遺構は、弥生時代の穴蔵のほか、古墳時代後期から終末段階にかけての掘立柱建物多数によって構成されている。さらに、来住地区では唯一の縄文時代の竪穴住居が１棟含まれる。時期は縄文晩期前半である。

③について、官衙との関係から注目される成果が２点ある。一つ目は、大型の掘立柱建物（KT36－掘立007）が検出されたこと、２点目は、36次調査地の東部において、複数の掘立柱建物がある程度の規則性をもって配置されている状況が確認されたことである。前者については、その方向角が東の回廊状遺構に比べて幾分東に振っていることに加えて、円形柱穴で構成されている点など、付近の官衙施設とは異なる特徴を示すことから、これまで扱いに苦慮してきた事情がある。これについては、今回の一連の調査成果との関係から、ある程度の位置づけを行うことが可能となったものと評価しているので、第Ⅴ章の総括にて詳述したい。２点目については、建物群の方向性が付近の官衙と一致するものの、規模と構造が一般集落を構成する建物と比べて大差なく、柱穴の形状も官衙施設の特徴であ

第3図　遺跡群南西部の調査状況

る方形とは言い難いなど、積極的に官衙施設であるとの評価は行えない状況にある。区画施設も伴わない。したがって、これらの建物について、回廊状遺構の西側に想定される方１町の敷地に設けられた官衙施設であると断定するには至っていない。これについても、先に述べた方向性が若干異なる建物とあわせて、官衙施設の出現と展開を考える上で参考になる事象ではないかと捉え、第Ⅴ章にて分析の対象としている。

注

1　岸見　泰宏　2007　「来住廃寺 33 次調査地」『松山市埋蔵文化財調査年報』19　松山市教育委員会・財団法人松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センター
2　小笠原善治　2007　「久米高畑遺跡 67 次調査地」『松山市埋蔵文化財調査年報』19　松山市教育委員会・財団法人松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センター
3　橋本　雄一　2007　「久米高畑遺跡 68 次調査地」『松山市埋蔵文化財調査年報』19　松山市教育委員会・財団法人松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センター
4　橋本　雄一　2006　『史跡久米官衙遺跡群調査報告書』松山市文化財調査報告書 111　松山市教育委員会・財団法人松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センター
5　橋本　雄一　2006　『史跡久米官衙遺跡群調査報告書』２　松山市文化財調査報告書 114　松山市教育委員会・財団法人松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センター
6　橋本　雄一　2008　『来住・久米地区の遺跡』Ⅶ～平成 17 年度国庫補助市内遺跡発掘調査事業～久米高畑遺跡 65 次調査・久米高畑 66 次調査・来住町遺跡 14 次調査　松山市文化財調査報告書 121　松山市教育委員会・財団法人松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センター
7　小玉亜紀子　2004　『松山市埋蔵文化財調査年報』15　松山市教育委員会・財団法人松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センター
8　平成８年度から、史跡来住廃寺跡調査検討委員会を設置し、平成 16 年８月に開催された第 11 回委員会から、現在の名称に変更している。
9　岸見　泰宏　2008　「来住廃寺 34 次調査」『松山市埋蔵文化財調査年報』20　松山市教育委員会・財団法人松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センター
10　小笠原好彦　1979　『来住廃寺』松山市文化財調査報告書 12　松山市教育委員会・松山市文化財協会
11　東温市山之内木地を源流とする国の一級河川。古くは伊予川と呼ばれていた。江戸時代に松山藩主加藤嘉明の家臣足立重信によって石手川とあわせて改修されて以降、この名称に変更された。
12　重信川の支流。元々は重信川には合流せず北を流れていたが、流路が安定せず氾濫を繰り返したため、江戸時代に大規模な付け替え工事が行われた。そのため、現在の流路から北西寄りの市中心部から道後城北地区にかけての広範囲にわたって、氾濫原と旧流路、微高地が入り組んだ地形が展開する。
13　松山城が立地する勝山と呼ばれる独立丘陵の北側、現在、愛媛大学の城北キャンパスが所在する一帯に広がる遺跡群。弥生時代中期後葉ころの大規模な拠点集落である。
14　樽味四反地遺跡では、これまでに少なくとも３棟の大型建物が見つかっている。時期は古墳時代初頭から前期前半頃と考えられている。
15　桑原地区の三島神社古墳、経石山古墳、久米地区西部の二ツ塚古墳、同中央部のタンチ山古墳、南部の波賀部神社古墳、東部の葉佐池古墳と播磨塚天神山古墳があげられる。
16　福音小学校構内遺跡、福音寺筋違遺跡などから成る遺跡群。５世紀を中心とする時期の大規模な集落遺跡として知られている。
17　石手川の支流。松山平野北東部の小野地区の山を源流とする。遺跡群の南正面で蛇行し、独立丘陵群の中を通って西に向かい、石手川に合流する。
18　小野川の支流。福音寺遺跡群の北西を西に流れ、小野川と合流する河川。遺跡群近くでは河岸段丘が発達している。
19　小野川の支流。久米官衙遺跡群の西で小野川に合流する。
20　小笠原　彰　2004　「久米高畑遺跡 58 次調査地」『松山市埋蔵文化財調査年報』16　松山市教育委員会・財団法人松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センター
21　橋本　雄一　2002　「７世紀代の方格地割」―松山市久米官衙遺跡群における古代の地割について―『条里制・古代都市研究』第 18 号条里制・古代都市研究会
22　小玉亜紀子　2001　「久米高畑遺跡 49 次調査地」『松山市埋蔵文化財調査年報』13　松山市教育委員会・財団法人松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センター
23　田内真由美　2005　「久米高畑遺跡 61 次調査地」『松山市埋蔵文化財調査年報』17　松山市教育委員会・財団法人松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センター
24　橋本　雄一　1998　「久米高畑遺跡 36 次調査地」『松山市埋蔵文化財調査年報』Ⅹ　松山市教育委員会・財団法人松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センター
25　橋本　雄一　2005　「久米高畑遺跡 63 次調査地」『松山市埋蔵文化財調査年報』17　松山市教育委員会・財団法人松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センター
26　注 20 文献参照
27　池田　　学　1991　「久米高畑遺跡９次調査地」『松山市埋蔵文化財調査年報』Ⅲ　松山市教育委員会・松山市立埋蔵文化財センター

第Ⅱ章　久米高畑遺跡 67 次調査

第 1 節　調査に至る経緯

松山市来住町 902 番1に所在する水田において、国から補助を受けて重要遺跡確認調査を実施した。片岡正彦氏（来住町在住）が所有する当該地は、松山市が指定する遺物包含地「№ 127　来住廃寺跡」に位置している。久米官衙遺跡群の主要施設である回廊状遺構の北西角から西へおよそ 100 m、正倉院南東角の南約 100 m付近にあたることから、官衙の方格地割に関して新たな情報を得ることができるのではないかと期待された。開発行為に伴って実施される本発掘調査とは異なることから、事前の試掘・確認調査は行っていない。調査は、隣り合わせの２枚の水田について、２回に別けて実施されることになり、まず、西側の水田について平成 18 年 11 月1日から最初に久米高畑遺跡 67 次調査として調査をおこなった。

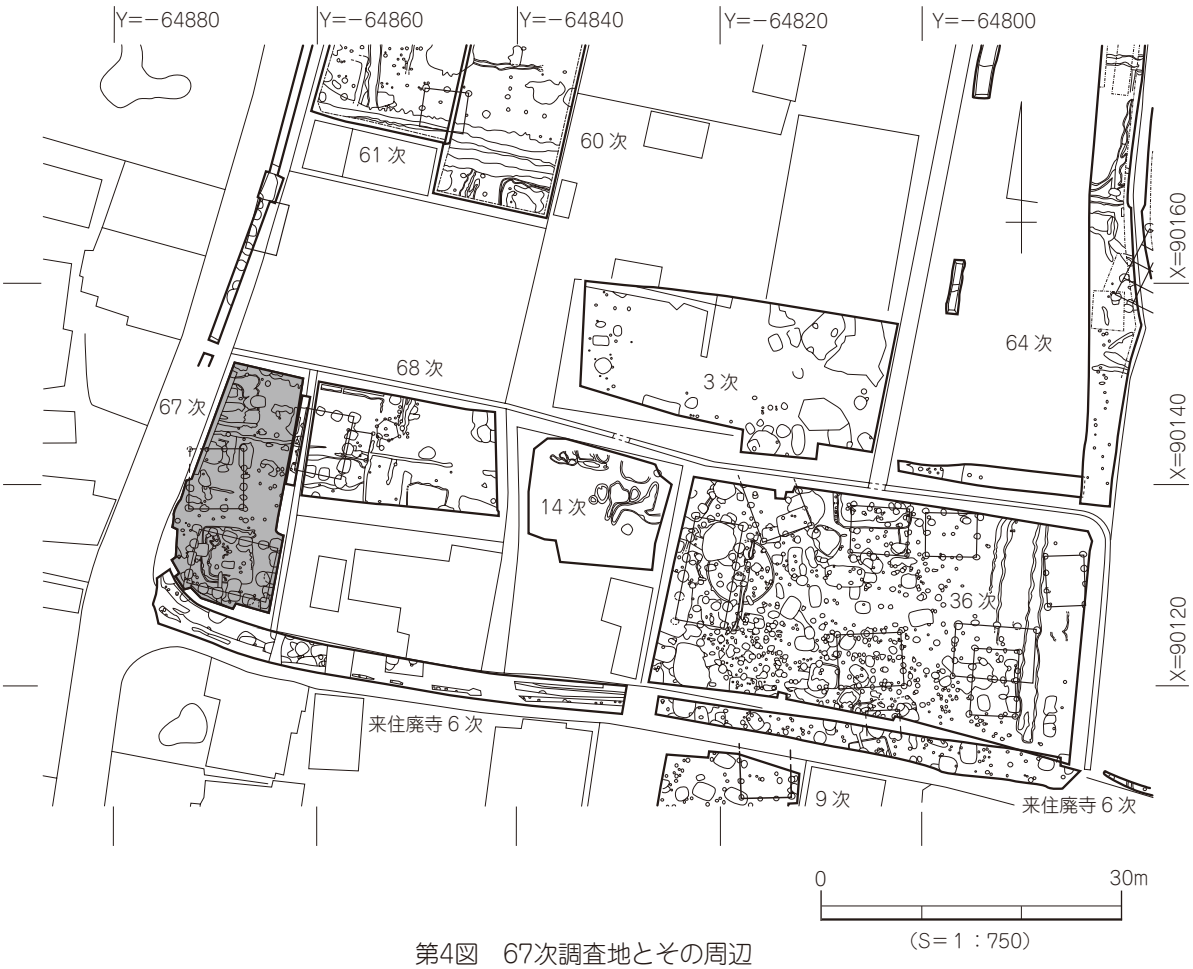

第4図　67次調査地とその周辺

第２節　調査ならびに整理作業の経過

調査日誌抄録

平成18年11月１日（水）　重機による掘削着手。耕作土の移動を完了。
11月２日（木）　掘削２日目。旧耕作土を除去。
11月６日（月）　掘削３日目。排土を移動。南から遺構検出作業に着手。
11月８日（水）　掘立柱建物２棟、竪穴住居１棟のほか、土坑多数を確認。
11月10日（金）　遺構検出写真の撮影。
11月13日（月）　西壁沿いにトレンチを設定。平板測量に着手。
11月17日（金）　南部拡張部分を中心に遺構の確定作業を継続。平面図着手。
11月29日（水）　近世の土坑であるＳＫ５と６について調査を終える。
11月30日（木）　掘立２付近の攪乱を掘り下げ、柱の抜き取り穴を検出する。
12月５日（火）　掘立２棟の写真撮影。基本土層の分層作業を継続。
12月８日（金）　前園実知雄氏に調査指導を頂く。
12月15日（金）　掘立１の断面図作成。掘立２、半裁ラインを設定。
12月20日（水）　ＳＢ１掘り下げ。掘立２の柱穴の半裁作業を継続。
12月21日（木）　午後１時30分より調査成果の報道発表。
12月23日（土）　午前中、一般向けの現地説明会を開催。午後から作業を再開。
平成19年１月５日（金）　掘立２とＳＢ１周辺の平面図等作成。
１月11日（木）　掘立２とＳＢ１の写真撮影。午後から保護砂を投入する。
１月12日（金）　重機による埋め戻し初日。下層の埋め戻し。道具の撤収作業。
１月16日（火）　埋め戻し３日目。耕作土の埋め戻し終了。続いて68次調査の掘削に着手。

整理日誌抄録

７月２日（月）　本格的に整理作業を再開。遺構の第２原図作成と遺物の実測を継続。
７月18日（水）　遺物実測図のデジタルトレースに着手。
７月23日（月）　遺構第２原図の準備を終える。
12月26日（水）　遺物のデジタルトレースをほぼ終了する。
平成20年１月24日（木）　遺構図のデジタルトレースに着手。
３月31日（月）　68次調査とあわせた全体構成の概要を決定。20年度の編集方針の確認を行ない、国庫補助による19年度出土物整理作業を終了する。
７月31日（木）　掲載遺構ならびに遺物について、ボリューム調整のため変更を決定。
８月13日（水）　報告書のレイアウト確定。
９月８日（月）　本文執筆に着手。
10月20日（月）　本文執筆を終了する。
10月27日（月）　68次とあわせて編集作業をほぼ終了。
11月18日（火）　入札関連業務とあわせて入稿準備を行なう。
11月25日（火）　報告書原稿を入稿。後日、掲載遺物の収納を行なう。

第３節　調査の方法と凡例

（１）測量の基準と調査区の設定

調査に際しては、株式会社ＧＩＳ四国（松山市本町）に委託して基準点の設置を行った。久米官衙遺跡群においては、平成17年度の調査まで、旧国土座標に基づく基準点の打設を行ってきたが、これは、従来から進めてきた遺構図のデジタル化の作業に成果を反映させる必要があったためである。世界測地系への移行が課題であったのだが、今回の一連の調査に際して検討を行った結果、世界測地系で測量した場合でも、座標値の調整によって旧座標の図面への合成を行うのに問題は生じないとの結論を得たことから、世界測地系への移行を決定した。本来的には、旧座標系にて設置してきた基準点について、全面的改算もしくは部分的改測も加える形で座標の変位を割り出し、その数値が求められる精度に照らして問題の無いものであることを確認したうえで座標の補正値を決定すべきであるが、経費上の問題もあって現実的ではないことから、暫定的に今回の手法を採用することにした。

なお、グリッドの配置については、下図のとおり68次調査を含めた共通の方法で行なった。

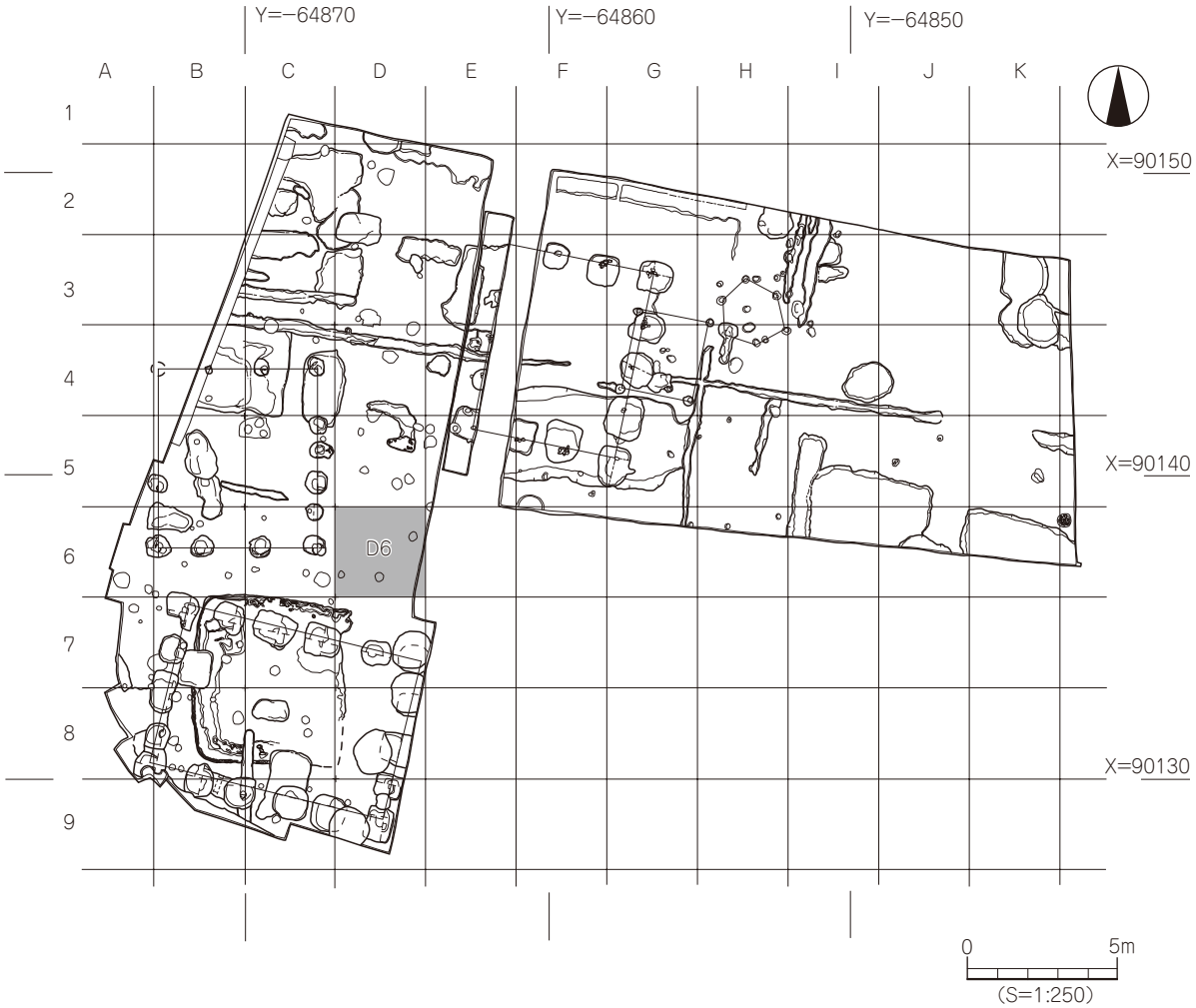

第5図　67次調査区の区割り

(2)凡　例

1　報告内容の一部は、『松山市埋蔵文化財調査年報』19(2007年刊行)にも掲載されているが、その内容に相違点がある場合、本書をもって訂正したものとする。
2　遺構の種別は略号で示した。竪穴住居：ＳＢ、掘立柱建物：掘立、土坑：ＳＫ、溝：ＳＤ、柱穴：ＳＰ、性格不明遺構：ＳＸ、掘立等ならびの判る柱穴：Ｐなどである。便宜上、遺構番号の頭に調査次数の略号を併記した場合もある(例；久米高畑遺跡68次調査の掘立001は、ＫＴ68－掘立001)。
3　遺物の実測図は、基本的に1/4で統一した。遺構図は1/40、1/80を基本としたが、一部1/100のものもある。
4　本書で示した方位は、世界測地系に基づく座標北で、高度は標高である。
5　基本土層の番号はローマ数字で、遺構埋土についてはアラビア数字で表記した。
6　土色や遺物の色調の表記に際しては、『新版標準土色帖』1998年版を参考にした。
7　本書にて使用した地形図は以下の通りである。一部、加筆したものも含まれている。
松山市都市計画図1/500、同1/2500・国土地理院発行1/25000「松山南部」、「松山北部」

第4節　層　　位

調査地は基本的に南西に向かって地形が下がる微高地上に立地している。現況の地表面である耕作土上面のレベルは36.35～36.40m、遺構検出面である地山上面は南部で36.2m、一段下がる北部は36.1m程度である。畦を隔てて東に位置する68次の調査区と比較すると、耕作土上面で0.2m、地山面で約0.1m低くなっている。水田を造る際に水平に削平されていることから、下位の礫層が露出している場所もある。

なお、調査区の北部は、近世以降の土坑や溝を含む多数の面的な掘り込みによって、南部に比べて１段下がった状態になっている。この区域では、古代に遡る時期の遺構は検出されていない。掘立１の柱穴を除いて削平によって失われたものと考えられる。

基本土層の観察結果は、以下の通りである。

Ⅰ－ａ層：褐灰色粘質土	(10YR　5/1)	現在の水田耕作土層。
Ⅰ－ｂ層：褐灰色粘質土	(10YR　5/1)	ａ層と基本的に同一の土層であるが、酸化鉄の沈着によって褐色を帯びている。
Ⅱ－ａ層：赤褐色粘質土	(５YR　4/6)	部分的にしか遺存していない地山の上部。
Ⅱ－ｂ層：明黄褐色粘質土	(10YR　6/6)	地山層。調査地の全域で認められる。古代の遺構はこの層の上面にて検出される。

第6図　67次調査区東壁・北壁・西壁土層

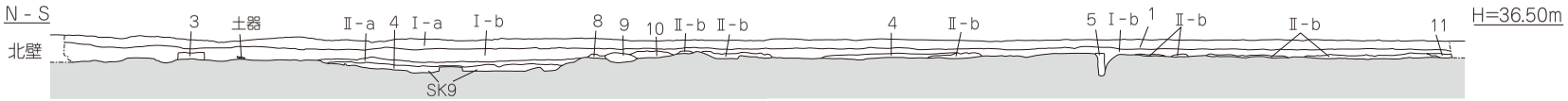

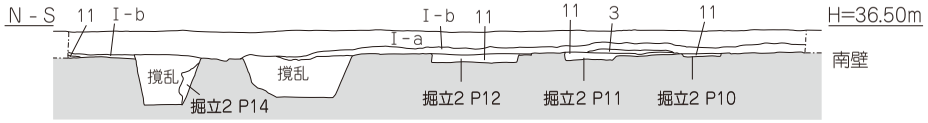

東　壁

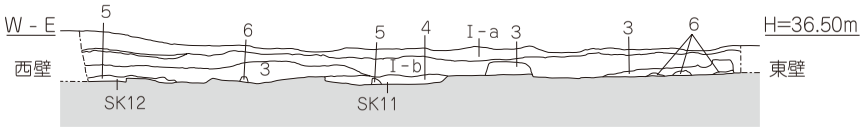

北　壁

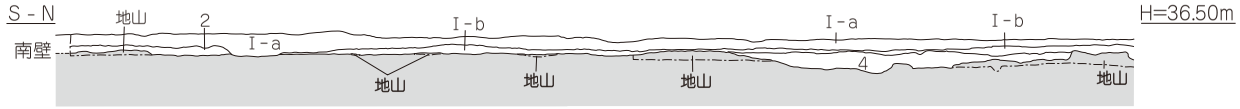

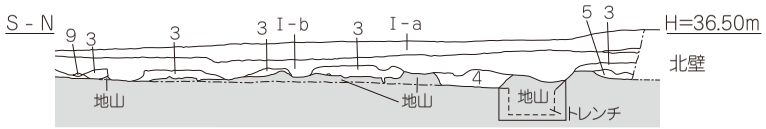

西　壁

I-a	褐灰色粘質土	(10YR　5/1)	
I-b	褐灰色粘質土	(10YR　5/1)	
Ⅱ-a	褐灰色粘質土	(10YR　5/1)	
Ⅱ-b	褐灰色粘質土	(10YR　5/1)	
3	灰褐色土	(7.5YR　4/2)	
4	褐灰色土	(10YR　6/1)	
5	暗褐色土	(7.5YR　3/3)	
7	灰褐色土	(7.5YR　4/2)	褐灰色土混入。
9	灰褐色土	(7.5YR　4/2)	赤褐色地山混入。
10	褐灰色土	(7.5YR　4/1)	
11	暗褐色土	(7.5YR　3/3)	褐灰色粘質土混入。

(S＝1：100)

第５節　調査成果の概要

重要な成果を3点得ることができた。

まず、１点目は、調査区南部において大型の方形柱穴で構成される掘立２を検出したことである（第 17 図）。建物の規模は桁行５間（7.85 m）、梁行４間（5.34 m）。方位は真北から東へ 104 度振る。官衙施設に用いられる大型方形の柱穴が採用されているにも関わらず、その方位が隣接する回廊状遺構等と比べると大きく東へ振っていることなどの理由から、官衙の地割が施行される以前の建物であると考えている。引き続いて行なわれた 68 次調査で検出されたＫＴ 68 －掘立 001 と柱筋が揃うことから、２棟は同一の群を形成していたものと考えられる。

なお、２棟の関係については、第Ⅲ章のまとめの節にて、また、遺跡群における位置付けについては、第Ⅴ章の第１節において詳述する。ともに、建物構造から割り出した造営尺の考え方を用いて説明している。

次に２点目の成果としては、正倉院に代表される遺跡群Ⅲ期に属する掘立１（第 18 図）を検出したことである。建物の規模は桁行３間（5.93 m）、梁行３間（5.27 m）で、方位は真北から僅かに東へ振っている。この方位は、調査地の北約 50 mに位置する同 61 次調査地で見つかっている南北方向の直線的な区画溝ＳＤ 002 と共通であることから、正倉院の濠が掘られる遺跡群Ⅲ－Ｂ期に属する建物であると考えている（第 23 図）。今回の一連の調査では、ＫＴ 61 －ＳＤ 002 が南へ延びる様子は確認されなかったが、この建物の建てられた場所が、区画溝の南延長線から西に多少離れた位置にあたることから、両者は同時期に共通の基準に基づいて、その配置が決められたものと考えている。

なお、この点については、本章末尾のまとめの節にて確認する。

３点目の成果は、掘立２と重なる形で検出された竪穴住居ＳＢ１（第 15 図）について、同 68 次のＳＢ 001 とあわせて様々な検討を行うことによって、弥生時代後期終末から古墳時代前期前半段階の集落の様子を知ることができた点である。

特に、４本の主柱穴の配置状況に着目することによって、当時の建築の際の基準について言及することができた点は、特筆すべき成果であった（p.55）。

第６節　遺構と遺物

（１）弥生時代の遺構と遺物

１　竪穴住居

ＳＢ２［第８図］　調査区西壁沿いの小柱穴５基から成る円形住居。弥生時代の円形竪穴住居の主柱穴だけが遺存したものと考えられる。直径10㎝強～20㎝弱、深さは深いもので30cm程度遺存している。柱穴は、直径５～６ｍ程度の規模で廻るものとみられる。

出土遺物：ＳＰ25から、弥生時代前期末から中期の初め頃の甕が１点出土している。

時　　期：弥生時代前期末から中期初頭を上限とする時期のものである。

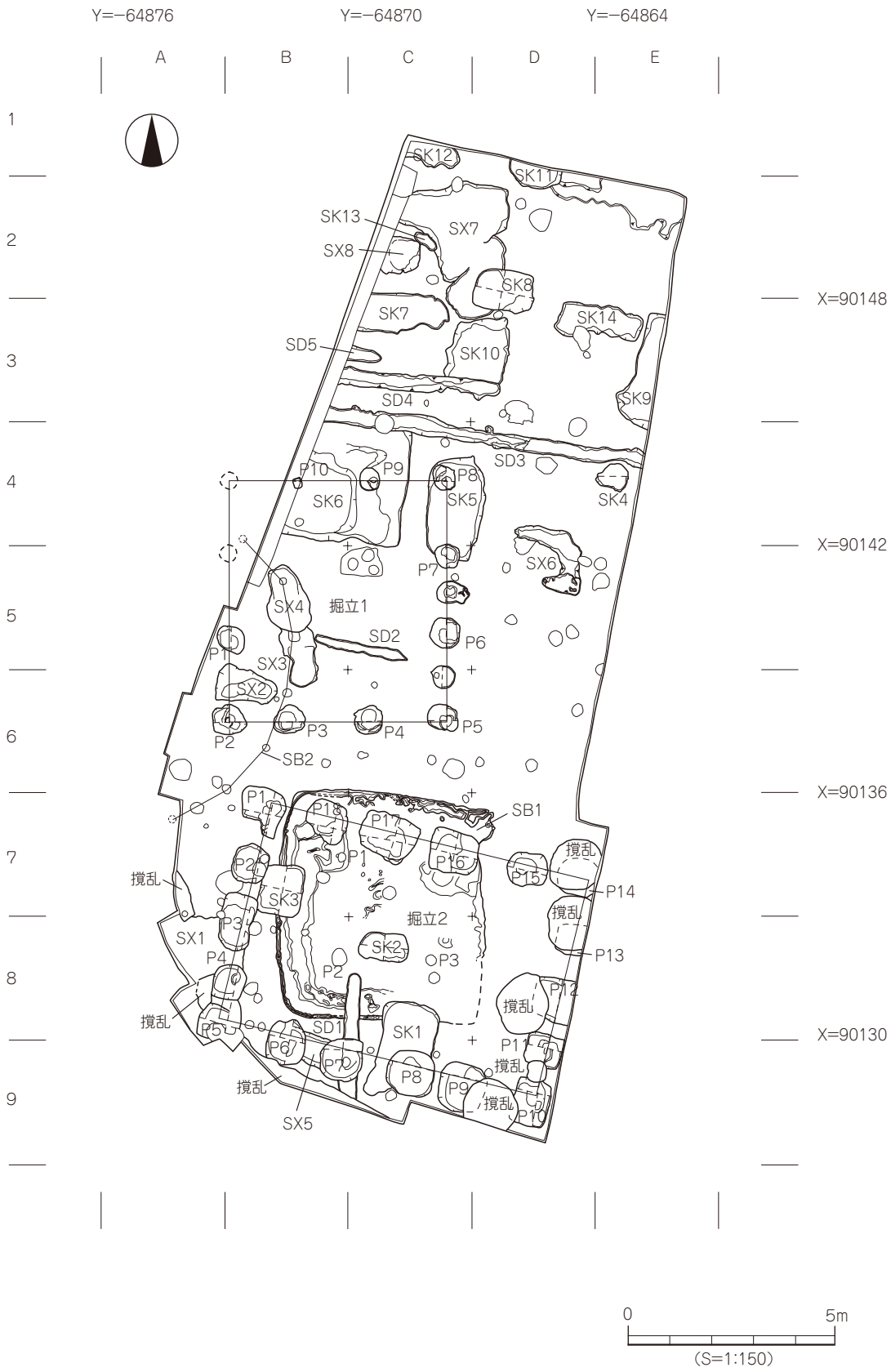

0 5m
(S=1:150)

第７図　67 次遺構の配置

2 土 坑

SK1［第9図］ 調査区南部に位置する不整長方形の土坑である。掘立2、SB1と重複関係にある。

SB1との先後関係の判定は困難であったが、遺構の北部から自然礫がまとまって検出されていることから、これらを土坑の埋土に含まれるものと理解すると、住居に対して後出する可能性がある。

長さ約 2.4 m、幅約 1.4 m、深さは 0.25 mを測る。

付近には同様の形状の土坑がほかに3基（SK3、SX1、SX5）分布している。SK1を含め、いずれも真北から若干東へ振る方向性も共通している。これらの土坑から出土する遺物は、いずれも弥生時代の後期後半頃のものに限られることから、近接した時期に掘り込まれたものと考えられる。

出土遺物：2は弥生時代後期後半頃の鉢である（写真図版4）。底部が僅かにボタン状に突出する。口縁部は失われている。

時　　期：弥生時代後期後半を上限とする時期の遺構である。SB1の位置付け次第では、古墳時代前期前半に変更する必要も生じる。

SK3［第10図］ SB1の西壁に重複する長方形の土坑。一辺長 1.25 × 1.1 m、深さ 0.15 ～ 0.25 mを測る。

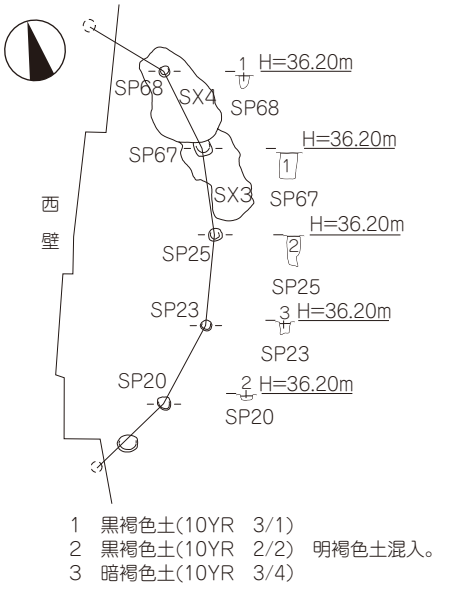

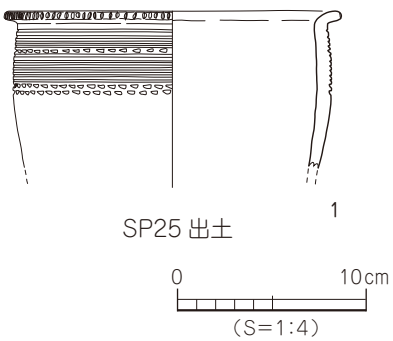

第8図　SB2

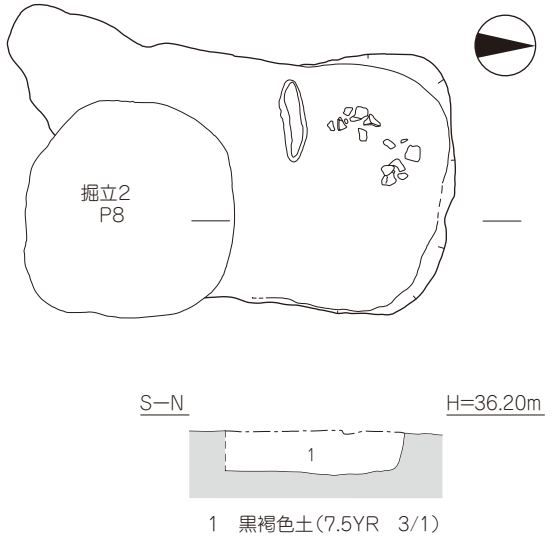

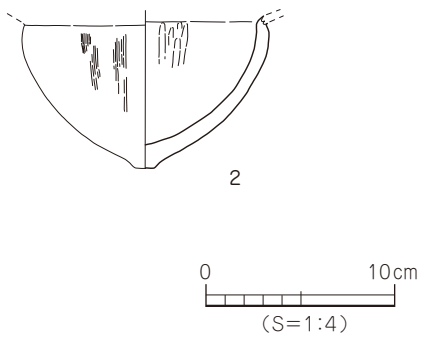

第9図　SK1

時期を特定できる遺物は出土していないが、形状と方位、土色などの特徴から、ＳＫ１やＳＸ１、ＳＸ５と一連の群を形成する可能性が高いと判断している。

検出時の切り合い関係の認定の際には、竪穴住居ＳＢ１に対して後出する可能性を検討している。

出土遺物：図化できるものは無い。

時　　期：弥生時代後期後半を上限とする時期の遺構である。ただし、竪穴住居ＳＢ１を切る可能性があることから、古墳時代前期前半頃の遺構である可能性も否定できない。

ＳＸ５［第 11 図］　ＳＢ１の南に位置する小型の長方形土坑。掘立２の柱穴に切られる。

長径は 0.7 ｍ以上、短径約 0.7 ｍ、深さ 0.25 ｍ。

底の形状が丸みを帯びている点が、付近に分布する長方形のほかの土坑との相違点である。

土色はＳＫ１やＳＫ３に似ている。

出土遺物：片岩系の自然礫が１点出土している。細長い棒状の形で、石杵等の石器として使用された形跡はない。敲打痕や研磨された痕跡も認められない。

積極的に石器としての認定はできないが、当遺跡群が属する小野川水系には存在しない石材であることから、周辺から搬入されたものと考えられる。

時　　期：焙烙鍋の口縁部片が１点出土しているが、これは、遺構検出面の直上まで達している近現代の耕作による攪乱のためと考えられる。

土色や遺構の平面形状、方向性等の特徴から、弥生時代後期後半を上限とする時期のものと考えられる。

ＳＸ１［第12図］　調査区の南西角に位置する長方形の土坑である。南北2.8m以上、東西2.2m以上の比較的大型の土坑である。深さは、0.2～0.25m程度で、底は平らに仕上げられている。長軸の方位は真北から多少東に振っているが、この方向は、近隣に

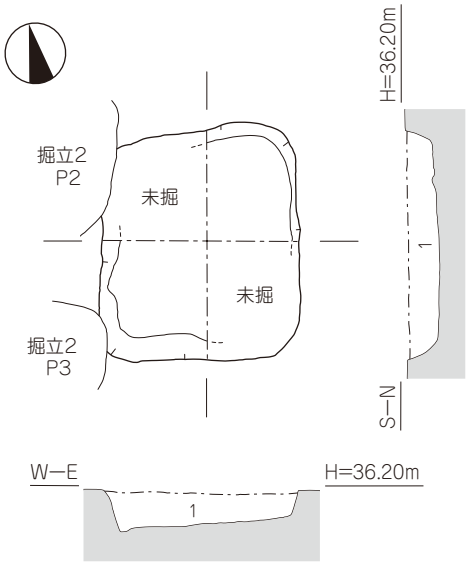

1　暗褐色土（7.5YR　3/3）　褐灰色土と明褐色土がブロック状に混入。

0　1m
（S=1:40）

第10図　SK3

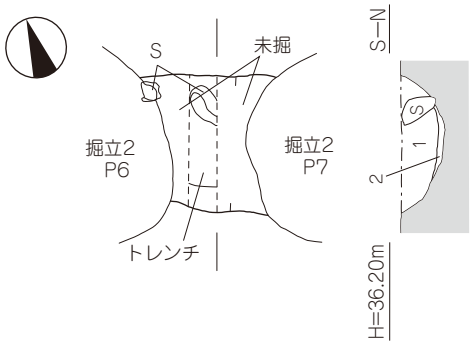

1　暗褐色土（10YR　3/3）　赤褐色土と 黄褐色地山がブロック状に混入。

2　黒褐色土（10YR　3/1）

0　1m
（S=1:40）

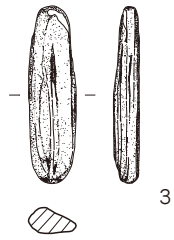

0　10cm
（S=1:6）

SX5 出土石器

第11図　SX５

分布するＳＫ１やＳＫ３とほぼ共通である。

この土坑は、掘立のほか多くの遺構と重複関係にあるため、北辺と東辺の一部しか位置の特定がされていない。南と西の端は調査区外へ続くものとみられるが、この部分は道路建設の際の擁壁工事のため失われている可能性が高い。なお、調査区南西端から南辺沿いにかけて、調査地南面の市道の拡幅工事に伴って実施された来住廃寺６次調査の際の掘削範囲が一部検出されている。擁壁工事に先立って、若干広めに調査区を設定したようである。

出土遺物：４～７はいずれも弥生土器である。このほかにも、図化可能な個体が幾つか出土しているが、この遺構の年代の上限を考える際に必要とされる新しい時期の遺物に限って報告する。

４は小型の鉢である。内外面に細かな刷毛目調整が密に施されている。５は高坏の坏部の破片である。器壁は摩滅している。６と７は底部である。６については、内面の底まで密な刷毛目調整が施されている。完全な平底ではなく、僅かに窪んでいる。７の底は平坦に仕上げられている。外面には、部分的にタタキ調整の痕跡が認められる。

時　　期：出土遺物から、弥生時代後期末葉頃を上限とする時期の遺構である。

３　溝

ＳＤ１［第13図］　調査区南部に位置する、ＳＢ１ならびに掘立２と重複する遺構である。残存長約３ｍ、幅約0.35ｍ、深さ８cm程度を測る。直線的な形状に加えて僅かに真北から東へ振る方向性から、官衙の区画溝の可能性は、埋土の特徴から低い。

検出時の状況から、ＳＢ1に対して後出する時期の遺構である可能性も考えられるが、貼床の土が僅かしか遺存していない状態での検出作業であったことから、切り合い関係は明瞭ではない。ただし、掘立２に切られていることは明確である。

出土遺物：８は弥生土器の破片である。

内外面に細かな刷毛目調整が施されている。鉢の頸部であると考えているが、小片のため詳細は不明である。

時　　期：出土遺物から、弥生時代後期後葉を上限とする時期に属す遺構であると考えている。ただし、ＳＢ１に対する評価次第では、古墳時代前期前半段階まで下げて考える必要も生じる。

（２）古墳時代の遺構と遺物

１　竪穴住居

ＳＢ１・ＳＫ２［第15図］　調査区南部で検出された竪穴住居１棟と、これの内部施設である土坑１基をあわせて報告する。住居は、周壁溝とその内側を廻る幅広の溝状の遺構、主柱穴に加えて、不整方形の土坑であるＳＫ２で構成されている。

ＳＢ１は、南北約5.6ｍ、東西約5.4ｍの隅丸方形の竪穴住居である。耕作によって削られたため、貼床の上面が失われた状態で検出した。元々の掘り方の深さが若干浅かった南東部では、外縁の周壁溝が完全に失われている。

周壁溝の幅は８～15cm程度、深さは、小穴状に窪んだ深い部分で16cmを測る。南西部においては、溝としての形状は安定しているが、北辺では幅が不規則に広がり、形状が不安定である。

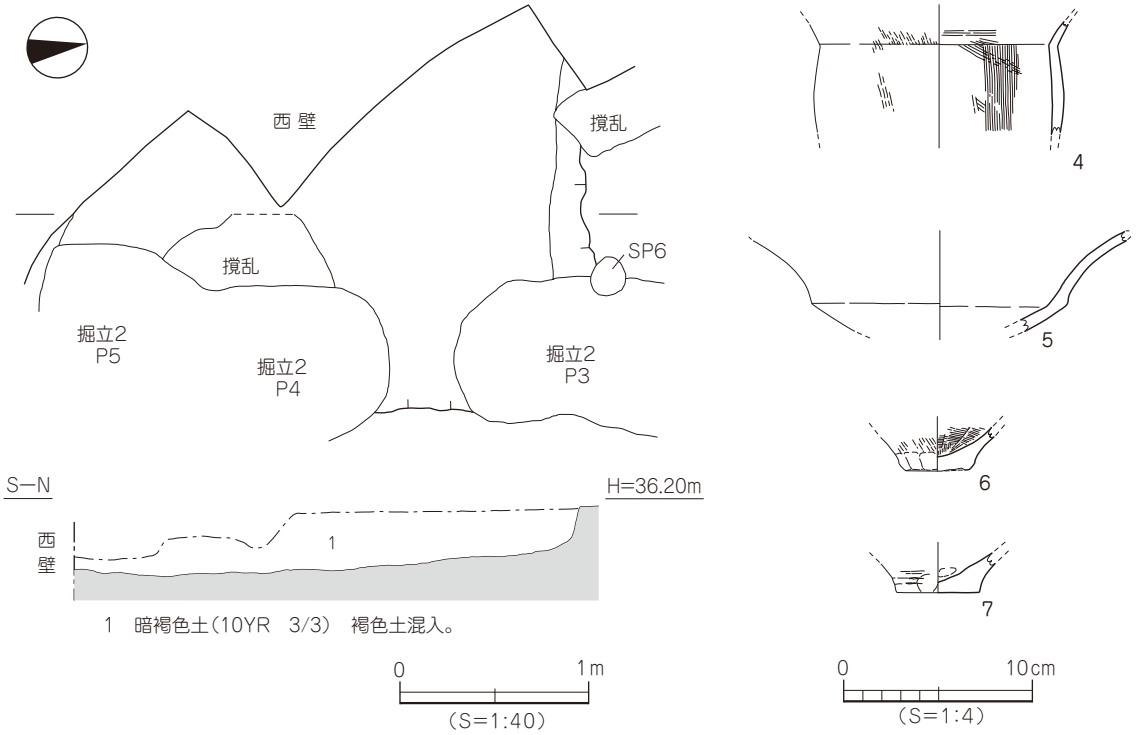

第12図 SX1

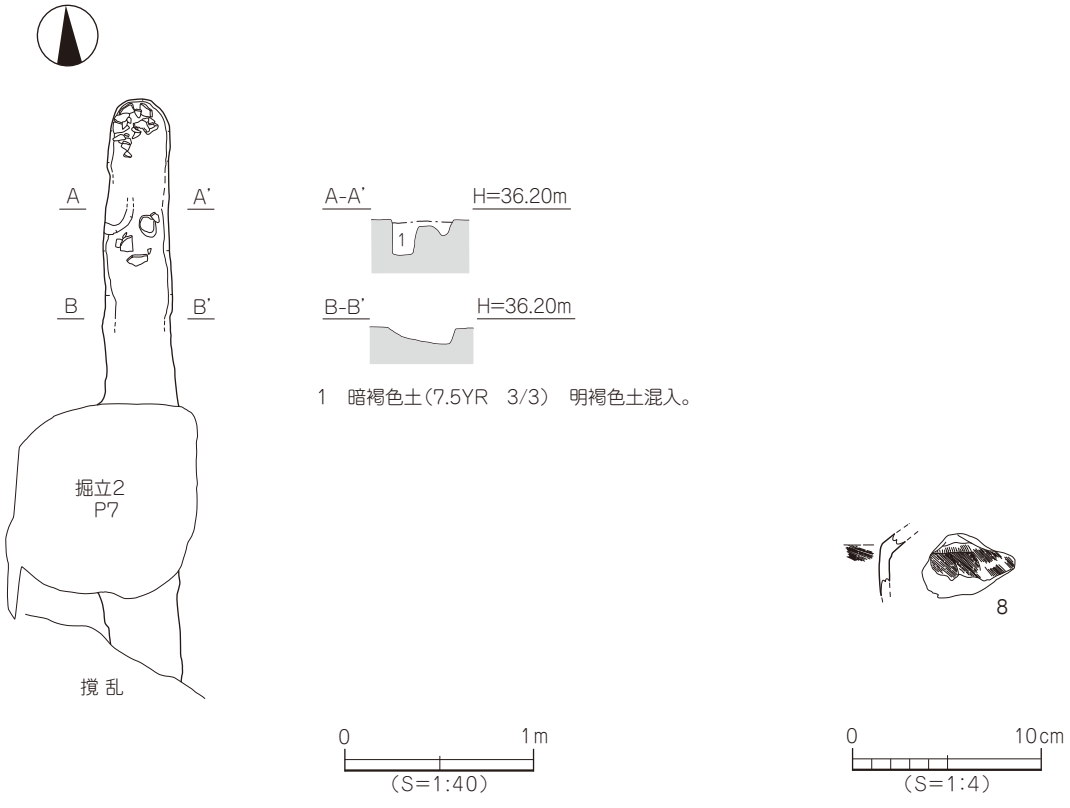

第13図 SD1

周壁溝の内側に、幅0.4～0.8mで、深さ８cmほどの溝状の掘り込みが認められる。これは、当地の方形竪穴住居において、しばしば認められる下部構造の一形態である。防湿を目的として床を貼る前に掘られたものと想定しているが、実際のところはよく分かっていない。南東部では完全に失われているが、東部の溝の東辺と思われる僅かな段差を確認している。

主柱穴は、北東角を除く３本を検出した。小さなもので直径は 0.18 m程度、大きなもので 0.3 ～ 0.4 mを測る。深さは住居本体の掘り方の底から浅いもので 0.3 m、深いもので 0.45 mに及んでいる。南部のＰ２とＰ３では、柱を抜き取った跡が確認された。主柱穴の掘り方本体の大きさに比べて痕跡部分の割合が大きいことから、柱痕ではなく、柱の抜き取り跡と判断した。Ｐ１については、土色がほかの２基の抜き取り跡のものと共通であることから、全面的に柱の抜き取り穴の部分を調査時に半裁したものと判断している。

主柱穴の配置状況から復元される柱筋の規模は、南北2.43m×東西2.22mである。４本の柱を長辺：短辺＝12：11の比率になるように配置したものと考えている。その際の造営単位は、0.201～0.203m程度と推定している。ここで言う造営単位とは、建物の各部材の規模を決定するために使用したであろう当時の「ものさし」のことで、後に尺と呼ばれるものにあたる。近年の調査の結果、主柱穴の配置を決める際に長短比が意識された形跡があることに気付いたことから、これを手掛かりとして、当時の造営単位の特定に繋がるのではないかと考えてきた経緯がある。暫定的に本報告においては、この用語ならびに考え方を使用するものである（第Ⅴ章第２節ほか参照）。

ＳＫ２は、主柱穴であるＰ２とＰ３を結ぶ柱筋の内側に接する位置に掘りこまれている。長径 1.2 m、短径 0.7 m、深さは 0.15 mを測る。炉の傍に掘り込まれた土器置き場の可能性を想定している。焼土や炭化物は確認されていない。なお、久米高畑 68 次調査のＳＢ 001 にも同様の土坑が伴っている（第 29 図）。

出土遺物：9と 10 はＳＢ１から出土したミニチュア土器である。製塩土器ではない。内外面ともに摩滅が激しい。

11 はＳＫ２から出土したもので、甕の口縁部と考えられる。土師器である可能性も考えられる。

時　　期:11 に関して、土師器である可能性もあることから、この住居は古墳時代前期初頭を上限とする時期と判断した。しかし、弥生時代後期末葉から古墳時代の初頭にかけて当地において一般的なタタキ甕の破片を伴わないことから、これの出現直前の弥生後期後葉を上限とする時期に属す可能性も考えられる。

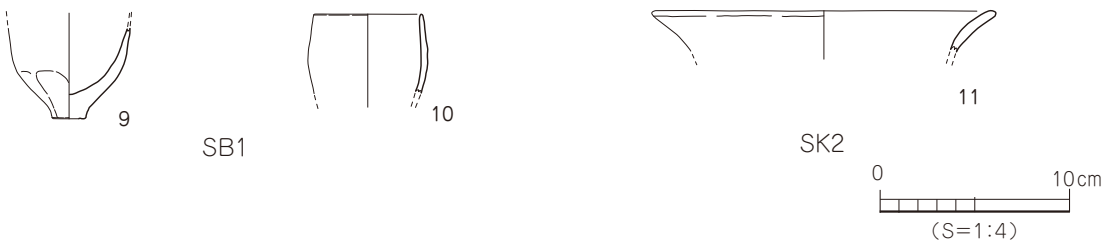

第14図　SB１・SK２出土遺物

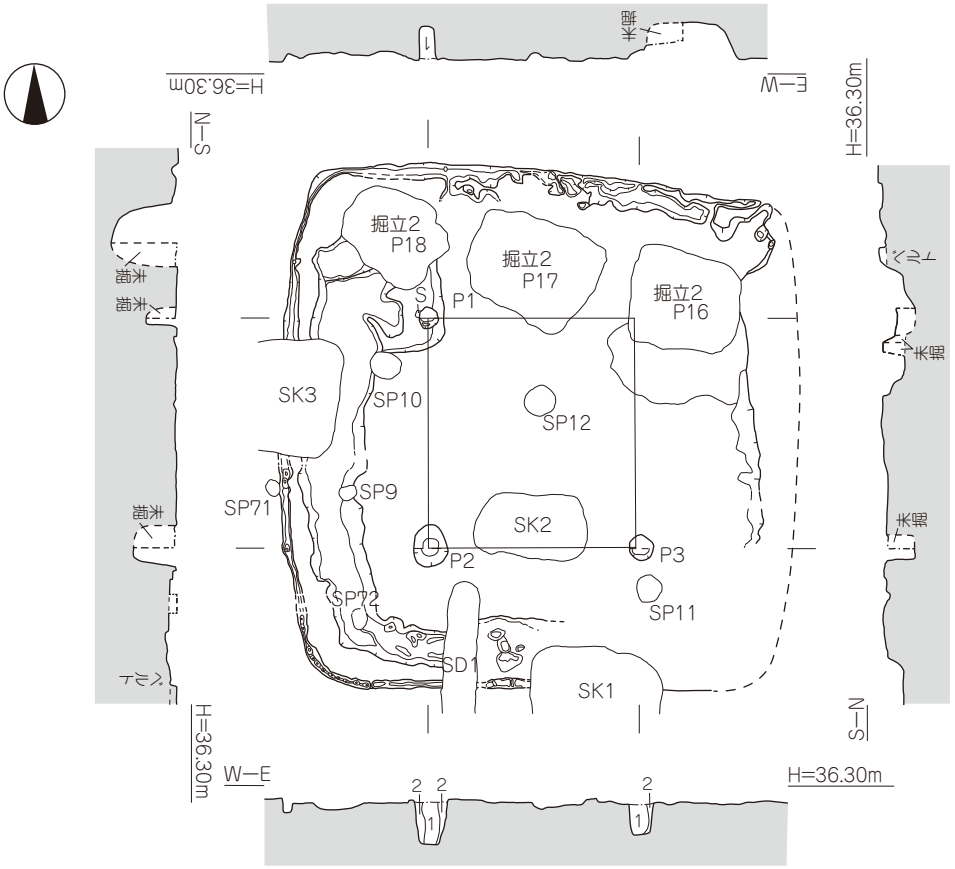

1　灰褐色土(7.5YR　5/2)
2　にぶい褐色土(7.5YR　5/3)

0　2m
(S=1:80)

SB1

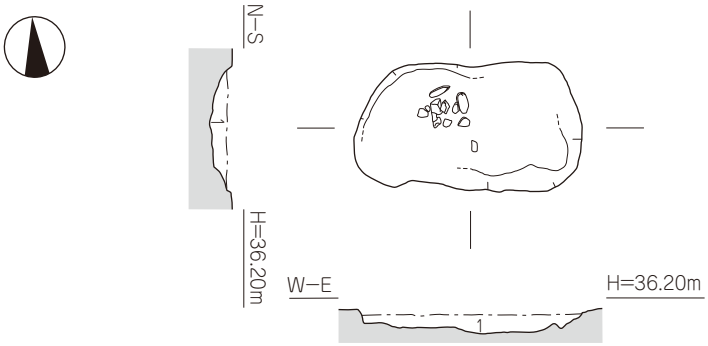

1　暗褐色土(7.5YR　3/3)　明褐色土混入。

SK2

0　1m
(S=1:40)

第15図　SB1・SK2

2　掘立柱建物

掘立2［第 17 図］　調査区南部にて検出された比較的大型の掘立柱建物である。

桁行５間（7.85 m）、梁行４間（5.34 m）、方位は真北から東に 104 度振る東西棟である。柱穴は、小さなもので一辺 0.9 m× 0.8 m、深さ 0.5 m、大きなもので 1.4 m× 1.1 m、深さ 0.65 m程度の不整長方形を呈する。柱穴の規模に比較して柱間が狭いことから、柱の配置が密な印象を受ける。

柱穴本体の埋土の色調は、かなり黒い。この土色は、官衙遺跡群を構成する多くの遺構の埋土が褐灰色であるのに比べて、時期的に古い段階の特徴ととらえてきたものである。

柱はすべて抜き取られている。Ｐ1やＰ６、Ｐ 18 のように、柱の抜き取り穴が柱穴本体の掘り方の範囲を超えて掘りこまれているものもある。柱材の直径は太く見積もっても 20cm を超えない程度であったと想定している。なお、抜き取り穴には、相対的に新しい時期であることを示す色調がやや明るい褐灰色土が混じる。

柱抜き取り穴の下部が、柱穴本体の底に達していないものがいくつか認められるが、このうち、南東部のＰ７～Ｐ 10 については、調査時の半裁位置が実際の柱位置から少しずれていた可能性が考えられる。今回提示した柱筋の復元案では、この点を考慮して、建物の南側柱列のラインを若干南に下げて復元した。Ｐ６やＰ７のように、柱の抜き取り穴が北側から南に向かって掘り込まれている状況が認められることから、実際の柱位置については、柱穴を半裁した場所よりもかなり南に位置していたものと考えたからである。

柱抜き取り穴の下部が柱穴本体の底に達していないもののうち、Ｐ２については、柱の高さ調節のために礎盤石が置かれている。また、Ｐ15については、高さ調節のために少量の土を穴の底に戻してから柱の配置が行なわれたものと考えている。

最後に建物の規格について検討する。

桁行５間（7.85m）、梁行４間（5.34m）の平面規模について、一辺長が28：19に設定されているものと考えた。その際の造営単位は、１単位＝0.280～0.281mとなる。28：19という比率は、いかにも中途半端な数字にも見えるが、柱間が等間ではない柱穴の配置状況に着目すると、次のように説明可能である。

桁行の柱穴の配置を詳しく検討した結果、中央間１間分が若干広めに設定されていると判断するに至った。そこで、28単位の桁行長について、中央間を６単位、ほかを5.5単位×４間と考えた。梁行19単位

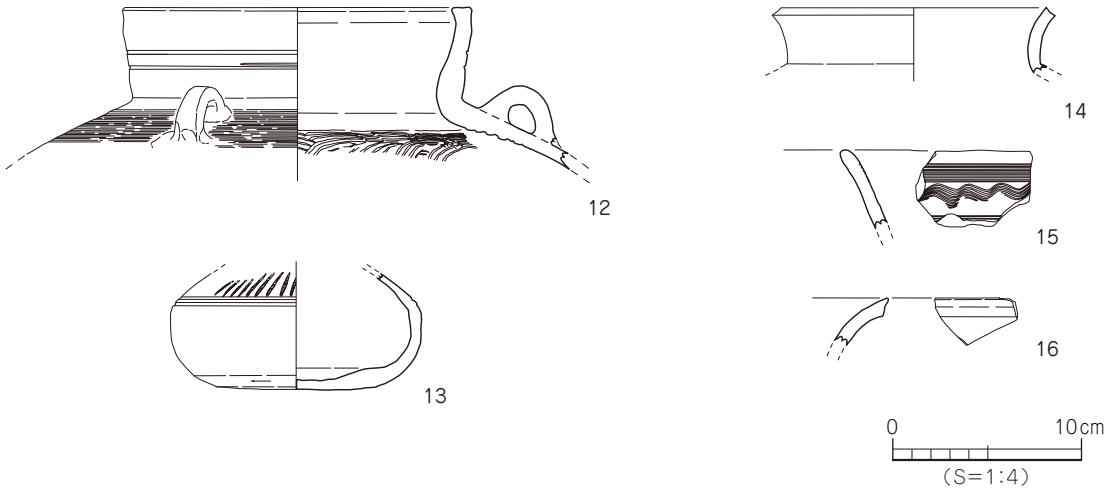

第 16 図　掘立２出土須恵器

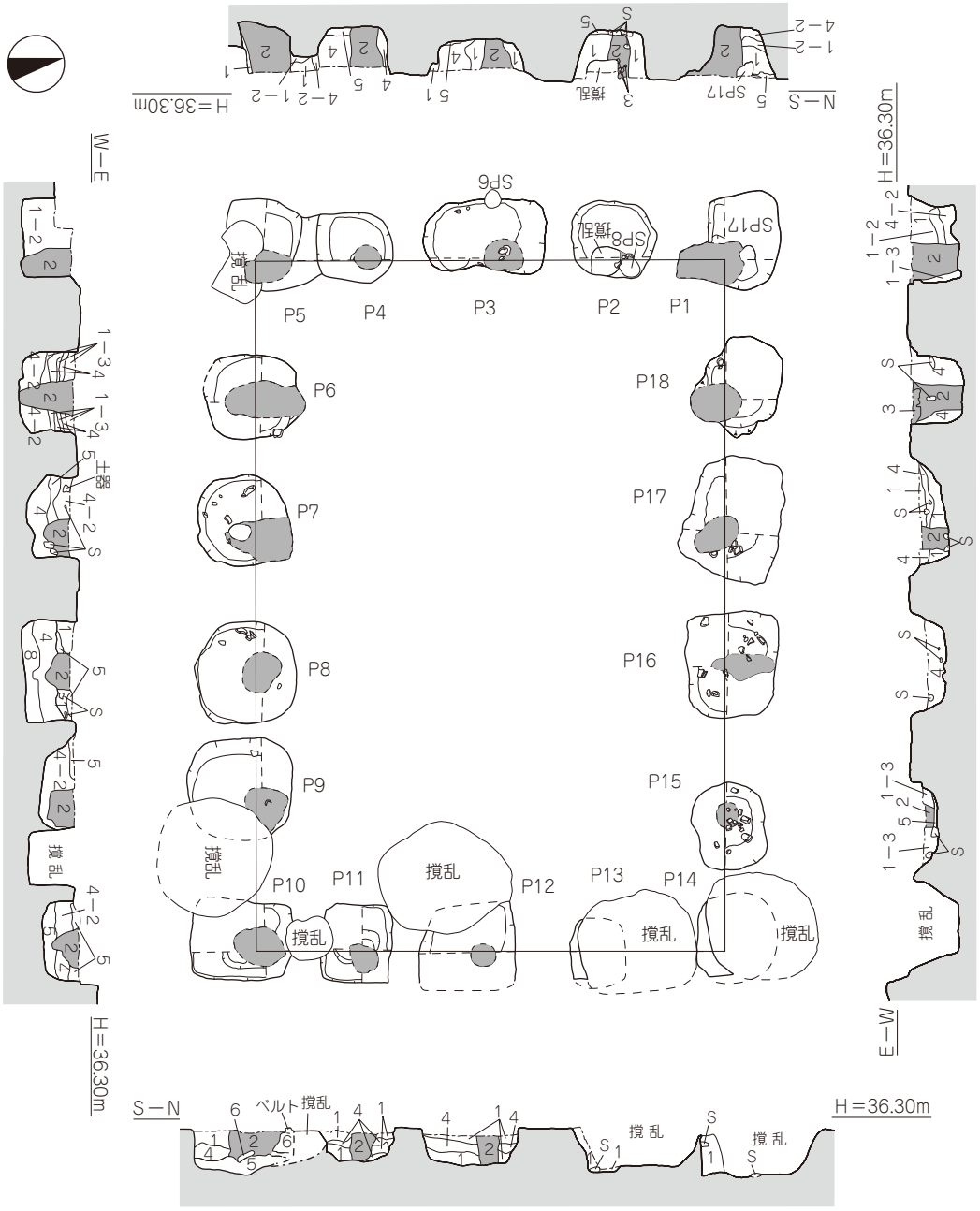

1　　黒褐色土　(10YR　3/1)　褐灰色土と淡黄色土の粒が混入。
1 - 2　黒褐色土　(10YR　3/1)　褐灰色土と淡黄色土が粒状に混入。
1 - 3　黒褐色土　(10YR　3/1)　明赤褐色土と灰褐色土が小ブロック状に混入。
2　　黒褐色土　(10YR　3/1)　褐灰色土と淡黄色土が粒状に混入。
3　　灰白色土　(2.5YR　8/1)
4　　黒褐色土　(10YR　3/1)　淡黄色土が粒状に混入。
4 - 2　黒褐色土　(10YR　3/1)
5　　明黄褐色土 (10YR　7/6)　黒褐色土が混入。
6　　褐灰色土　(10YR　5/1)
7　　褐灰色土　(10YR　4/1)　黒褐色土が混入。
8　　明黄褐色土 (10YR　7/6)　黒褐色土が粒状に混入。

0　2m
(S=1:80)

第17図　掘立２

については、中央寄りの２間分に比べて両端が狭いことから、4.5＋5＋5＋4.5＝19と理解した。なお、ここで提示した柱間の長さ以外にも、各辺の単位数が28や19になる数字の組み合わせは存在するが、遺構の実態に照らして、以上述べたような理解の仕方が妥当であると判断したものである。

なお、１単位＝0.280～0.281ｍという長さは、政庁に代表される遺跡群Ⅰ期における0.288ｍに比べてもかなり短い。造営単位の概念も含めて、この建物の当遺跡群における位置付けについては、第Ⅴ章第１節にて改めて報告する。

出土遺物：12～16はすべて須恵器である。

12は甕の口頸部である。肩部に断面長方形の耳状の突起が付けられている。通常、この突起は４方向に付けられるのが一般的であるが、この個体に関しては３方である可能性がある。口縁端部は強い撫で調整によって若干窪んでおり、その結果、内面が嘴状に肥厚している。頸部中央やや下寄りに２条平行の凹線がめぐる。突起は、外面の回転カキ目調整の終了後に付けられている。同様の個体が、市内福角町に所在する権現古墳群塚本１号墳の周溝内から１点出土している[1]。この古墳の周溝および石室内出土の遺物については、共伴する蓋坏の形態から、７世紀初頭から同第１四半期ころまでの比較的短期間に比定されている。13は短頸壺である。口縁部が短く垂直に立ち上がり蓋を伴う形態か、もしくは、口縁端部が外反するタイプになる。概ね６世紀代のものと考える。16はやや古い時期の大甕の口縁部片と考えられる。

時　　期：12のような器については、一般的に６世紀代と理解されることが多いようであるが、塚本１号墳の事例も参考にして、７世紀初頭から同第１四半期を上限とする時期に比定する。

掘立１［第18図］　調査区の中央部に位置する掘立柱建物である。幾つかの理由から、正倉院が濠で囲われる遺跡群Ⅲ－Ｂ期の役所の建物であると考えている。

桁行３間（5.93 m）、梁行３間（5.27 m）、方位は真北から僅かに東に振る南北棟である。北部の柱穴は近世以降の掘り込みによって大きく削られているため僅かしか遺存していない。柱穴の平面形状は、削平され上部が大きく失われているため不整形なものが多いが、掘られた当時は、Ｐ６などに見られるように隅丸長方形であったものと考えている。柱穴の径は 0.65 ～ 0.7 m前後、深さは残りのよい南辺柱列で 0.4 m程度を測る。土層断面の観察結果によると、多くの柱が抜き取られているものと考えられる。柱抜き取り穴の埋土の色調は、柱穴本体のものと比較してかなり明るい。

建物の方位がほぼ正方位に対応すること、正倉院の方向性に対応していること、また、方形柱穴が採用されていること、さらに、明るい土色の埋土であることは、いずれもこの建物が、正倉院が濠で囲われて以降の遺跡群Ⅲ－Ｂ期の役所施設であることを示すものと考えている。なお、官衙遺跡群におけるこの建物の位置付けについては、本章末尾の「まとめ」にて詳述している。

最後に建物の規格について検討する。官衙の建物であることが事実上確定していることから、掘立２で造営単位と呼んだ考え方について、造営尺に読み替えて説明する。

一辺長の比率（5.93m：5.27m）を20：18（10：９）とみるか、あるいは20：17.5（８：７）と考えるかによって、評価が大きく変わってくる。桁行から得られる造営尺は、１尺＝0.297ｍとなり、これは一般的に唐尺と呼ばれている基準尺に対応する。梁行を18尺とみると、ここから得られる尺長は0.293ｍとなる。この長さは、唐尺の領域における短めの値として評価可能である。一方、17.5尺と考えた場合、造営尺は0.301ｍとなり、遺跡群Ⅱ期の１尺＝0.304ｍに近い結果となる。どちらとも判断し難い状況であるが、梁行３間

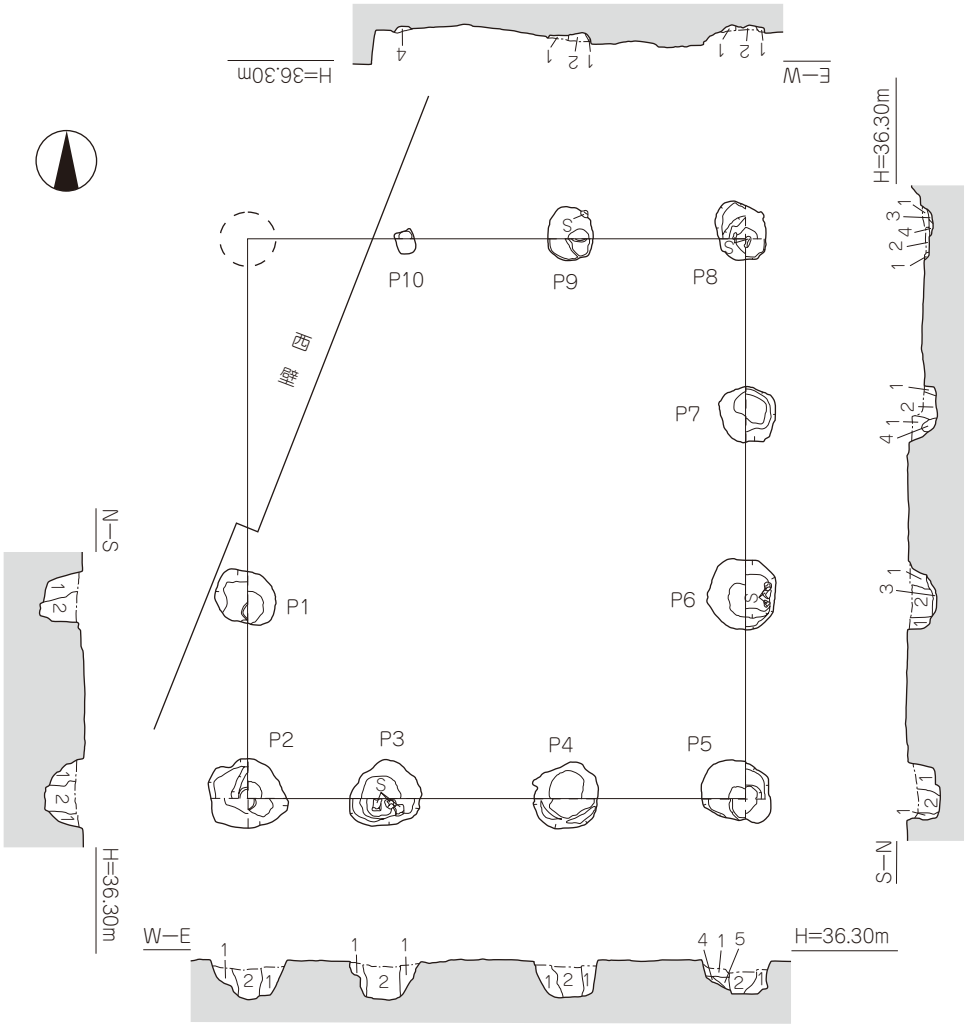

1　暗褐色土(7.5YR　3/3)　赤褐色土と明褐色土が粒状に混入。
2　褐色土　(7.5YR　4/3)　柱の抜き取り穴。
3　黒褐色土(7.5YR　3/2)
4　暗褐色土(7.5YR　3/3)　1に比べて赤褐色土の割合が多い。
5　暗褐色土(7.5YR　3/4)

0　2m
(S=1:80)

第18図　掘立１

を１間６尺の等間と考えることができることに加えて、一般的な唐尺の範疇で理解可能なことの２点から、梁行18尺の復元案を採用したい。なお、正倉院の濠の分析から得られている造営尺が唐尺であることも、この建物の規格を評価するにあたって全く矛盾しない(報告書第121集)。

出土遺物:図化できる出土遺物は僅かで、時期の推定に役立つものは含まれていない。

時　　期:遺跡群Ⅲ－Ｂ期、８世紀中頃以降の建物である。

（3）近世以降の遺構と遺物

1　土　坑

ＳＫ５［第19図］　調査区の中央部で掘立１と重複する大型の土坑である。長辺2.5m、短辺1.4m、深さ15cm弱を測る。

出土遺物：江戸時代の後期頃のものとみられる陶磁器が出土した。17は型押し整形によって作られた皿である。口縁部が波状に仕上げられている。見込蛇目釉剥ぎの痕跡が認められる。18は焙烙鍋。19～21は肥前系磁器。20の染付けの文様は柳とみられる。

時　　期：肥前系磁器の文様から、19世紀前半頃の遺構であると考えられる。

ＳＫ６［第20図］　調査区の中央部で掘立１と重複する大型の土坑である。一部、調査区の西へ続く。長辺３m以上、短辺2.9m以上、深さ約0.25mを測る。

出土遺物：22～26は焙烙鍋の口縁部。27は唐津産の磁器と思われる。29は瀬戸美濃である。

30～32は肥前系の磁器で、30には見込蛇目剥ぎの痕跡が認められる。

時　　期：18～19世紀頃と考えられる。

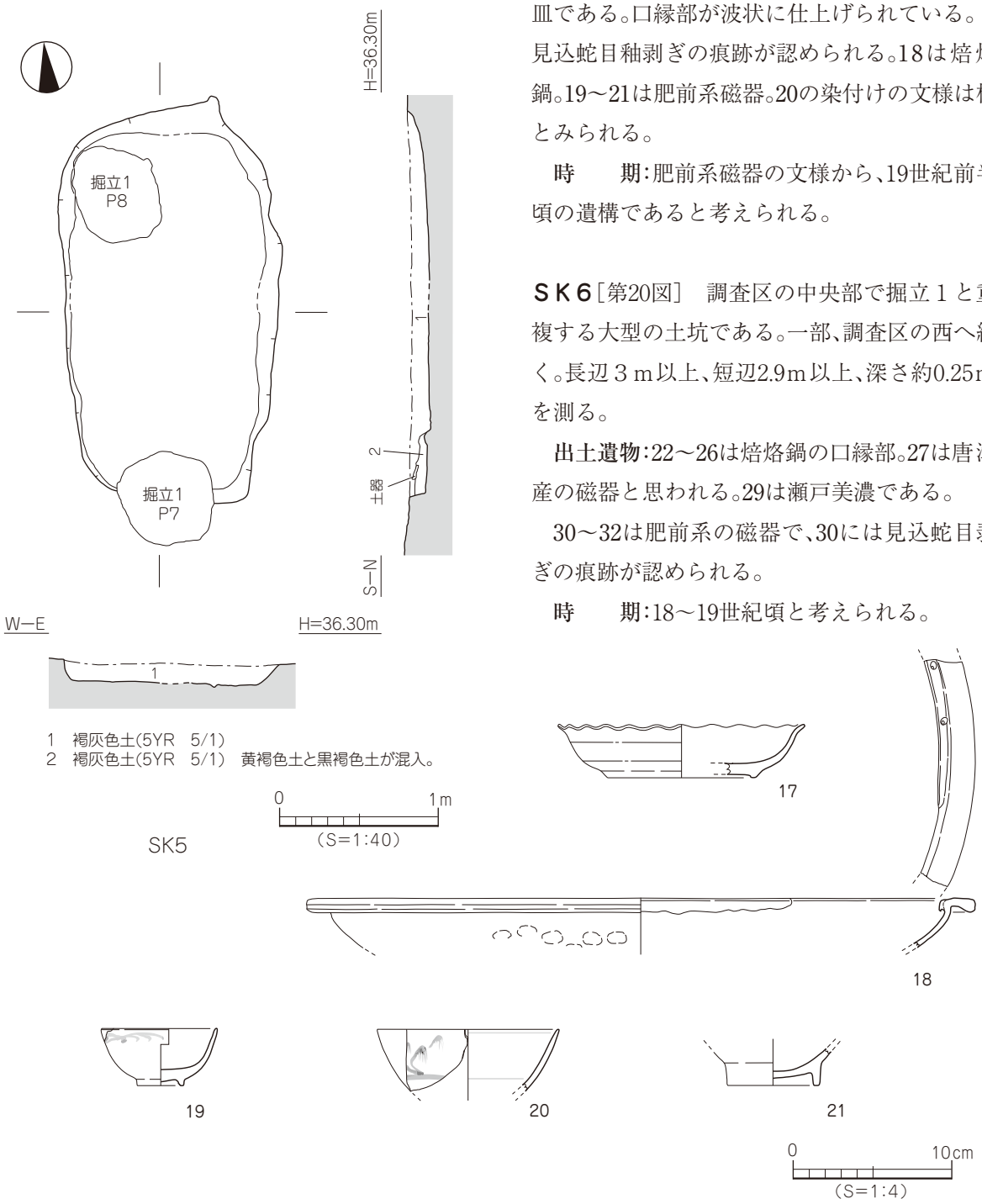

第19図　SK５

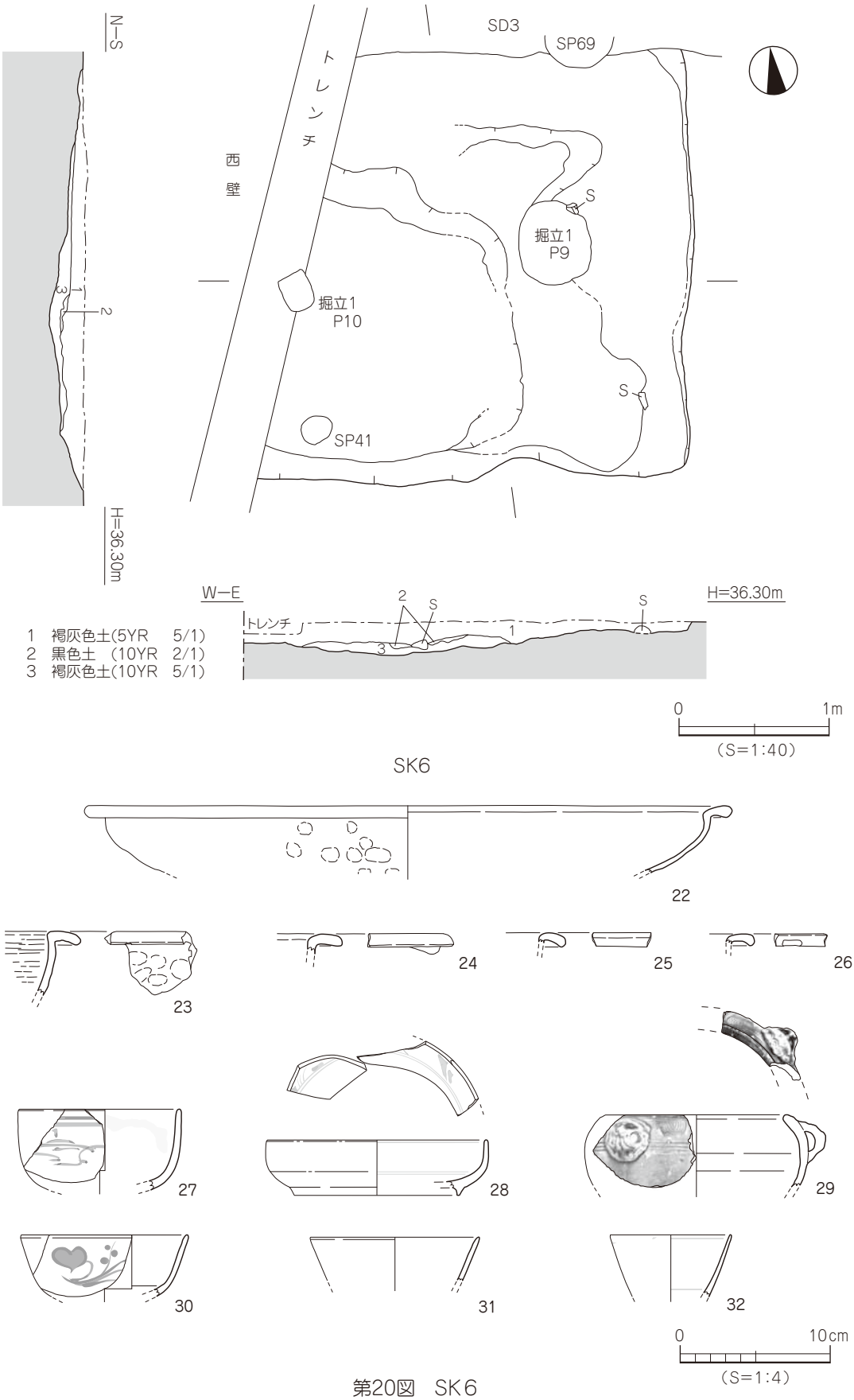
N—S
H=36.30m
SD3
SP69
トレンチ
西壁
S
掘立1
P9
掘立1
P10
S
SP41
W—E
H=36.30m
トレンチ
1 褐灰色土(5YR 5/1)
2 黒色土 (10YR 2/1)
3 褐灰色土(10YR 5/1)
0 1m
(S=1:40)
SK6
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
0 10cm
(S=1:4)

第20図　SK6

このほかの土坑［第７図］　個別には触れないが、ＳＫ５とＳＫ６以外の調査地北部に分布する土坑の大半は、概ね江戸時代の後半以降のものと考えられる。いずれも同様の遺物ないし明治期以降の陶磁器が出土している。この状態は、東隣の同68次調査における土坑や溝の評価と共通である。

なお、調査地北部が南部に比べて１段低くなっている部分に関しては、水田造成時の段差を反映するものと理解している。現在は１枚の水田であるが、かつては南北２枚に分かれていたらしい。

出土遺物：全体の傾向として、焙烙鍋の破片が占める割合が高い。破損率の高い日常雑器としての性格を反映してのことと考えられる。

２　溝

ＳＤ４［第21図］　調査区北部に位置する東西方向に掘られた溝である。南に約１ｍ離れて平行の位置に、ＳＤ３が掘りこまれている。ともに、出土遺物や埋土の特徴から、同時期のものと考えられる。

検出長約４ｍ、幅およそ0.4m、深さは深いところで10㎝程度を測る。

出土遺物：33は焙烙鍋の口縁部の破片である。

時　　期：ＳＫ５・ＳＫ６と同様、江戸時代後期に属すものと考えられる。

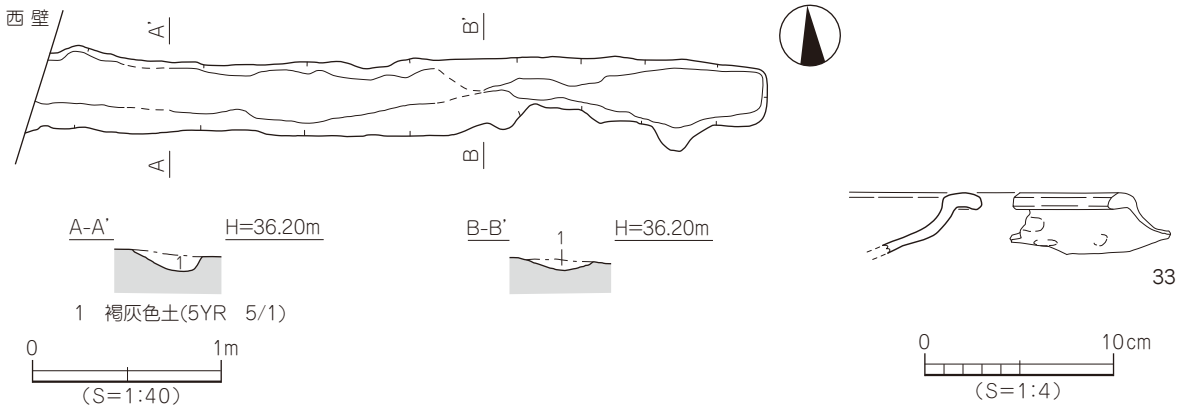

第21図　SD４

このほかの溝［第７図］　本節の冒頭で報告したＳＤ１を除く溝の大半は、江戸時代の後期以降のものと考えられる。埋土の特徴も、先に述べた土坑と大差ない。

出土遺物：江戸時代後半期以降の陶磁器の破片が出土している。

（４）そのほかの遺物

縄文土器［第22図］　掘立２の柱穴から縄文時代後晩期の浅鉢の破片が１点出土している。

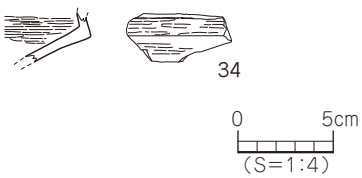

第22図　縄文土器

破片は浅鉢の屈曲部の破片である。内外面ともに横方向の強いミガキ調整によって、硬質に仕上げられている。

当遺跡群における縄文土器の出土事例は少ないが、当調査地の東に隣接する同36次調査地において、晩期前半頃の円形の竪穴住居から出土していることから、関連が窺われる（『年報Ｘ』）。

第７節　ま と め

（１）竪穴住居ＳＢ１について

弥生時代後期末葉から古墳時代前期前半頃のＳＢ１の調査によって、４本の主柱穴が用いられる方形竪穴住居の事例をもとに、特徴的な主柱穴の配置状況から建築時の造営単位の存在を指摘した。この点については、68次の成果とあわせて、第Ⅴ章第２節にて検討を行っている。

（２）掘立２について

官衙遺跡群の出現直前に位置付けられる可能性が高い大型の掘立柱建物について、これに伴う68次の掘立001と共通の造営尺を導出することができた。なお、建物相互の位置関係についても、この造営尺を基に説明可能なことを、第Ⅲ章の「第７節まとめ」にて報告する。また、第Ⅴ章第２節にて、同様の視点から、両建物の遺跡群における位置付けを試みている（p.55）。

（３）掘立１について

正倉院が濠によって囲われる遺跡群Ⅲ－Ｂ期[2]を上限とする時期に属する官衙の掘立柱建物を１棟検出することができた。今回の掘立１については、この建物との比較が可能な遺跡群Ⅱ期の諸施設が至近距離に存在しない状態でありながら、時期の特定を行なうことができた。方位や埋土の土色に関する所見に加えて、造営尺の視点を盛り込むことで実現している。

この建物に関しては、調査地の北約50ｍに位置する61次調査地[3]にて検出されている溝ＳＤ002との関係に注目している。

ＳＤ002は、検出長約27.8m、幅1.2～1.8m、方位は真北から東に１度振る直線的な素掘溝である。正倉院東濠の南延長線上に位置すること、出土遺物の年代が８世紀後半頃を上限とすること、埋土の特徴等の様々な理由から、遺跡群Ⅲ－Ｂ期の地割のための溝であると考えている。これらの特徴は、掘立１から得られた所見とも一致することから、両遺構は密接な関係にあったものと想定している。

67･68次では、この溝の延長部は検出されていない

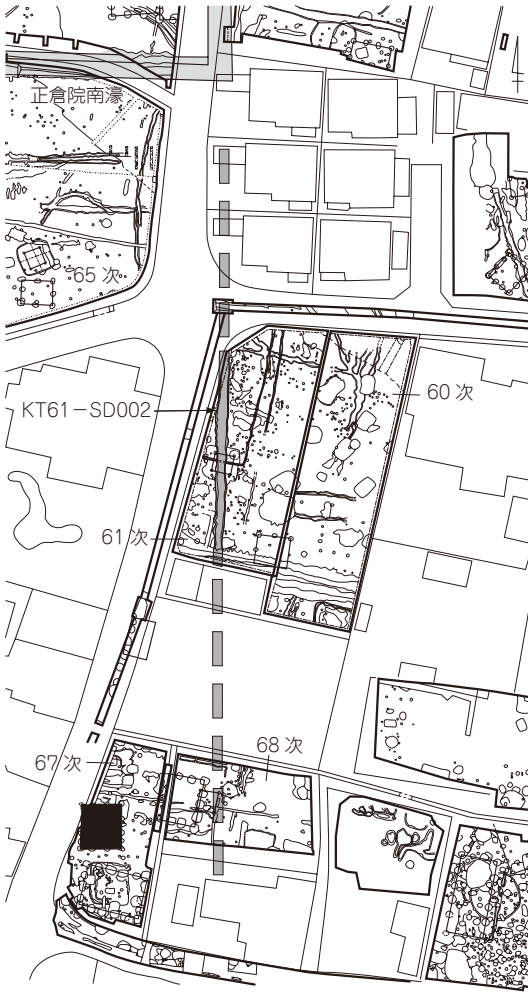

第23図　掘立１とKT61－SD002　(S＝1:1000)

が、掘立１がこの場所に建てられている理由を考えると、遺跡群Ⅲ期の地割のための溝としてのＳＤ002の存在を外すことができない。そこで仮に、溝を南に延長して検討すると、掘立１東辺柱筋の位置は、溝の掘り方西辺から約10.4m離れて平行の関係にあることが判明した。これに造営尺に基づく解釈を与えると、１尺＝0.297mで35尺[5]と考えるのが妥当なようである。この尺長は、先に検討した掘立１の造営尺（0.293～0.297m）に近似することから、溝と建物が共通の基準に基づいて設けられた可能性も想定される。

ただし、ＳＤ002の掘り方西辺の南延長線の復元は、61次調査地における部分的な検出状況を基にしているため、復元の仕方によっては、建物との距離が大きく変わる可能性が高い。したがって、ここで提示した約10.4mという数字に関しては、あくまでも参考程度に止めておくこととしたい。

なお、ここで問題となった61次のＳＤ002は、厳密には、正倉院東濠東辺の南延長線上にその東辺を揃えた配置がされているわけではない。これまでの見解では、東濠の方向角は真北から１度弱西に振っていることから、両者の間には、２度近い方位の差が存在しているのである。仮に61次のＳＤ002の掘削が、正倉院東濠の設定と同時に行なわれたものであるとすると、この角度の差は不都合である。したがって、この溝は、正倉院東濠の南東角に対応する[6]ように意図されて掘られてはいるものの、同時に造られたものではなく、濠に対して後出する時期のものと考えることによって、方向角の違いという矛盾を解消することが可能であると考える。

これまで遺跡群の南西部では全く知られていなかった、正倉院周辺の遺跡群Ⅲ期の地割に対応する建物を確認することができた点は、重要な成果であった。

注

1　栗田　茂敏　1991『北谷王神ノ木古墳・塚本古墳』松山市文化財調査報告書21　松山市教育委員会・松山市立埋蔵文化財センター
2　政庁のみ知られている段階を遺跡群Ⅰ期（７世紀前半）、回廊状遺構に代表される諸施設が地割に基づいて配置されるⅡ期（７世紀中葉）を経て、７世紀第３四半期のうちに遺跡群南東部の施設が廃止されて来住廃寺が創建されるⅢ－Ａ期に至る変遷過程を想定している。その後、８世紀の中頃に、正倉院の外郭を濠で囲いなおして施設を拡充するのに伴って、遺跡群北西部の地割が改変されるⅢ－Ｂ期に至る。なお、官衙の終焉は、正倉院の濠が機能を停止する９世紀末から10世紀前半頃を上限とする時期に求めている。
3　橋本　雄一　2006『史跡久米官衙遺跡群』松山市文化財調査報告書111　松山市教育委員会・財団法人松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センター
4　田内真由美　2005「久米高畑遺跡61次調査地」『松山市埋蔵文化財調査年報』17　松山市教育委員会・財団法人松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センター
5　溝と建物の距離の復元の仕方によっては、同様の造営尺による36尺（30大尺・６歩）の設定と考えることも可能である。正倉院南濠南面における区画施設と濠との距離の説明を行なう際には、この大尺（歩）に基づく考え方を適用して説明した経緯がある。ただし、本事例の場合、溝と建物の距離を正確に復元することが困難であることから、この件に関する評価は保留しておく。
6　ＳＤ002と正倉院東濠の東辺に沿って、遺跡群Ⅲ期の道路が南北に通るものと想定している。

第Ⅲ章　久米高畑遺跡68次調査

第１節　調査に至る経緯

松山市来住町903番に所在する水田において、国から補助を受けて重要遺跡確認調査を実施した。片岡正彦氏（来住町在住）が所有する当該地は、松山市が指定する遺物包含地「№127　来住廃寺跡」に位置している。久米官衙遺跡群の主要施設である回廊状遺構の北西角から西へおよそ100m、正倉院南東角の南から約100m付近にあたることから、官衙の方格地割に関して新たな情報を得ることができるのではないかと期待された。開発行為に伴って実施される本発掘調査とは異なることから、事前の試掘・確認調査は行っていない。調査は、隣り合わせの２枚の水田について、２回に別けて実施されることになり、まず、西側の水田について最初の調査をおこなった（67次）。その後、東側の敷地に仮置きされた67次の排土を移動して西の水田を復旧する作業が終了した後、平成19年１月17日頃から68次の本格的な作業に着手した。

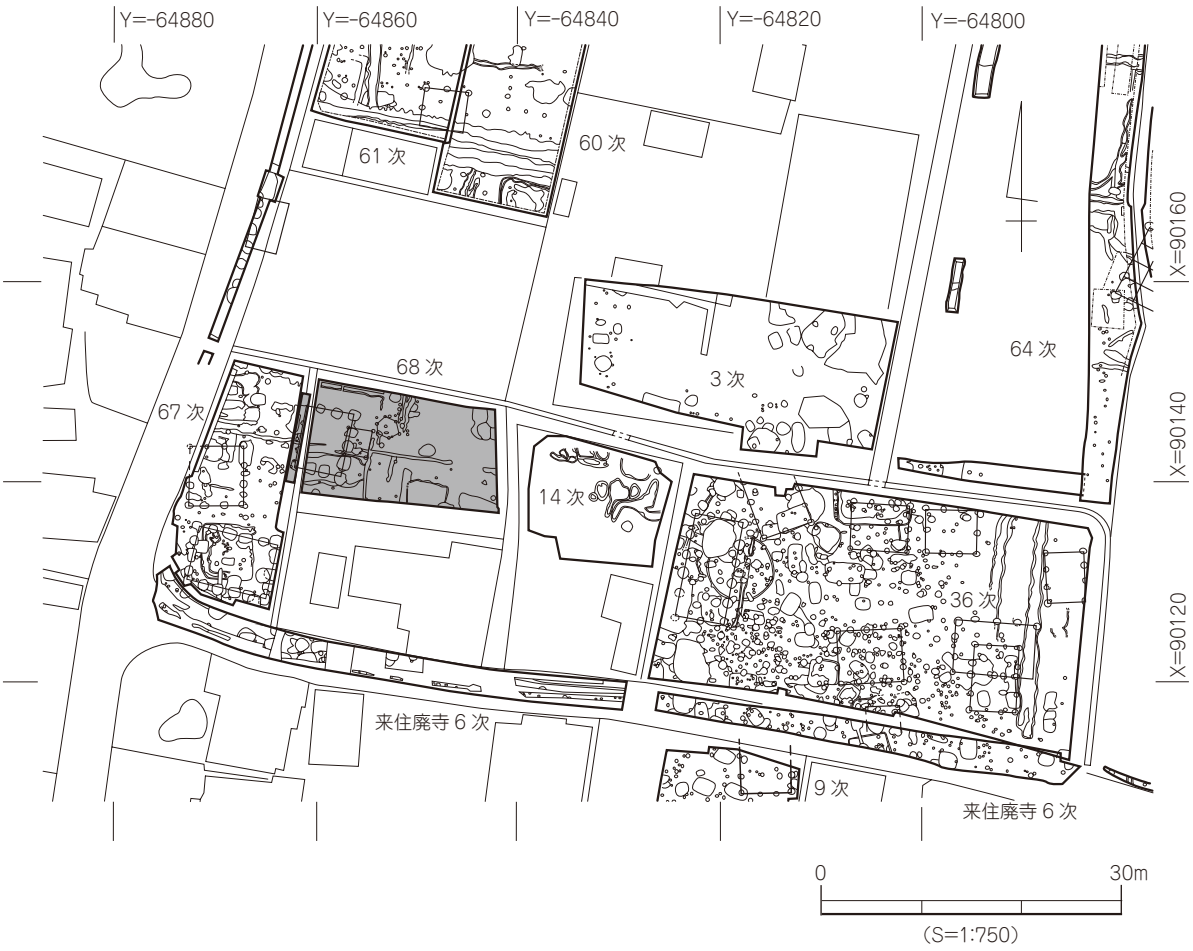

第24図　68次調査地とその周辺

第２節　調査ならびに整理作業の経過

調査日誌抄録

平成19年１月９日（火）　作業員初日。着手の準備と67次の支援。
１月17日（水）　67次の埋め戻し終了後、引き続いて68次の重機による掘削に着手。
１月22日（月）　遺構の検出写真を撮影。小笠原より現場を引き継ぐ。
１月23日（火）　掘立柱建物の全景を検出するために、67次東壁沿いにトレンチを設定。全域で近世以降の灰色の土の除去をすすめる。掘立001において礎盤石の存在を確認。
１月25日（木）　掘立001を中心に、灰色土除去段階の写真を改めて撮影し、遺構を確定。
１月26日（金）　基準点の打設。グリッド杭の配置に着手。現説の日程を検討。
２月５日（月）　検出段階の平面図作成を継続。現説資料の作成に着手。
２月７日（水）　第２回史跡久米官衙遺跡群整備検討委員会地域振興部会開催。
２月８日（木）　竪穴住居の主柱穴４本を認識。これも焼失住居か？
２月13日（火）　掘立001の各柱穴を半裁、順次写真を撮影。
２月14日（水）　現説報道資料が完成し、決裁をとる。
２月16日（金）　調査終了段階の写真を撮影（原則、各遺構は半裁状態）。
２月21日（水）　10時から報道発表。図面の作成と平面図へのレベルの記入を継続。
２月24日（土）　10時から現地説明会を開催。一般の参加者は約70名。
２月28日（水）　この頃までにほとんどの断面図の作成を終える。土層注記を継続。
３月７日（水）　遺構保護のため、砂を投入する。
３月８日（木）　重機による埋め戻しに着手。10日（土）に終了。
３月12日（月）　手作業による水田復旧。ゴミの回収、石拾い、遺物の洗浄など。
３月22日（木）　この頃までに概報などの書類を作成。遺物の洗浄と注記作業を継続。
３月30日（金）　この日までに土嚢等の片付けを終了。撤収作業完了。

整理日誌抄録

７月２日（月）　埋文センターにて19年度出土物整理の委託作業を開始。遺物の実測作業に着手。
10月18日（木）　報告書掲載図面のレイアウトを決定し、デジタルトレースを開始。
平成20年２月19日（火）　報告書のページネーション原案を作成。トレース継続。
３月12日（水）　総括の図面を除いてデジタルトレースの作業が終了。
３月31日（月）　写真図版の作成を依頼。遺物写真の撮影。報告書の構成を仮に決定。
７月24日（木）　総括にて使用予定の大型図面等、デジタルトレースを再開。
８月１日（金）　本文の執筆を本格的に再開。
11月20日（木）　最終的な編集作業を終える。
11月25日（火）　入稿。後日、掲載遺物の収納作業等を行う。

第３節　調査の方法と凡例

(１)測量の基準と調査区の設定

調査に際しては、株式会社ＧＩＳ四国（松山市本町）に委託して基準点の設置を行った。久米官衙遺跡群においては、平成 17 年度の調査まで、旧国土座標に基づく基準点の打設を行ってきたが、これは、従来から進めてきた遺構図のデジタル化の作業に成果を反映させる必要があったためである。世界測地系への移行が課題であったのだが、今回の一連の調査に際して検討を行った結果、世界測地系で測量した場合でも、座標値の調整によって旧座標の図面への合成を行うのに問題は生じないとの結論を得たことから、世界測地系への移行を決定した。本来的には、旧座標系にて設置してきた基準点について、全面的改算もしくは部分的改測も加える形で座標の変位を割り出し、その数値が求められる精度に照らして無視し得る程度のものであることを確認したうえで座標の補正値を決定すべきであるが、経費上の問題もあって現実的ではないことから、暫定的に今回の手法を採用することにした。

なお、グリッドの配置と呼称については、67 次で行った方法に準拠している。

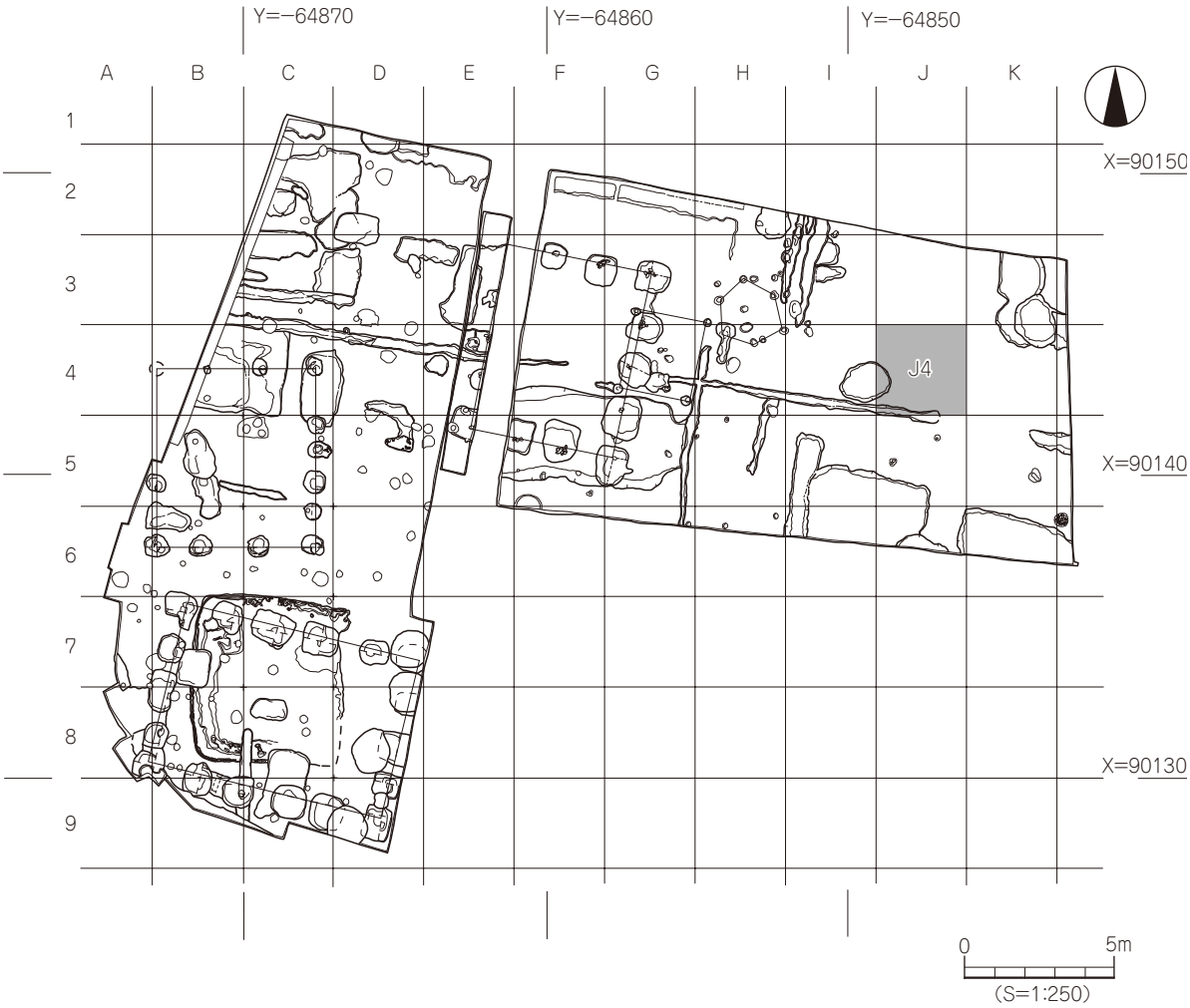

第25図　68次調査区の区割り

(2)凡　例

1　報告内容の一部は、『松山市埋蔵文化財調査年報』19（2007 年刊行）にも掲載されているが、その内容に相違点がある場合、本書をもって訂正したものとする。
2　遺構の種別は略号で示した。竪穴式住居：ＳＢ、掘立柱建物：掘立、土坑：ＳＫ、溝：ＳＤ、柱穴：ＳＰ、性格不明遺構：ＳＸ、掘立等ならびの判る柱穴：Ｐなどである。便宜上、遺構番号の頭に調査次数の略号を併記した場合もある（例；久米高畑遺跡 68 次調査の掘立 001 は、ＫＴ 68 －掘立 001）。
3　遺物の実測図は基本的に 1/4 で統一したが、鉄器等 1/2 で提示したものもある。遺構図は 1/40、1/80 を基本とした。
4　本書で示した方位は、世界測地系に基づく座標北で、高度は標高である。
5　基本土層の番号はローマ数字で、遺構埋土についてはアラビア数字で表記した。
6　土色や遺物の色調の表記に際しては、『新版標準土色帖』1998 年版を参考にした。
7　本書にて使用した地形図は以下の通りである。一部、加筆したものも含まれている。
松山市都市計画図 1/500、同 1/2500・国土地理院発行 1/25000「松山南部」、同「松山北部」
8　出土遺物については、報告書掲載の遺物番号を黄色で注記し、遺構単位に区別した後、収納している。未掲載分については、白色の注記番号が遺物の実測図番号に対応する。

第４節　層　　位

調査地は基本的に南西に向かって地形が下がる微高地上に立地している。現況の地表面である耕作土上面のレベルは 36.6 ｍ、遺構検出面である地山上面は 36.3 ｍ程度である。水田を造る際に水平に削平されていることから、調査区の東部ではⅡ層の橙色粘質土（地山）が失われ、下位の礫層が露出している場所もある。

基本土層の観察結果は、以下の通りである（第 26 図）。

Ⅰ－ａ層:灰色粘質土（Ｎ　4/0）　　現在の水田耕作土層。
Ⅰ－ｂ層:灰色粘質土（Ｎ　4/0）　　ａ層と基本的に同一の土層であるが、酸化鉄の沈着によってにぶい褐色を帯びている。
Ⅰ－ｃ層:灰色粘質土（Ｎ　4/0）　　ａ層に比べて粘性が弱い。マンガンの粒が沈着している。
Ⅱ　　層:橙色粘質土（7.5YR　7/6）　地山。これの下位に礫層がある。

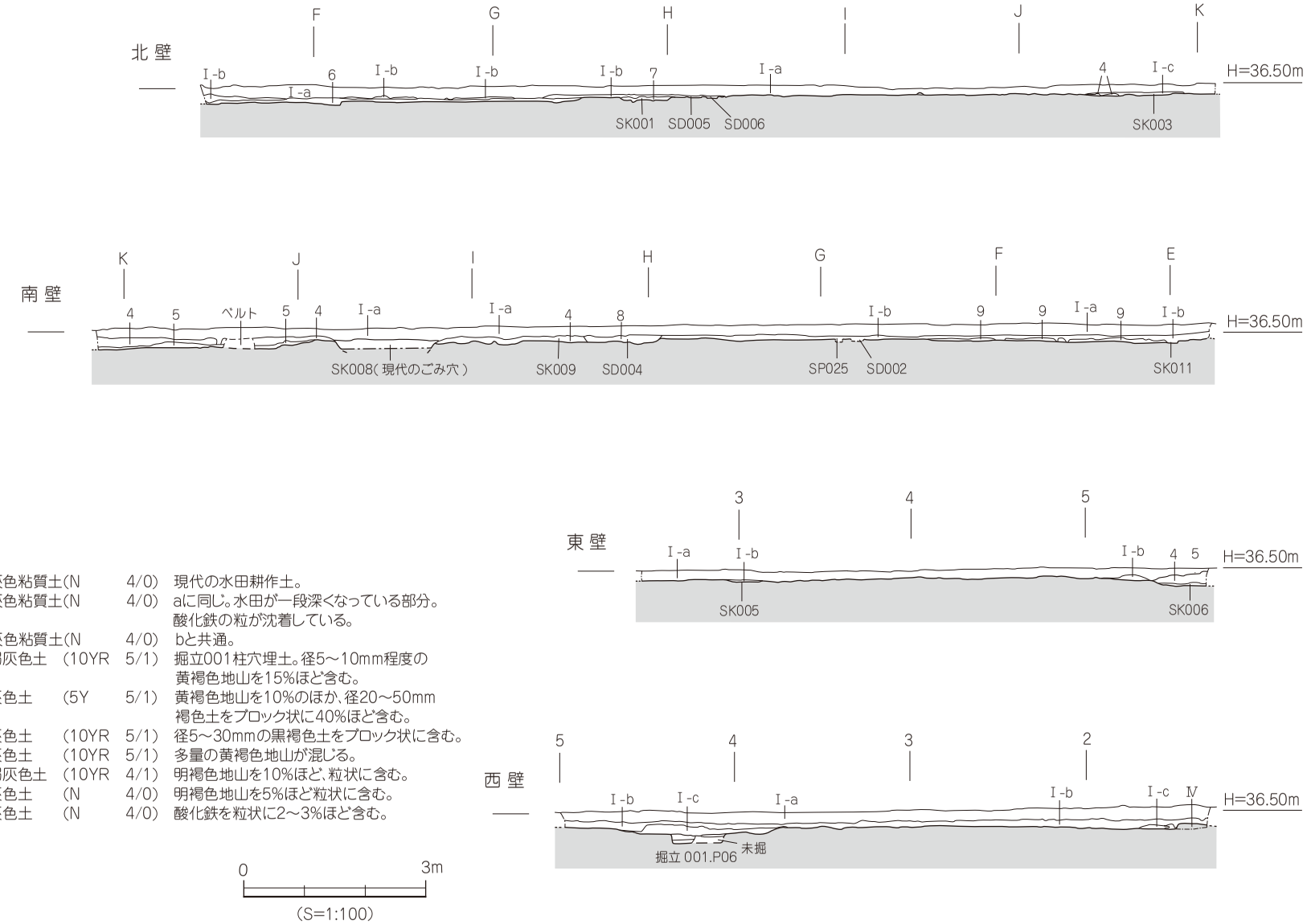

第26図　68次各壁の土層

I-a	灰色粘質土	(N	4/0)	現代の水田耕作土。
I-b	灰色粘質土	(N	4/0)	aに同じ。水田が一段深くなっている部分。 酸化鉄の粒が沈着している。
I-c	灰色粘質土	(N	4/0)	bと共通。
2	褐灰色土	(10YR	5/1)	掘立001柱穴埋土。径5～10mm程度の 黄褐色地山を15%ほど含む。
4	灰色土	(5Y	5/1)	黄褐色地山を10%のほか、径20～50mm 褐色土をブロック状に40%ほど含む。
5	灰色土	(10YR	5/1)	径5～30mmの黒褐色土をブロック状に含む。
6	灰色土	(10YR	5/1)	多量の黄褐色地山が混じる。
7	褐灰色土	(10YR	4/1)	明褐色地山を10%ほど、粒状に含む。
8	灰色土	(N	4/0)	明褐色地山を5%ほど粒状に含む。
9	灰色土	(N	4/0)	酸化鉄を粒状に2～3%ほど含む。

第５節　調査成果の概要

調査地の西端にて、古墳時代終末段階のものと考えられる掘立柱建物を１棟検出した（第 27 図）。これは、67 次の掘立２に伴う建物である。桁行４間（6.20 m）、梁行３間（4.82 m）の南北棟で、確認された柱穴の多くに礎盤石が置かれていた。ＫＴ 67 －掘立２と同様、方形の柱穴で構成されるが、付近の官衙施設と比較して方位が異なっていることから、その位置付けが問題となる建物である。

掘立 001 と重複する場所において、４基の柱穴と土坑１基（ＳＫ 016）で構成される竪穴住居ＳＢ 001 を検出した（第 29 図）。この土坑は火処に関係する施設と考えられる。ここから、古墳時代前期前半段階の土師器の小型鉢が１点出土した。柱抜き取り穴には炭化物と焼土が含まれていることから、焼失住居であると考えている。柱間のとり方に加えて、復元される柱筋と土坑との位置関係が、67 次のＳＢ１と極めてよく似ていることから、両者は同一の生活単位を形成した住居と考えている。

この他、ＳＢ 001 に近接して検出された小柱穴群は、弥生時代前期から中期段階の円形住居の残骸であると考えている（ＳＢ 002）。６本の主柱穴だけが遺存したものと理解している（第 28 図）。

なお、これら以外で古代にまで遡る遺構は、土坑（ＳＫ 001、第 30 図）のみである。その他の土坑と溝は、すべて近世から現代にかけてのものである。このうち、ＳＤ 001 から出土した鉈（第 32 図）は、本来、ＳＢ 001 に伴ったものである可能性が高いと推測されることから注目している。

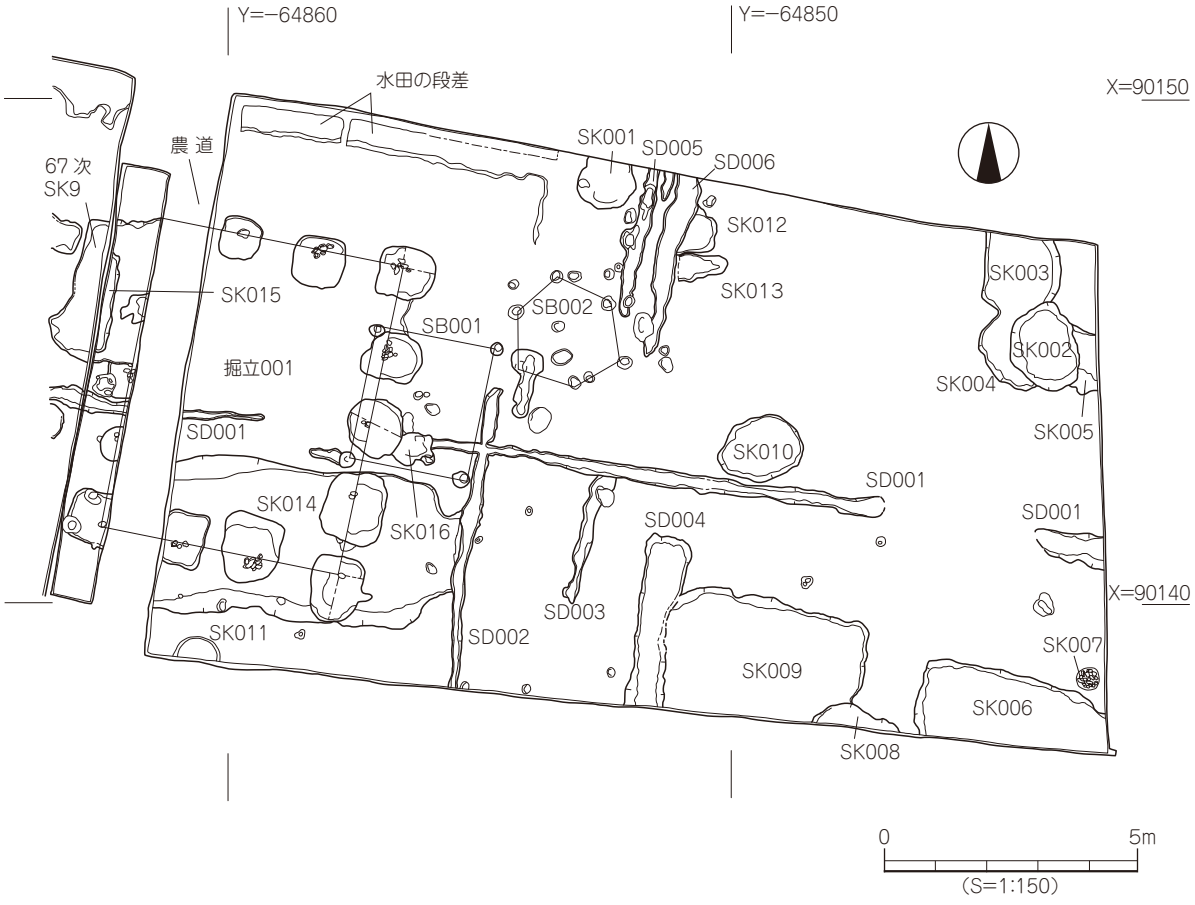

第27図　68次遺構の配置

第６節　遺構と遺物

（１）弥生時代の遺構と遺物

１　竪穴住居

ＳＢ002［第 28 図］　調査地中央北寄りに位置する小柱穴の群について、弥生時代の円形竪穴住居の残骸であると考えている。各柱穴相互の関係は定かではないが、主柱穴が６本である場合の柱筋の候補をＳＢ 002 として提示しておく。対象となる柱穴は、ＳＰ 012（ＳＢ 001）を除くＳＰ 001 から 016 までの 15 基である。ただしＳＰ 007 や 008 のように極端に浅いものも含まれることから、これらすべてが円形住居の主柱穴であると断定できる状況にはない。

柱痕ないし柱抜き取り穴が明瞭な柱穴の場合、埋土に多量の地山の土が含まれること、平面的な大きさのわりに深く掘られることが多いなど、当地における弥生時代前半段階の竪穴住居の主柱穴の特徴に良く当てはまるものも含まれている。ＳＰ 001、ＳＰ 005、ＳＰ 004、ＳＰ 015 などがこれらの特徴を満たしている。

出土遺物：少量の弥生土器片が出土している。

時　　期：弥生時代前期末から中期前半頃と考えている。

（２）古墳時代の遺構と遺物

１　竪穴住居

ＳＢ001［第 29 図］　調査区の西部、掘立 001 に重複する場所に位置する竪穴住居の残骸。４本の主柱穴と土坑１基（ＳＫ 016）で構成される。住居本体の掘り方は完全に削平されて遺存していない。

柱穴は南北（長辺）2.68 ｍ、東西（短辺）2.36 ｍの長方形に配置されている。長辺と短辺の比率は 13：11.5 で、造営単位は 0.205 ～ 0.206 ｍである（第Ⅴ章第２節参照）。柱の抜き取り穴もしくは柱痕の土の中に赤褐色の焼土粒と炭化物が少量含まれていることから、焼失住居であった可能性が高いと考えられる。

ＳＫ 016 は、長方形に配置された柱穴の南辺（短辺）柱筋の内側に接する位置に掘られている、直径約 0.8 ｍ、深さ 0.15 ｍほどの不整形な土坑である。焼土と炭化物は確認されていない。住居の中央付近に存在したと考えられる炉に近接して設けられた土器置き場のような施設であると考えている。ただし、住居の床面は完全に削られていることから、炉の位置は特定されていない。

出土遺物：柱穴から特段の遺物は出土していない。ＳＫ 016 から、土師器の小型の鉢が１点出土している（写真）。土坑の中央やや北寄りに口縁部を上にして土坑内に置かれた状態で出土した。薄いため細かく割れてしまったが、ほぼ完形に近い状態に復元することができた。器壁表面は風化によって砂粒が浮き出た状態であることから、器面調整は不明である。注口状に器形全体が歪んだつくりになっており、口縁部を真上から見ると卵型をしている。注ぎ口と思われる付近の口縁端部は、外反の度合いがより大きい。出土状況から考えると、住居廃絶時の祭祀行為に使用されたものが、最終的に土坑に埋納された可能性が高い。このほかに土師器の高坏と考えられる破片が出土している。

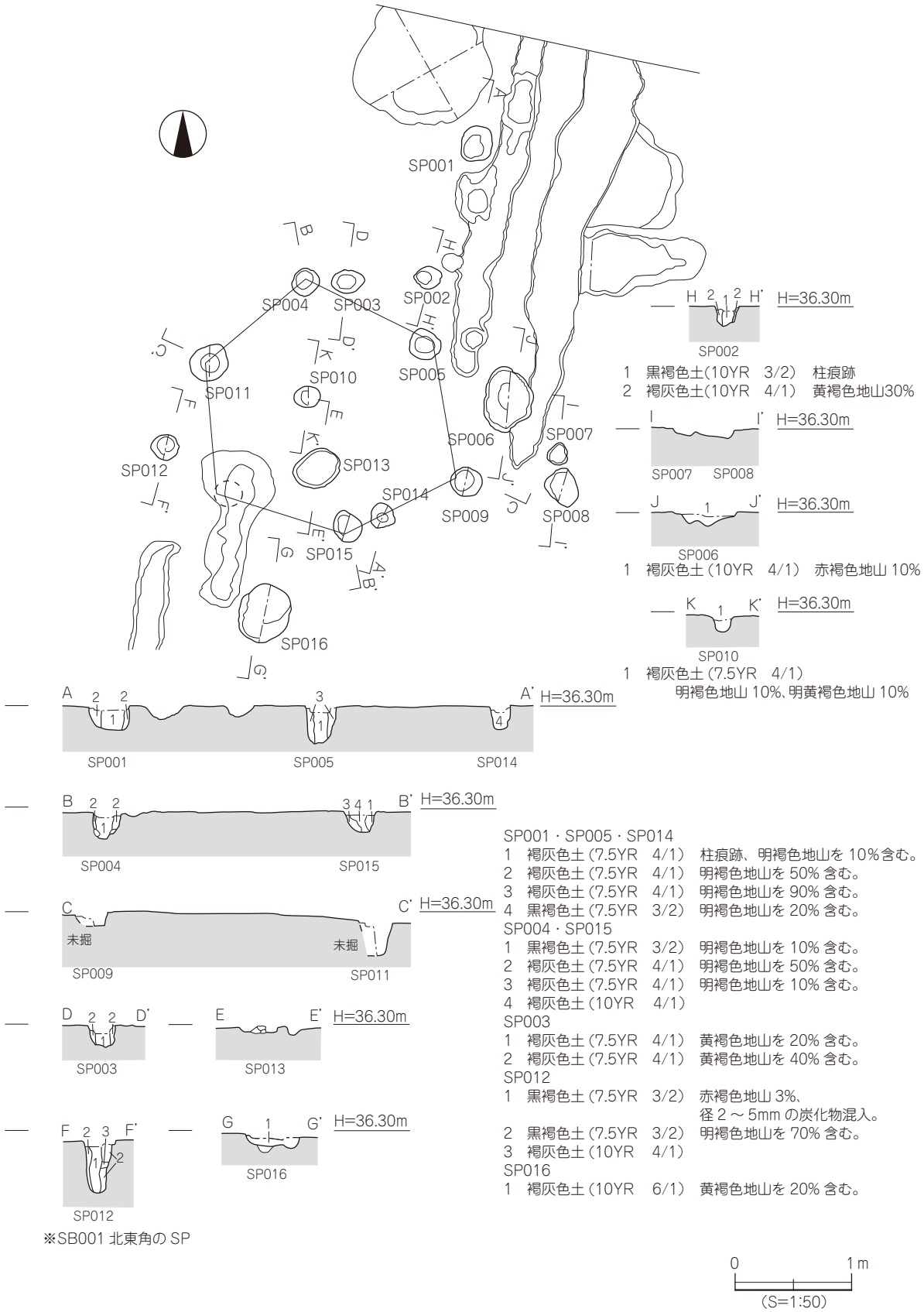
SP001
SP002
SP003
SP004
SP005
SP006
SP007
SP008
SP009
SP010
SP011
SP012
SP013
SP014
SP015
SP016
H 2 1 2 H' H=36.30m
1 黒褐色土(10YR 3/2) 柱痕跡
2 褐灰色土(10YR 4/1) 黄褐色地山30%
I I' H=36.30m
J 1 J' H=36.30m
1 褐灰色土 (10YR 4/1) 赤褐色地山 10%
K 1 K' H=36.30m
1 褐灰色土 (7.5YR 4/1)
明褐色地山 10%、明黄褐色地山 10%
A 2 2 1 3 1 4 A' H=36.30m
B 2 2 1 3 4 1 B' H=36.30m
C C' H=36.30m
未掘
未掘
D 2 2 D'
E E' H=36.30m
F 2 3 1 2 F'
G 1 G' H=36.30m
※SB001 北東角の SP
SP001・SP005・SP014
1 褐灰色土 (7.5YR 4/1) 柱痕跡、明褐色地山を 10%含む。
2 褐灰色土 (7.5YR 4/1) 明褐色地山を 50% 含む。
3 褐灰色土 (7.5YR 4/1) 明褐色地山を 90% 含む。
4 黒褐色土 (7.5YR 3/2) 明褐色地山を 20% 含む。
SP004・SP015
1 黒褐色土 (7.5YR 3/2) 明褐色地山を 10% 含む。
2 褐灰色土 (7.5YR 4/1) 明褐色地山を 50% 含む。
3 褐灰色土 (7.5YR 4/1) 明褐色地山を 10% 含む。
4 褐灰色土 (10YR 4/1)
SP003
1 褐灰色土 (7.5YR 4/1) 黄褐色地山を 20% 含む。
2 褐灰色土 (7.5YR 4/1) 黄褐色地山を 40% 含む。
SP012
1 黒褐色土 (7.5YR 3/2) 赤褐色地山 3%、
径 2 ～ 5mm の炭化物混入。
2 黒褐色土 (7.5YR 3/2) 明褐色地山を 70% 含む。
3 褐灰色土 (10YR 4/1)
SP016
1 褐灰色土 (10YR 6/1) 黄褐色地山を 20% 含む。
0 1m
(S=1:50)

第28図　SB002

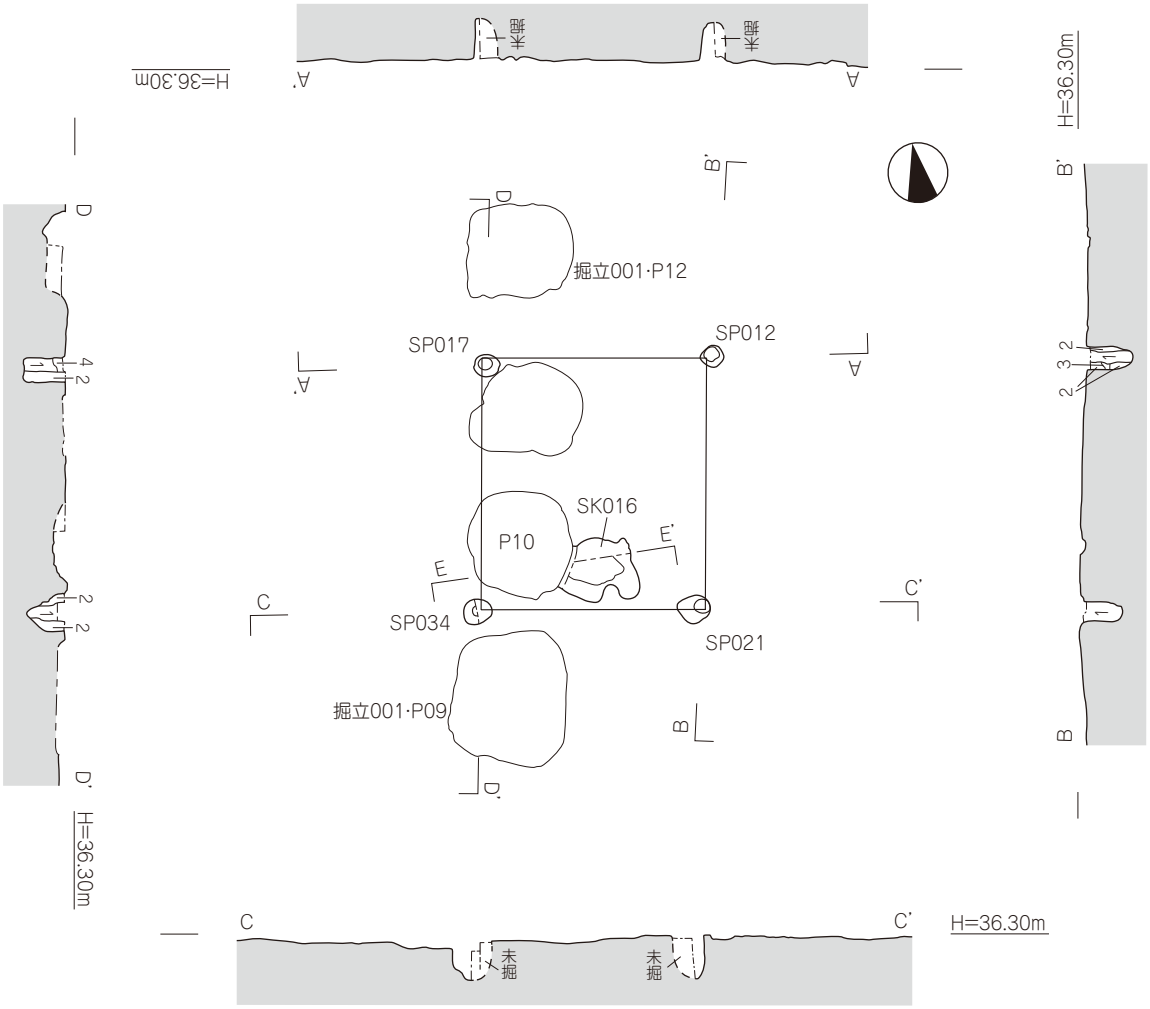

1　黒褐色土(7.5YR　3/2)　柱の抜き取り穴。赤褐色焼土粒3%,径2～5mmの炭化物を1% 含む。
2　黒褐色土(7.5YR　3/2)　明黄褐色地山を70%含む。
3　褐灰色土(10YR　4/1)
4　褐灰色土(7.5YR　4/1)　柱の抜き取り穴上部。径5～20mmの炭化物を含む。

0　3m
(S=1:80)

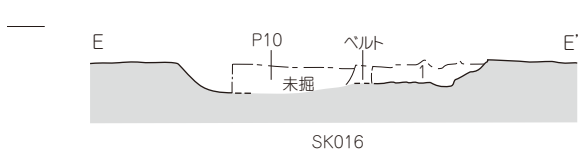

SK016

1　褐灰色土(10YR　4/1)　黄褐地山を5%含む。

0　1m
(S=1:40)

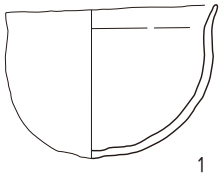

1

0　10cm
(S=1:3)

第29図　SB001

時　　期：1の形態から判断する限り、弥生土器である可能性は想定しなくてもよいようである。古墳時代初頭から前期前半頃に位置づけられる。

2　土　坑

ＳＫ016［第29図］　ＳＢ001の内部施設として、あわせて記載した（p.37）。

ＳＫ001［第30図］　調査地北壁沿いに位置する直径約1.2ｍ、深さ約0.1ｍの不整円形の土坑。

出土遺物：図化できるものは出土していない。

時　　期：土色から、古墳時代以降に属するものと考えている。

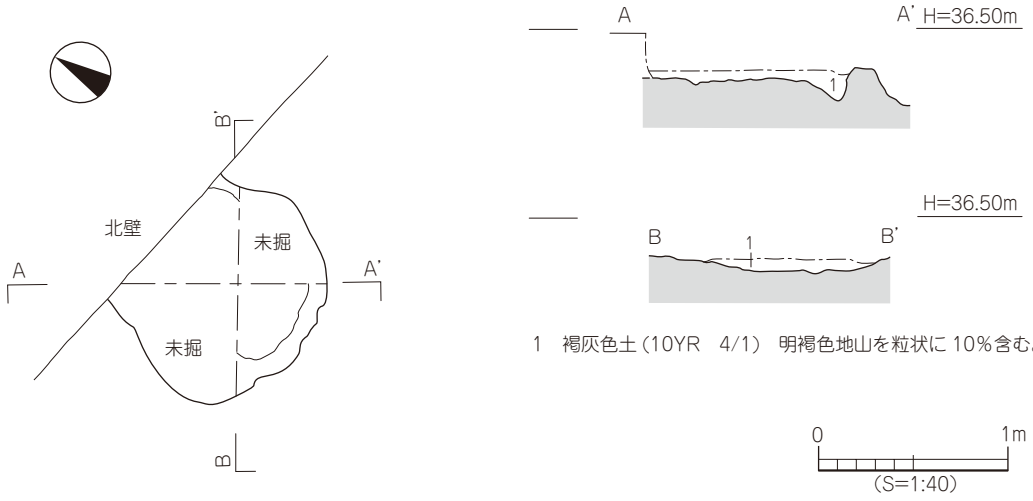

第30図　SK001

3　掘立柱建物

掘立001［第31図］　調査区西端に位置する建物。桁行4間（6.20ｍ）、梁行3間（4.82ｍ）、方向角は真北から東に12度振っている。建物西辺の柱筋を南へ延長すると、67次の掘立2東辺柱筋とほぼ完全に一致することから、同一の建物群を構成したものと判断している。

建物西辺の柱穴が調査区の西に位置することが判明したため、畦を挟んで西の67次調査地東辺にトレンチを設定して検出した。柱穴は、特に激しく削平されている北西角の1基を除いてすべてを検出した。柱穴の平面形状は不整長方形、小さなもので一辺1 × 0.8ｍ、大きなものでは1.5 × 1.2ｍを測る。ただし、深さは深いものでも0.25ｍほどしか遺存していない。

完全に削られた北西角の柱穴と、僅かな痕跡しか検出されていないその南の1基を除く12基すべてにおいて、礎盤石の使用が確認されている。礎盤石は、径10 ～ 20㎝程度の礫が1個置かれるものに加えて、数個から10個ほどの握りこぶし程度のものをかためて置いた場合が認められる。柱穴掘り方の底に直接置かれたものはＰ14のみで、ほとんどの場合、数㎝から10㎝程度の置き土を行ったうえで設置されている。検出時に礎盤石の上面を確認できる状態であったため、柱の抜き取り穴もしくは柱痕を確認することができたのは、東辺の2基のみであった（Ｐ10とＰ12）。

柱間を詳しく検討した結果、梁行3間については、中央間に比べて両端各1間の幅が若干広いよう

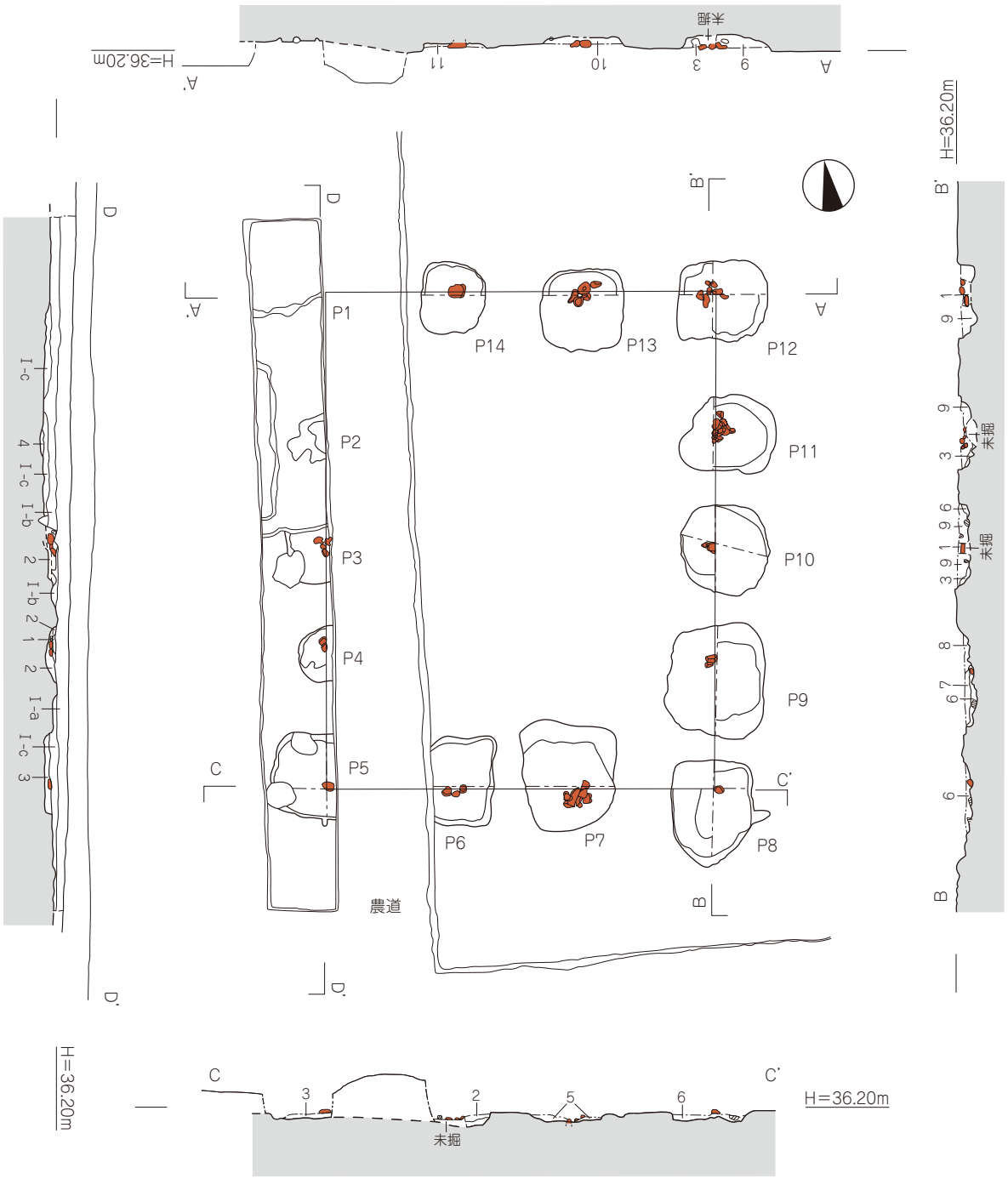

1　褐灰色土(10YR　4/1)　柱抜き取り穴下部の土。径数mm程度の黄橙色地山を5%含む。
2　褐灰色土(10YR　5/1)　径5mm～10mm程度の黄橙色地山を15%含む。
3　黒褐色土(10YR　3/2)　径5mm～10mm程度の黄橙色ないし明褐色の地山をブロック状に5%含む。
4　褐灰色土(10YR　5/1)　径5mm～30mm程度の黄橙色地山25%と径20mm～30mmの礫を25%含む。
5　褐灰色土(7.5YR　5/1)　径5mm～20mmの黄橙色地山をブロック状に10%含む。
6　褐灰色土(10YR　5/1)　黄橙色地山をブロック状に30%含む。
7　黒褐色土(10YR　3/2)
8　褐灰色土(7.5YR　4/1)
9　褐灰色土(10YR　4/1)　径5mm～20mmの黄橙色地山をブロック状に10%含む。
10　褐灰色土(10YR　5/1)　褐色地山を 15%含む。
11　褐色土　(7.5YR　4/6)　褐灰色土を含む。

0　3m
(S=1:80)

第31図　掘立001

である。また、桁行に関しては、南北両端の各１間分が、中央２間分に比べて若干広く設定されていると判断した。小屋組を受ける桁と梁の規模を推定復元する際には、柱穴の底における柱痕の位置やその間隔に多少のばらつきがあったとしても、原則的には、まず等間と考えるのが一般的ではあるが、ここでは次のように考えて、等間ではないと判断した。

まず、柱間距離を考える上で前提となる建物の全体規模をどのように理解するか、という点であるが、桁行と梁行の比率を 22：17、造営単位を 0.282 m程度と考える。桁行４間で 22 単位、梁行３間で 17 単位というのは、いかにも中途半端な数字に見えるが、柱間１間あたりの距離に場所によって若干の差がある今回のような場合には都合がいいこともある。桁行 22 単位を６＋５＋５＋６、梁行 17 単位を６＋５＋６、桁行長と梁行長の差を５単位と理解することができるのである。柱間の広いところで６、狭いところで５と考えるわけであるが、この長さの差は、実際の遺構から読み取れる１間あたりの距離の差にもうまく適合している。もちろん、ここで推定した造営単位と一辺長の比率以外にも、異なる数字の組み合わせが無いわけではない。ただし、１間あたりの距離が５や６といった整数になるとは限らないだけでなく、１間あたりの距離の差を数値で示した場合に実際の遺構の状態から離れてしまうといった問題が生じることもある。現状では、ここで提示した案が様々な状況に最もうまく適合していると判断して、この建物の造営基準として採用することとしたい。なお、ここで検討した造営基準と造営単位については、関連建物である 67 次の掘立２においても、報告本文中で同様に検討している（p.22）。これらの総合的な結果については、本章第７節にて改めて検討する。

出土遺物：図化できる遺物は無い。須恵器の小片が少量出土している。

時　　期：明るい色調の埋土から判断する限り、周辺に展開する官衙遺構と同時期ないし新しい段階の可能性もある。ただし、遺構の深さが極端に浅く、直上における水田耕作の影響が大きいことを考えると、これらの埋土は土壌化の影響を強く受けているものと推測されることから、本来、埋土はもっと黒味の強いものであった可能性も否定できない。したがって、官衙出現以前の古墳時代後期後半ころも想定しておく必要があると考えている。

なお、この建物は、67 次の掘立２に付随して設けられたものと考えているので、同建物から得られた６世紀の後半から７世紀初頭頃を上限とする評価を、この建物にも適用したい。ただし、柱穴が深く掘り込まれている 67 次の掘立２の埋土の方が、当掘立に比べて黒味の強い色調であるなど、両者には違いも認められる（第Ⅱ章）。

（３）近世以降の遺構と遺物

本調査地にて検出された溝と、ＳＫ 001、同 016 を除く土坑のすべては、近世から近現代にかけての掘り込みである。その多くについて、古代に遡る遺構を検出する目的で完掘している。

ＳＫ 006・008・009 は現代のゴミ捨て穴である。

溝についてもその多くが耕作に関係するもので、明るい土色の特徴から、これもかなり新しい時期のものと考えられる。

なお、中世の遺構は含まれない。墓であると断定できる土坑も見当たらなかった。

出土遺物に関しては、67 次で報告した状況と変わるところは無いが、出土量は少ない。ＳＤ 001 から古い時期の鉈をはじめとする鉄器が出土しているので、以下、報告する。

ＳＤ001［第 27 図］　調査地の中央部を東西に横切る浅い溝である。浅いため途切れながら、西の 67 次調査地へ続く。

出土遺物：近世の陶磁器のほか、弥生時代から古墳時代頃のものと考えられる鉄器が３点出土している（第 32 図）。この溝が掘り込まれて以降の攪乱に伴うことは間違いないが、溝が重複する遺構の中に、古墳時代初頭から前期前半段階と考えられる竪穴住居ＳＢ 001 があることから、注目している。

２は、鉇である。先端部と基部が欠失している。現況で長さ 137㎜、最大幅 16㎜、最大厚 2.0㎜、重量 10.03g を測る。断面は緩やかな樋状に湾曲し、片側に刃が付けられている。３と４は、鉄釘である。ともに上端部には面があり、断面は長方形に加工されている。３の残存長は 23.5㎜、断面は 5.5㎜× 4.0㎜の長方形、重さ 1.33 ｇを測る。４の残存長は 27.0㎜、断面は 6.5㎜× 4.5㎜の長方形、重さは 2.38 ｇを測る。

時　　期：出土遺物から、江戸時代以降に掘られたものと考えられる。

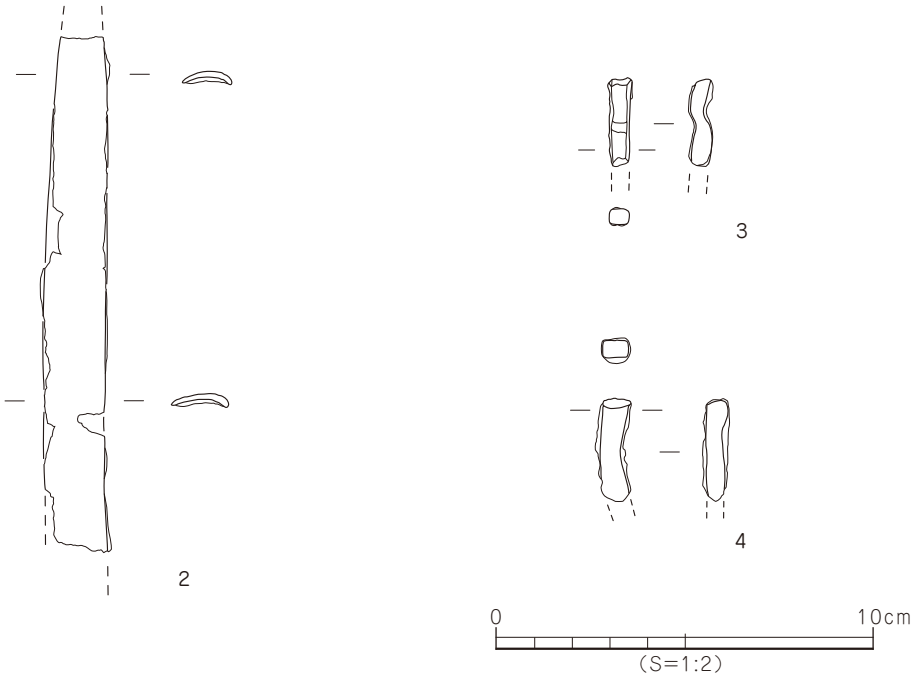

第32図　SD001出土鉄器

第７節　ま と め

（１）掘立001の評価

はじめに　今次の調査による最大の成果は、官衙施設である可能性も想定可能な掘立 001 を検出した点にある。この建物は、柱筋を揃えて配置されていることに加えて、造営単位が共通であるなど、67次の掘立２と強い結びつきのもとで建てられたものと理解している。ただし、方位が周辺の官衙施設と若干異なるなど特異な状況も認められることから、ここで両者をあわせて整理し、検討を行うこととする。

なお、これら２棟の遺跡群における位置付けについては、周辺に展開する地割に対応しない複数の建物とあわせて比較する形で、第Ⅴ章総括の第１節にて検討する（p.49）。

２棟間の差異　２棟を比較して最も大きく異なっている点は柱穴の深さである。柱穴の平面形状と規模には大差ないのだが、地山面からの深さは平均で 0.5 m程度異なっており、規模が小さい掘立 001 の方がより浅く掘られている。この他の違いとしては、掘立 001 の柱穴には全面的に礎盤石が置かれていたと復元されるのに対して、掘立２では候補を１例あげることができるのみである。また、先にも述べたとおり、掘立２の埋土の色調が、掘立 001 に比べて黒味が強い点も違いの一つとして指摘できる。

高さの差　以上のような柱穴の深さの違いに関する所見の背景には、これら２棟の建物の高さの差が大きく影響していると考える。緩やかではあるが、南西方向に下る斜面に立地している以上、建設当時の地表面の高さの差を考慮に入れておく必要もある。より標高が高い場所に建てられた掘立 001 は、水田造成時の削平をより大きく受けているからである。ただし、比高差はせいぜい 0.2 m程度と復元されることから、両者の柱穴の深さには、建物の平面規模の差以上に高低差が存在することになる。掘立 001 の柱穴は、立てる柱が相対的に短かったため、浅く掘られたものと考えられる。

礎盤石に対する解釈　掘立 001 に特徴的な礎盤石の使用については、先に建てられて高さが定まった掘立２の屋根（棟もしくは軒先）を基準としたときに、用意した柱穴の深さが柱材の長さに対して若干深過ぎたため、高さ調節を目的として行われた可能性を指摘しておく。あるいは、掘立 001 の建設が掘立２よりも後であった結果、掘立２とは異なった技法が採用されたのであろうか。いずれにしても、掘立 001 の建設場所については、若干標高の低い掘立２の地点に比べて地下水による柱材の沈み込みや腐蝕が問題となるような環境にあるとは見なし難く、むしろ地形的には標高が高い安定した場所であると言える。したがって、礎盤石の使用については、全面的に高さ調節のためと理解しておきたい。完成後の屋根の高さを厳密に意識した結果、このような調整が行われたのであろう。平面的な位置関係だけでなく、完成時の建物の高さについても配慮がされたことの現れと評価したい。

遺構名称	桁行（m） 梁行（m）	一辺長の比率	造営尺候補（m）	柱穴	時期
ＫＴ 67 －掘立２	５間 (7.85) ４間 (5.34)	28：19	0.280 ～ 0.281	方形	6C 後半～ 7C 初上限
ＫＴ 68 －掘立 001	４間 (6.20) ３間 (4.82)	22：17	0.282	方形	－

第２表　２棟の建物の比較

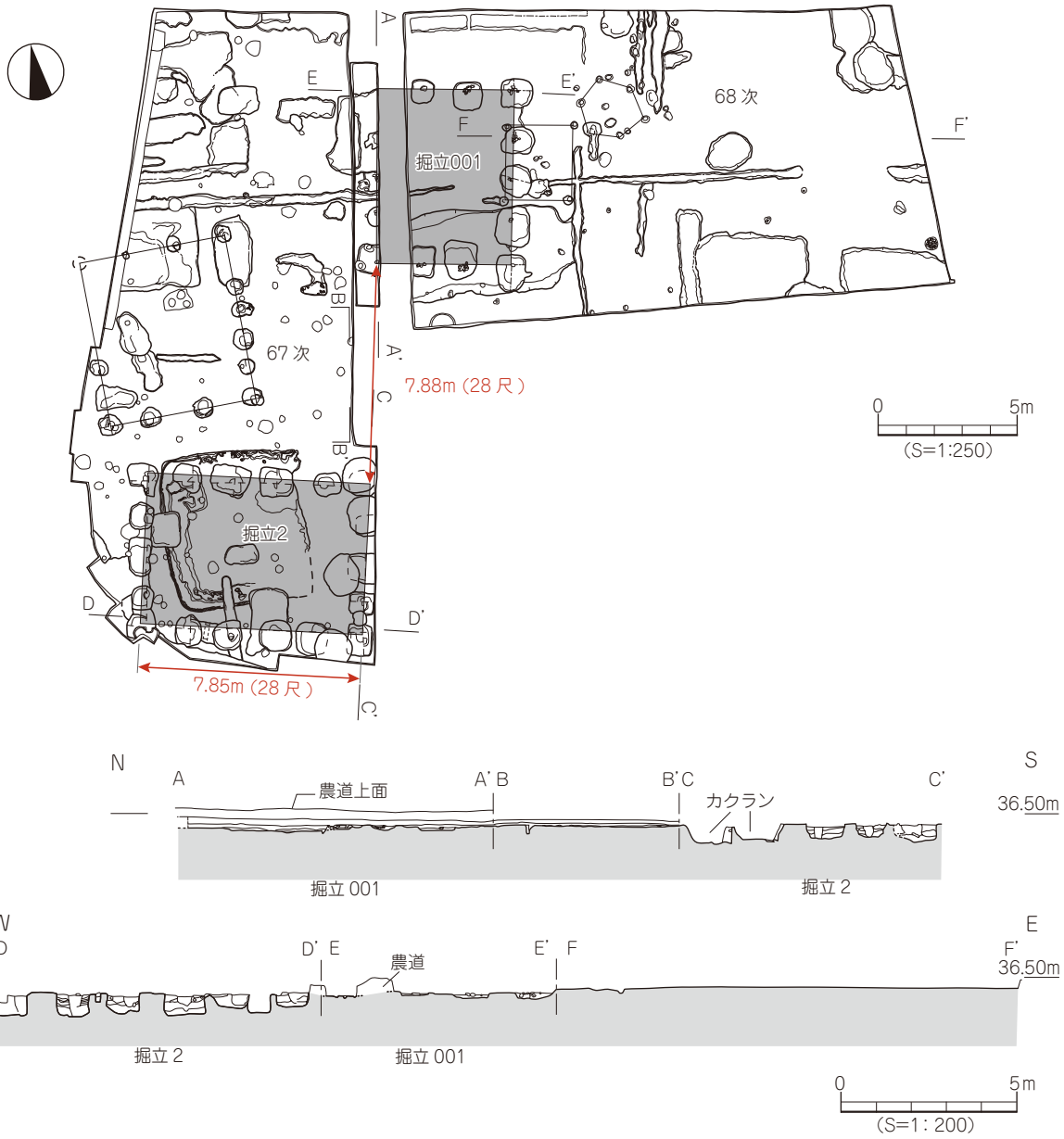

第33図　掘立2と掘立001の配置

造営尺　２棟の建物を個別に分析した結果、同一の造営単位をもとにして建設された可能性を想定するに至った（各報告参照）。ここで言う造営単位とは、いわゆる造営尺とか基準尺[1]と呼ばれるもので、過去にも、政庁や回廊状遺構、正倉院といった主要な官衙施設の建物規模やその配置を考える際に検討してきたものである。今回の分析で得られた１単位 0.282 ｍという長さに関しては、遺跡群Ⅰ期の政庁から得られた 0.288 ｍに比べてもさらに短いもので、その評価付けには困難が予想されるが、ひとまずここでは、このような造営尺があったものと考えて、これを１尺の尺長とみなしたうえで検討を進めるものとしたい。

棟間距離　造営尺に関連して、棟間距離について確認する。

２棟の間の距離は 7.88 ｍである。この距離は、掘立２の桁行長の復元値（7.85 ｍ）とほぼ完全に一致している。したがって、棟間距離も前述の造営尺で 28 尺と理解される。掘立 001 の建設位置は、

掘立２の規模と位置が決まってから、その桁行長にあわせて決められたものと考えられる。

造営尺復元の妥当性　２棟の建物について、個別に柱筋を復元したにも関わらず、結果的に柱筋が非常に良く通る配置関係を示すことができた。また、同一の造営尺が使用された可能性が高いことが判明しただけでなく、復元された棟間距離が掘立２の桁行規模と一致する結果となった。これらの現象は、柱筋の復元に始まる一連の作業の各段階における結果とその判断に誤りが無いことを示すもので、特にそこから導出された造営尺の考え方の妥当性を裏付けるものと評価している。

なお、ここで用いた柱筋の復元手法については、第Ⅴ章第２節にて簡単に紹介している（p.56）。

建物群の性格　２棟に共通して言えることであるが、一辺長の長さに比べて柱間１間あたりの距離が狭く、密な柱の配置が行われている特徴を指摘することができる。この状況を捉えて、古墳時代の首長居宅もしくはその収納施設の様子に似ているとの評価[2]もある。周辺の官衙施設の方位とも異なることとあわせて考えると、妥当な解釈にも思える。ただし、当地における官衙施設と判断する際の有力な視点としてきた方形柱穴を採用している点が気に掛かる。

２棟を官衙施設と考える場合、なぜこれほど方位が振れるのかが問題となる。至近距離に正方位に対応する遺跡群Ⅲ期の掘立１（p.24）が位置することから、遅くとも８世紀の後半頃にはⅢ期の地割が付近に及んでいた可能性は高い。あくまでもこれら２棟が地割に対応する官衙施設であると考えると、この付近の地割が周辺調査区内に現れない場所、すなわち現在の市道や農道の下に埋もれている可能性を想定する必要が生じる。この場合、遺跡群Ⅱ期の地割は、微高地の南西端部に位置する当調査地付近では、地形に沿って斜め方向[3]に設定されたことを考えなければならなくなる。ただし、調査によってこのような事実が判明していない以上、この仮説はあまり積極的に評価できるものとは言えそうにない。

現状における結論として、67次の掘立２から出土した遺物が６世紀後半から７世紀初頭頃のものであること、掘立２の埋土の色調が、その時期に対応する黒味の強いものであること、付近の官衙施設の方位に対応しないことを主な理由として、これらの建物は、回廊状遺構が属する遺跡群Ⅱ期の地割施行以前の有力施設の一部である可能性が高いと判断した。

方形柱穴の採用時期　問題となるのが、これまで当遺跡群における官衙関連施設を見極める際に有効な指標と考えてきた方形柱穴の採用が、いつの段階で行われたのか、という点である。この問題に関しては、過去の調査による成果の中で、遺跡群中央部から南西部にかけての区域に分布する地割に対応しない斜め向きの建物の一部に方形柱穴のものが認められることから、今回問題となった２棟の評価付けを行なうために、第Ⅴ章の総括にて詳しく検討を加えることとした（p.49）。

注

1　７世紀中頃に採用されると言われている唐尺の導入以前に、尺長が短い古韓尺と呼ばれる尺度の存在を指摘した研究がある（第Ⅳ章　注1）。これを参考に、近年、久米官衙遺跡群における官衙の分析から、遺跡群の段階ごとに異なった尺長の基準尺を導出した経緯がある（第Ⅴ章　注1）。本報告書においてはこれ以降、平城宮跡等における奈良文化財研究所の用例にしたがって、これらを造営尺と呼ぶことにする。
2　平成19年７月12日に開催された第5回史跡久米官衙遺跡群調査検討委員会の席上、山中委員より指摘があった。
3　前掲注２委員会における席上、調査担当者の見解のひとつとして言及している。

第Ⅳ章　普及啓発事業

第１節　現地説明会

両調査地とも、調査の終盤には一般市民向けの現地説明会を開催している。

67次調査の説明会は、平成18年12月23日（土）の10:30から実施し、約80名の参加を得た。資料はＡ３判２ページ分を作成して配布した。調査で確認された２棟の掘立柱建物の方位について、周辺の官衙関連施設との関係も踏まえた説明を行い、このうちの斜め向きに建てられた掘立２について、遺跡群の地割施行以前に属する可能性にも言及した。現地での理解を助けるために、大型の図面をボードに貼ったものを準備して、解説の際に使用した。

68次調査の説明会は、平成19年２月24日（土）の10:30から実施し、約60名の参加を得た。資料はＡ３判２ページ分を作成して配布した。掘立001に関して、様々な共通点から、67次の掘立２に伴う建物と判断されることに説明の力点を置いた。礎盤石の使用について、柱の高さ調節を目的とした可能性を指摘したほか、方形柱穴の採用時期が地割の施行以前に遡る見通しにも言及した。

なお、後日、屋外展示用の解説パネルをインクジェット印刷によって作成し、久米官衙遺跡群調査事務所の外壁に掲示している。

第２節　発掘調査速報展

埋文センターでは、前年度に実施された発掘調査の成果を報告するために、毎年７月下旬から発掘調査速報展を開催している。この会期中には、代表的ないくつかの遺跡について一般市民を対象とした調査成果の報告会を実施することによって、普及啓発事業の推進と生涯学習の機会の提供に努めている。

速報展は松山市考古館特別展示室にて平成19年７月28日（土）から９月２日（日）まで開催され、この間に1,229名の入館者を得た。

発掘調査報告会「むかし・昔のまつやまを語る」は、同年８月18日（土）と９月８日（土）の２回にわたって開催されている。計149名の聴講者を得た。

第３節　調査年報

両調査地における成果の概要については、本書に先立って平成19年度に刊行された『松山市埋蔵文化財調査年報19』にて報告している。各４ページ分ずつ掲載されている。その内容に相違点がある場合、本書をもって訂正したものとする。

第４節　研 究 会

68次調査の期間中の平成19年３月に、今回報告対象とした調査成果の一部に関連して、下記のとおり事例報告を行っている。

報告では、久米官衙遺跡群における造営尺について説明する際に、官衙出現以前の建物の代表例として、今回報告した67次の掘立２と68次の掘立001を提示している。そのうえで、これら２棟の造営尺が、古韓尺[1]と呼ばれる尺長の短いものであった可能性に言及し、方形柱穴を採用しながらも地割に対応しない古い時期の建物を見極める際の指標と成り得る可能性を指摘した。ただし、その後の整理作業の結果、これが古韓尺と断言できるものか否か疑問に感じるに至ったことから、事例報告の内容を文章にまとめる際には言及しなかった経緯がある。

現時点では、本文中ならびに第Ⅴ章第１節にて述べるとおり、１尺＝0.282ｍ程度の古韓尺より長い尺長の造営尺を想定し、２棟の建物の位置付けを試みている（p.49）。

【研究会】

条里制・古代都市研究会　第23回研究集会『地方官衙の現状と展望』

日　程：平成19年３月３日(土)・４日（日）

会　場：独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所平城宮跡資料館講堂

報告者：橋本雄一

題　目：史跡久米官衙遺跡群における造営尺の検討

注

1　新井　宏　1992　『まぼろしの古代尺～高麗尺はなかった～』吉川弘文館

第Ⅴ章　総　　括

第１節　地割に伴わない掘立柱建物の位置付け

（１）はじめに

久米官衙遺跡群[1]は、方１町の方格地割の存在によって特徴付けられる地方官衙である。政庁に代表される遺跡群Ⅰ期の地割は確認されていないが、７世紀中葉には出現することから、これをもって遺跡群Ⅱ期への画期としている。地割に基づいて配置された官衙の敷地の一部は、７世紀末までに来住廃寺の寺域ならびに寺地として改変を受けるほか、８世紀中頃には正倉院を濠で囲い直して付近の地割が修正されるなど、部分的な変容を重ねながらも８世紀いっぱい継続する。したがって、Ⅱ期とⅢ期の関連建物については、最寄りの区画施設の方向性に対応する配置がなされたものと理解する一方、地割に対して一定以上に方位を振るものについては、Ⅰ期以前かⅢ期よりも後の段階に属するものとする漠然とした評価を行ってきた。

Ⅲ期よりも後のものと断定できる建物は少ないが、正倉院の濠と重複するＫＴ 31 －掘立２と掘立３の２棟[2]は確実である。この段階の掘立柱建物の柱穴は、Ⅲ期までのものと比べてよりきちんとした長方形に掘られる傾向が強く、Ⅱ期までのものとの区別は容易である。

これに対して、Ⅰ期以前、正確には、明確な方格地割を伴わないⅡ期よりも遡る時期の掘立柱建物については、方位が振れすぎているとか、柱穴の形状が円形である、埋土の色調が古墳時代後期のように黒味が強く官衙のものと異なるなどの特徴から、より古い時期のものと判断してきた。

今回の２調査によって、地割には対応せず、その形態も古い時期の特徴を示す一方で、官衙の特徴である方形柱穴によって構成される特異な建物群を検出したことから、これまで漠然と官衙（地割）の出現以前と考えてきた建物について再確認を行う必要が生じている。

以下、これまで官衙の関連施設として扱われてこなかった建物について分析を行うことによって、官衙出現直前の当遺跡群における景観復元を試みるものである。この作業は、明確な地割の存在が確認されないため関連建物が認定されてこなかった遺跡群Ⅰ期の政庁をとりまく施設を抽出する際にも有効ではないかと期待している。

（２）建物の分布状況

第 34 図に、遺跡群中央部から南西部にかけて分布する、これまで官衙には直接関連しないと考えられてきた掘立柱建物を示した。この種の建物は、遺跡群の全域に分布しているが、ひとまず、２調査地に程近い遺跡群南西部に限定して検討を行うことによって、問題の２棟の建物の位置付けを明確にしたい。なお、これらの建物の中に、官衙廃絶後のものは含まれていない。

対象となる建物のうち、その多くは方格地割[3]に対して大きくその方向性がずれていることから識

別は容易である。遺跡群Ⅱ期の代表的な地割である回廊北方官衙西辺の周辺に分布する７棟ほどの建物がこれにあたる。一方、回廊状遺構のすぐ西に位置する久米高畑 36 次で検出された６棟から成る建物群[4]については、方格地割の方位によく似た真北に近い向きで建てられているが、様々な特徴から、これまで官衙施設とは認定されてこなかったものである。さらに、対象区域の南西部には、36 次の掘立 007（№17）、63 次の２棟（№７と№９）に加えて、今回報告した問題の２棟（№10 と№11）が位置している。このほか、北部の 19 次のＳＢ１（№８）については、当遺跡群において４例しか確認されていない布掘りの方形柱穴で構成される珍しいものであるが、方位が地割から大幅に振れることから、これまで扱いに苦慮してきた建物である。

（３）建物の分類基準

通常、官衙の建物を分析する際には、その方位が重要な視点となることが多い。ところが先に述べたとおり、今回対象とする建物については、その方位を規制する地割が成立していない以上、同時併存の建物であっても統一した方向で配置されたという保障は無い。複数の建物が比較的近接して建てられていても、方位が揃わない可能性も考えられるのである。したがって、方向の振れの程度について、一定範囲で区切ってグループ別けを行なう形は採らない。ただし、近接する建物間において、最終的にその関連の程度や同時性について考える際には、重要な着眼点となるものと認識している。

今回の分析の最終的な目的は、官衙の地割に伴わない建物についてその特徴を明確にすることによって、それらが属する時期に関して大まかに見通しを立てることにある。すべての遺構から時期が判る遺物が出土しているわけではないので厳密に行なうには困難を伴うが、遺跡群Ⅰ期に属する可能性があるのか、あるいは遡って７世紀初頭頃のものなのか、といった推測を行なえる環境を整えたい。

分析に際しては、次に示す項目を視点とした（第３表）。

№.	遺構名称	桁行（m）	梁行（m）	一辺長の比率	造営尺候補（m）	柱穴	時期	報告書
1	ＫＴ 36 －掘立 002	３間 (6.47)	３間 (4.46)	26：18	0.248～0.249	円形	７ｃ初～第１四半期	111 集
2	ＫＴ 36 －掘立 001	３間 (5.06)	２間 (4.42)	20：17.5(8：7)	0.253	円形	－	111 集
3	ＫＴ 36 －掘立 005	３間 (5.57)	２間 (4.83)	22：19	0.253～0.254	円形	－	111 集
4	ＫＴ 36 －掘立 004	３間 (4.97)	２間 (3.82)	19.5：15(13：10)[5]	0.255	円形	－	111 集
5	ＫＴ 36 －掘立 006	４間 (6.28)	３間 (5.50)	24：21(8：7)	0.262	円形	７ｃ初	111 集
6	ＫＴ 36 －掘立 003	４間 (7.94)	３間 (5.32)	30：20(3：2)	0.265～0.266	円形	６ｃ末	111 集
7	ＫＴ 63 －掘立 002	２間 (3.86)	２間 (3.19)	14.5：12	0.266	円形	－	年報 17
8	ＫＴ 19 －ＳＢ１	３間 (4.19)	３間 (3.51)	15：12.5(6：5)	0.280	方形	７ｃ初～第１四半期	－
9	ＫＴ 63 －掘立 001	(４間 7.03)	３間 (5.07)	(25)：18	0.281	円形	－	年報 17
10	ＫＴ 67 －掘立２	５間 (7.85)	４間 (5.34)	28：19	0.280～0.281	方形	６ｃ後半～７ｃ初	本書
11	ＫＴ 68 －掘立 001	４間 (6.20)	３間 (4.82)	22：17	0.282	方形	－	本書
12	ＫＴ 13 －ＳＢ８	４間 (10.18)	３間 (5.97)	36：21(12：7)[6]	0.283～0.284	円形	７ｃ初～第１四半期	年報Ⅲ
13	ＫＴ 13 －ＳＢ７	３間 (7.12)	４間 (6.52)	25：23[7]	0.284～0.285	方形	－	年報Ⅲ
14	ＫＴ 52 －掘立 007	５間 (6.82)	３間 (3.87)	24：13.5(16：9)	0.284～0.287	方形	－	111 集
15	ＫＴ 52 －掘立 005	７間 (12.07)	３間 (4.73)	42：16.5（28：11）[8]	0.287	円形	６ｃ	111 集
16	ＫＴ 52 －掘立 002	３間 (5.17)	２間 (3.75)	18：13	0.287～0.288	方形	－	111 集
17	ＫＴ 36 －掘立 007	５間 (10.30)	２間 (4.75)	36：16.5(24：11)	0.286～0.288	円形	－	111 集
18	ＫＴ 52 －掘立 003	４間 (7.20)	３間 (6.34)	25：22	0.288	方形	７ｃ初～	111 集
19	ＫＴ 49 －掘立 006	４間 (7.22)	３間 (6.27)	25：22	0.289	方形	－	111 集

第３表　地割に対応しない掘立柱建物

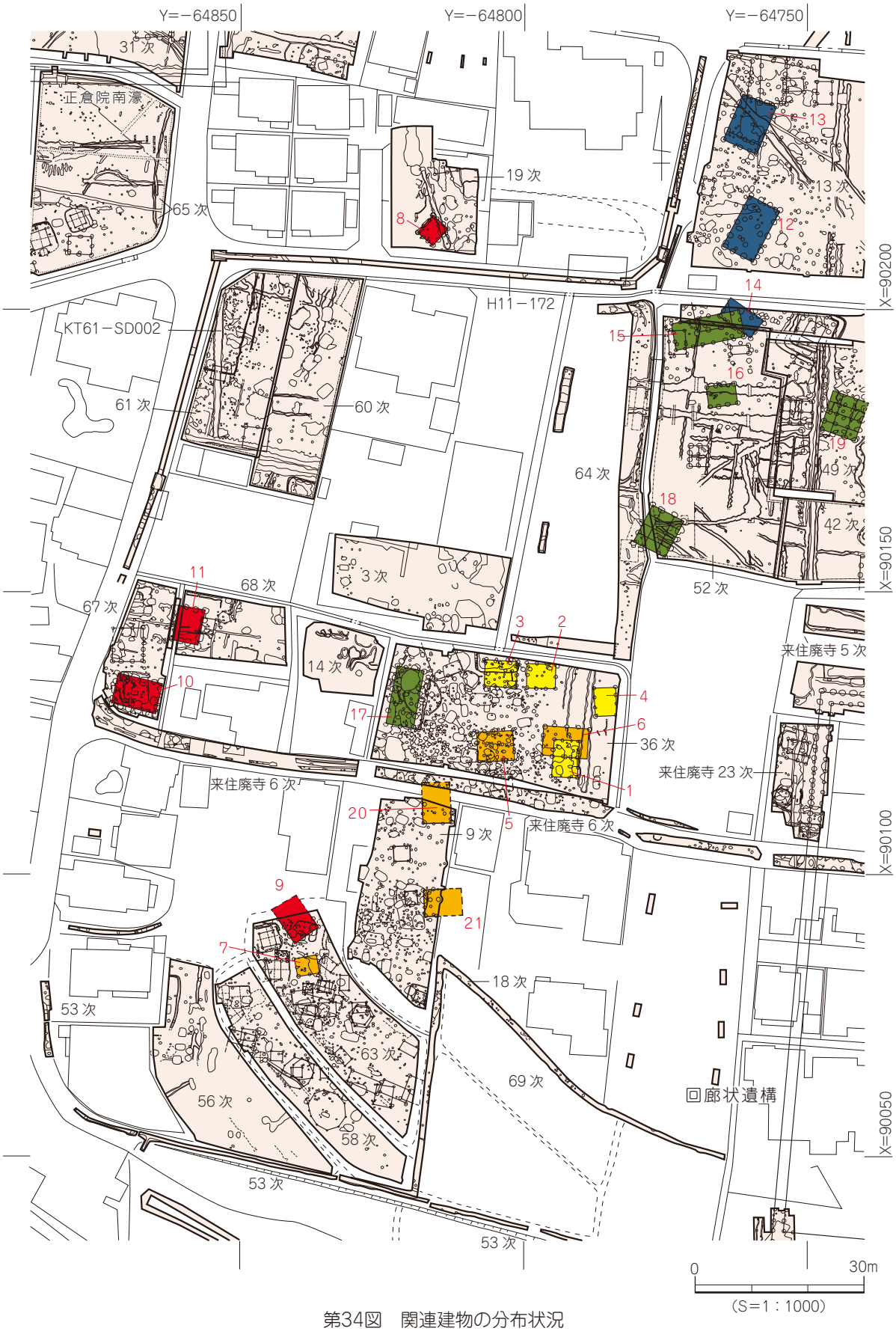

第34図　関連建物の分布状況

具体的には、各一辺長の長さに加えて、長辺と短辺の比率に着目する。その際には、第Ⅲ章のまとめにて提示した造営尺に関する分析手法を加えることによって、出土遺物が少ない当遺跡群の事情を多少でも補えないかと考えた。

続いて、柱穴の平面形状について。古くは円形であったものが、官衙の成立前後に方形柱穴が採用されるとした従来の見通しに関して、ある程度明確な判断をしておきたい。

さらに、出土遺物についても可能な範囲で確認を行なって時期を検討した（第３表末尾）。

最終的に以上の作業を経て得られた結論を評価する際には、必要に応じて一旦保留した方位の問題についても考慮に入れることにする。

（４）分析結果

第３表に分析結果をまとめ、第 34 図にも反映させた。

表における建物の提示の順番は、造営尺の候補値が短いものから配列してある。官衙の造営尺[9]については、これまでの分析から、遺跡群Ⅰ期は 0.288 m[10] 程度、Ⅱ期は 0.304 m、Ⅲ期は 0.297 m前後であることがすでに判明している。さらに、報告中でも触れた通り、古墳時代前期前半頃のそれ[11]が、かなり短いものである可能性を指摘できる見通しとなったことを踏まえて、今回の分析によって得られる造営尺の尺長は古い時期ほどより短いものである可能性を想定したことによる。

実際には、建物の正確な規模復元が困難なことから、№14 のように桁行と梁行から導出された造営尺にばらつきが生じる場合もある。加えて、微細な造営尺の差異が、本当に時間経過の方向性を正確に反映していると言えるものか多少不安な面もあるが、分析結果としては以下の通りである。

造営尺の長短で区分して、５つの群に分けることができた。最も尺長が短いものは、久米高畑 36 次東部の正方位に近い建物群のうちの４棟（第３表の№１～№４）から得られた１尺＝ 0.248 ～ 0.255 m程度のものである（第１群）。長いものは、対象領域の北東部寄り、総柱構造の倉２棟（№18、№19）を含む５棟から得られた１尺＝ 0.286 ～ 0.289 m程度のものである（第５群）。加えてこの両群の間に３つの異なる尺長の群が存在する（第２群～第４群）。

ここで注目したいのは、最長の第５群の造営尺が、遺跡群Ⅰ期の政庁から得られている 0.288 mと完全に一致している点である。第５群（№15 ～№19）の時期が、政庁が造営される段階に比較的近接している可能性を示唆するものと評価している。ただし、各造営尺が使用された期間の長短や、重複があるか否かについては判明していない。したがって、政庁の南方に、斜め向きに建てられた第５群が併存したものか、政庁とは別の時期のものなのか正確には分からないが、併存の可能性もあることに留意しておきたい。

第３表で提示した建物の組み合わせ案は、造営尺の分析結果に基づくものであるが、以下の通り、各群の建物配置、方向性、建物の規模と形状、一辺長の比率、柱穴の切り合い関係など、ほかの項目に照らしても概ね矛盾することなく説明可能である。

第１群については、互いに何らかの形で柱筋が揃うことから、調査の当初から関連性が高いと考えてきたものである。想定した造営尺の尺長は、これまでに知られているものに比べてかなり短い。第２群は第１群の一部と重複することに加えて、４棟のうち規模が大きい３棟については梁行３間の構造であること、離れていても方向性が共通[12]である点など、関連性の高さを指摘することができる。

なお、第１群、第２群ともに円形柱穴で構成されており、方形のものは含まれない。両群ともに出土した少数の須恵器坏身の形状から、７世紀初頭頃を上限とする時期に比定している。

第３群は問題の２棟を含むグループである。方向性は揃っていないが、他群が重なる領域から西に離れているため、別の群として認識することが容易である。この段階から方形柱穴が採用される。第４群は大型の２棟の南北棟を中心とする群で、おそらくこれに№14が加わる。№13と№14は方形柱穴、№12は円形である。このうち№13は、南面に妻廂が付く珍しい形態のものである。なお、第３群と第４群については、須恵器坏身の口縁部形態から、７世紀初頭ないし第１四半期を上限とする時期に比定した。僅かながら第１群と第２群に比べて後出する時期の須恵器である可能性が高い。

第５群は２棟の総柱構造の倉[13]を含むグループである。この２棟の倉は平面規模がほとんど共通であることから、高い関連性を指摘できるものである。両建物の方向角には約8.5度の差があるが、地割施行以前の施設としては、この程度の差は問題とされない事例として評価できよう。なお、この群のＫＴ52－掘立002（№16）については、先の報告書[14]において、地割の方位とまったく異なっていることに加えて埋土の色調が若干黒いことから、地割成立以前の可能性を指摘している。また同様に、官衙施設としての積極的な評価付けに躊躇せざるを得なかったＫＴ36－掘立007（№17）についても、今回の分析によって、官衙の地割出現に遡る第５群との関連が窺える造営尺に関する所見を得た。この建物については、第１群と第２群に近接しているものの、方位に差があるため別のグループではないかと考えてきた経緯があるが、今回の分析によってその当初の見解を裏付けた形となった。さらに、№17との関連から、№15の存在に注目している（第２表）。両建物は方向性こそ異なるものの、様々な点において共通性の高さを指摘することができる分析結果を得ることができた。

なお、第５群からは、やや古い時期の須恵器が少量出土している。正確な時期については何とも言えない状況であるが、７世紀第２四半期以降に下るものが含まれていないことは確かである。

（５）各建物群と方形柱穴採用の時期

以上の通り、対象となる建物について、様々な特徴から５つの群に区分することが可能であるとの結論に達した。また、造営尺の長短の差に着目することによって、建物群の変遷の方向性を想定することができたと考えている。最も古い時期と推定される第１群と第２群は７世紀初頭以降、第３群と第４群については７世紀初頭から第１四半期頃を上限とするとの結論を得た。

方形柱穴については、問題の２棟を含む第３群が出現する７世紀初頭から第１四半期を上限とする時期に採用されたたことがほぼ確実となった。これは、従来、方格地割の出現を想定してきた遺跡群Ⅱ期（７世紀中葉）に対して確実に先行する時期で、遺跡群Ⅰ期の政庁の出現時期[15]（７世紀前半、場合によると前葉の可能性を想定）に比べても、若干先行する段階である可能性が高いと考えられる。

（６）建物の性格

建物群を５群に区分することによって、各群の建物の形態上の特徴が明確にされたことを受けて、個々の性格やその用途について考えてみたい。

第１群と第２群については、その立地場所や建物の形態的特徴に関して多くの共通点が存在する。

柱穴はすべて円形の小振りなものである。そのため、第３群以降の建物に比べると柱間が狭いとは感じられない。平面形態上、第１群は３間×２間、第２群は４間×３間が主体である違いはあるが、いずれの場合も、梁行長が桁行長の 0.7 ～ 0.875 倍の範囲に収まっている。このような平面形状は、我々が以前から、古墳時代後期の一般集落に属す建物であると、感覚的に認識してきたものに対応している。そういう意味において、一般集落の建物との決定的な差は認められない。ただし、両群ともに正方位に対応し、ある程度柱筋を揃えた配置が認められるなど、後の官衙施設のあり方に近い状況を読み取ることもできる。付近には、この時期の竪穴住居は分布していないことから、一般集落を構成する施設と断定できる状況にもない。むしろ、一般集落からは隔絶した存在であったのかもしれない。

第３群と第４群は、各群の領域が１～２群と異なるだけでなく、方形柱穴や布掘りの掘り方が採用されるなど、大きな変化が認められる。柱穴は柱の間隔のわりに大きく掘られていることから、配置が密な印象を受ける。建物の規模と平面形状は１～２群に比べるとばらつきが存在しているが、これは建物の用途が異なるものが混在していることに由来する違いかもしれない。これに関して、第３群の問題の２棟については、史跡久米官衙遺跡群調査検討委員会の席上、古墳時代後期の首長居宅を構成する建物ではないか、との指摘を受けている。第４群の建物[16]については、№13 に関して、収納のための屋である可能性[17]を検討しているが確証は無い。

第５群は、総柱構造の倉２棟に加えて、木製の基壇外装を伴う可能性が高い長大な建物（№17）が含まれる。当遺跡群ではこれを含めて４例[18]しか確認されていない構造の建物である。柱穴は完全な円形であるが､建物の平面形は官衙施設を連想させる長大な形態[19]である。このような状況から、第５群は収納施設を伴う有力者の居宅ではないかと考える。Ⅰ期の政庁が出現する直前の時期のものと考えられるが、この群の主が官衙の出現と如何なる関係にあるのか、現時点での評価は困難である。

（7）おわりに

今回の分析で得られた最大の成果は、官衙出現以前の建物についても、建設の際の基準や造営尺が分析の視点として有効であることを示すことができた点にある。中国の歴代王朝における尺度の歴史が示す「長尺化」[20]の現象を参考にすると、一般的に７世紀中頃とされる唐尺採用以前の造営尺の変遷[21]の一端を垣間見たものかもしれない。

ただし、本論中でも述べたとおり、僅かな尺長の差をもとに区分されている第３群～第５群について、想定した順序が逆であったり同時に併存していても問題ないと考える。僅かな尺長の差が、完全に時間経過を反映したものでなくても、大きな意味において「長尺化」の流れを否定するものではないと理解しておきたい。実際、遺跡群Ⅱ期の造営尺がⅢ期に比べて長いと考えられていること[22]に加えて、平城宮跡においても、建設当初の造営尺と比較して８世紀後半のものが若干短い可能性が指摘されていること[23]など、短期的には長尺化の原則を適用できるとは限らない事例も知られているからである。今回の成果については、尺度の歴史に多様な変遷があることを示す事例のひとつとして評価したい。

将来的な展望として、建物の一辺長の比率に着目することは、設計した人物や所属する集団の、形や数字に対する認知の仕方を知ることができる新しい視点[24]となるものと考える。今後、建物の構造や機能を考える際に、人間の物事に対する認知のあり方についても追及してみたいと考えている。

第２節　古墳時代前期前半頃に造営尺が存在する可能性

（１）はじめに

67 次と 68 次の各調査において、古墳時代初頭から前期前半頃の方形竪穴住居[25]を各１棟検出した。４本の主柱穴が正方形に近い長方形に配置され、柱筋内側に接して長円形の土坑[26]を伴うものである。

このような形態の建物は、弥生時代後期後葉から終末段階の大型の円形住居に伴うことが多く、市内桑原地区周辺で知られている。かなりの確率で焼失住居[27]として認識されることも特徴のひとつである。当遺跡群においては、当該期の大型円形住居の明確な事例は知られていないが、近年の調査によって、これら方形の竪穴住居の確認例が増加していることから、以下、簡単にまとめておきたい。

検討に際しては、２棟の竪穴住居に関連して本報告中でも指摘した、４本の主柱穴の配置状況と、そこから導き出される造営単位について確認する。将来的にはこの考え方を適用することによって、削平されて柱穴しか遺存していないことも多い当地における竪穴住居の復元に役立つものと考える。また、建築時の考え方を明確に知ることによって、柱穴の情報しか遺されていない場合であっても、掘立柱建物との構造上の違いを明確にし、両者を峻別することによって、集落構造の解明につなげることができると考えている。さらには、主柱穴の配置の特徴と造営単位の長短から、ある程度の年代推定も可能になるものと期待している。

（２）主柱穴の配置状況

検討の対象とした竪穴住居は４調査地の計６棟である（第 35 図）。

内訳は、今回報告した久米高畑 67 次のＳＢ１（①）と 68 次のＳＢ 001（②）の２棟、先に 65 次の報告書にて報告済みのＳＢ 001（③）とＳＢ 002･003（④）の２棟、久米高畑 63 次のＳＢ 001（⑥）とＳＢ 002（⑤）の２棟である。

65 次の報告の際に、ＳＢ 001（③）の主柱穴の配置が長方形である一方、ＳＢ 002・003（④）は正方形に復元されることを指摘した経緯があるが、今回特に着目したのは、ＫＴ 65 －ＳＢ 001（③）のように、主柱穴が正方形に近い微妙な長方形に配置される場合である。

№	遺構名称	長辺×短辺（m）	一辺長の比率	造営尺候補（m）	大まかな時期	報告書
①	ＫＴ 67 －ＳＢ１	2.43 × 2.22	12 : 11	0.201 ～ 0.203	弥生後期末葉～	本書
②	ＫＴ 68 －ＳＢ 001	2.68 × 2.36	13 : 11.5	0.205 ～ 0.206	古墳前期前半	本書
③	ＫＴ 65 －ＳＢ 001	2.29 × 2.08	11 : 10	0.208	弥生後期末葉～	121 集
④	ＫＴ 65 －ＳＢ 002･003	3.05 × 3.05	15 : 15(1 : 1)	0.203	古墳前期初頭	121 集
⑤	ＫＴ 63 －ＳＢ 002	3.17 × 2.86	15 : 13.5(10 : 9)	0.211 ～ 0.212	古墳前期前半	年報 17
⑥	ＫＴ 63 －ＳＢ 001	2.55 × 2.55	12.5 : 12.5(1 : 1)	0.204	弥生後期後葉～	年報 17

第４表　竪穴住居における主柱穴の配置

第４表に、各竪穴住居の主柱穴の配置状況を数値で示した。

６棟のうち、ＫＴ 65 － ＳＢ 002・003（④）とＫＴ 63 － ＳＢ 001（⑥）を除く４棟における柱の配置は長方形となる。４棟の長辺と短辺の比率は、最も小規模なＫＴ 65 － ＳＢ 001[28]（③）で 11：10、大きなＫＴ 63 － ＳＢ 002[29]（⑤）で 15:13.5 となる。それぞれの造営単位は、③が 0.208 m、⑤は 0.211 ～ 0.212 m。⑤の 15：13.5 という比率は中途半端にも見えるが、短辺の長さを、長辺からその 10 分の１（1.5 単位）を引いた長さに決められたものと考えれば理解しやすい。短辺は長辺の 0.9 倍に設定されたのである。①と③は、長短の差が１単位に設定された一方、この２棟に比べて、ひとまわり大きな建物が意図された②の場合、長辺を 13 単位、短辺は１単位ではなく 1.5 単位短い 11.5 に決められた。

いずれの場合でも、短辺の長さは長辺に対して概ね 88％から 92％の間でその長さが選択されている。長短の比率が 10：９に近似する長方形となる数の組み合わせが選択されたようである。

（３）柱筋の復元手法

今回の分析に用いた建物の柱筋を復元する手法を簡単に紹介しておく。

基本的に、柱穴の配置状況に多少のずれがある場合でも、向かい合う辺の長さが等しく、角が直角の長方形となるように柱筋の線を引くことが原則である。

一連の作業は、現場で計測するのではなく図面上で行う[30]。今回提示している竪穴住居程度の大きさの場合、使用する第２原図の縮尺は 40 分の１から 50 分の１程度[31]で十分である。具体的には、平面と断面の観察から得られている柱の抜き取り穴（あるいは柱痕）の状態を参考にしながら建物の４隅の位置を決めていく。その際には、大型の方眼三角定規を使用することによって、竪穴住居本体の全体形状にも配慮しつつ作業を行う。決定された４隅の点は、各柱痕の中心に一致するとは限らない。復元する柱筋は、建物の小屋組を受ける桁と梁の材の中心線[32]を表現すべきであって、建てられた当時は地表下に埋もれていたはずの任意の面で検出された柱痕の中心にこだわる必要は無い。こうして復元された柱筋の形状が、正方形に極めて近い結果になった場合には、微調整によって正方形に修正可能なことがあるので再度検討する（第 35 図、④と⑥）。

なお、ここで紹介した手法[33]については、掘立柱建物についても同様に適用することができる。本報告にて提示した掘立柱建物の規模復元と造営単位の抽出についても、同じ方法を用いている。

（４）造営尺が存在した可能性

竪穴住居における特徴的な主柱穴の配置状況から、建物の造営に関する単位が存在した可能性を考えた。この時期の１単位の長さは 0.201 ～ 0.212 m程度と想定している。

ここで提示した各建物の造営単位と一辺長の比率については、このほかに数字の組み合わせが無いわけではない。例えば⑤の場合、比率を 10：９、造営単位を 0.317 m程度[34]と考えることも可能である。このほかの建物の場合でも、今回提示した比率に比べて数字の座りはよくないが、似た数字を示すこともできる。したがって、今回の分析で提示した各建物の数値とその組み合わせについては、複数存在する候補の中のひとつということになるが、次のような考えから、一定の妥当性を見出すことが可

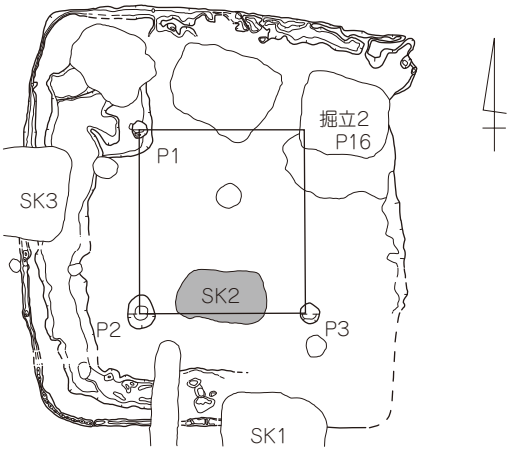

12：11 （0.201～0.203m）

① 67次−SB1

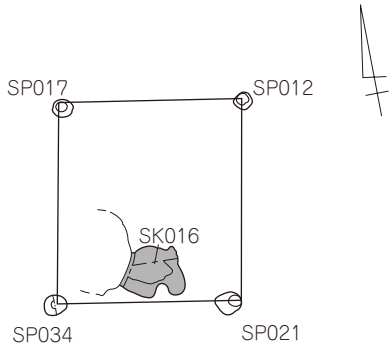

13：11.5 （0.205～0.206m）

② 68次−SB001

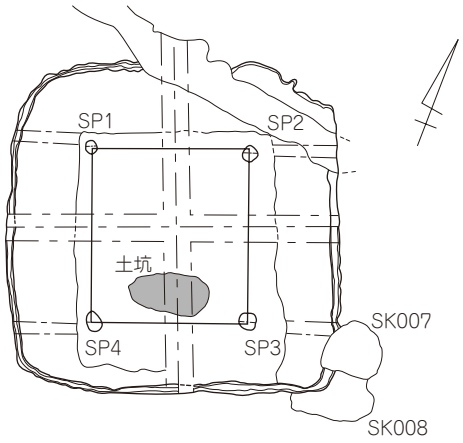

11：10 （0.208m）

③ 65次−SB001

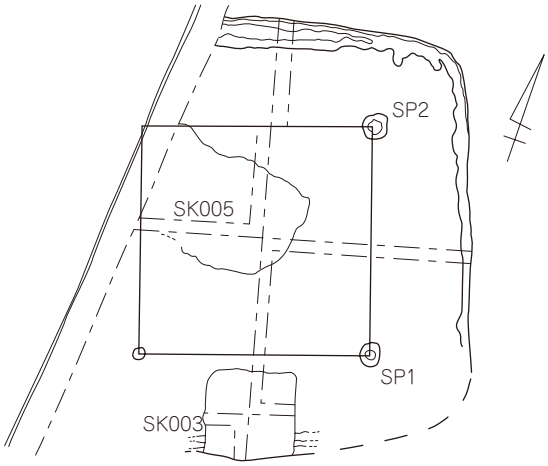

15：15 （0.203m）

④ 65次−SB002・003

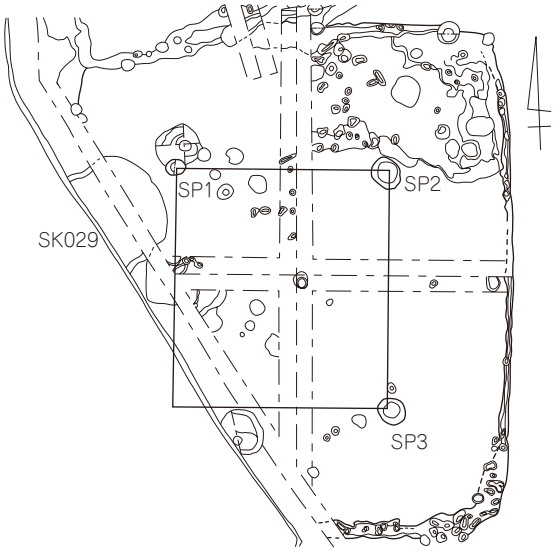

15：13.5 （0.211～0.212m）

⑤ 63次−SB002

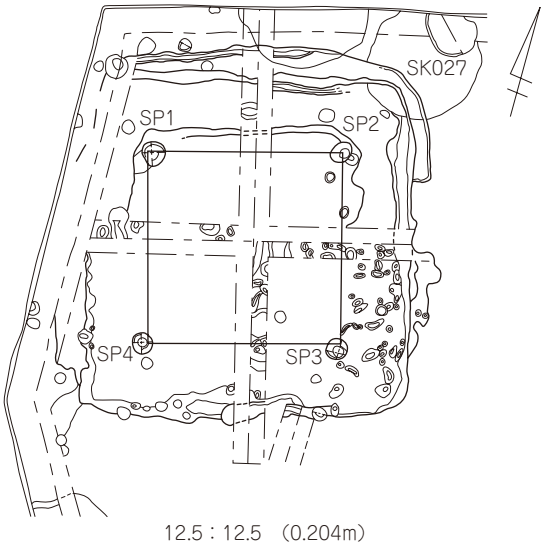

12.5：12.5 （0.204m）

⑥ 63次−SB001

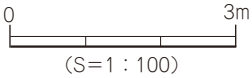

（S＝1：100）

第35図　分析対象とした竪穴住居

能であると判断している。

今回の検討は、比較的至近距離に建てられた時期的にも近接した竪穴住居を分析の対象としている。これは、空間的にも時間的にもある程度限られた社会には、同じような生活様式を保持した人間が継続して生活していたに違いない、という発想に基づいている。６棟の竪穴住居の年代を出土遺物から細かく決定することは困難な状況にあるが、比較的近接した時期に造営された可能性が高いと考えられることから、２棟程度の小単位が数世代にわたって継続した状況を想定している。このような小さな社会の場合、家を建てるという行為に際して同時に幾通りもの基準が存在する状態を考えるよりも、一定の考え方、社会的規範や基準に基づくものと理解する方が、はるかに合理的であろう。その結果、規模は微妙に異なるものの、よく似た考え方の建物が成立したのである。

今回導出された造営単位には多少の幅がある。これを時間差と捉えるか、小単位間の微細な変異の範囲と考えるか、あるいは誤差にあたるものが含まれているためか、その理由には幾通りかの解釈が考えられるが、少なくとも一辺長の比率が明確に意識されていることは確かであろう。11：10、12：11、13：11.5、15：13.5 といった、微妙な一辺長の比率の使い分けの事実を根拠として、ここで言う１単位の長さが、当時の「ものさし」[35] の１尺の尺長に対応する可能性を提唱するものである。

後世において尺と呼ばれることになる造営の際の基準が、弥生時代後期終末から古墳時代前期前半頃の松山の地において、既に出現していた可能性を想定するものである。

(5)まとめ

弥生時代後期後半に、ここで検討したような新しい形態の竪穴住居[36]が成立する要因としては、外部からの人や技術の流入が考えられるが、重要な点は、４本の主柱穴が正確に配置されていることにある。柱を正確に配置する必要性が内部的に生じたか、あるいはそのような考え方が外部からもたらされたため、造営尺を用いて正確に柱位置を決めながら上屋を建てるようになったものと考えられる。その理由としては、前代のものと異なる建物構造が採用されたことにあると考える。屋根材の一定重量を垂木によってある程度四方へ逃がす従来の形[37]ではなく、ねじれのない正確な配置がなされた４本の柱によってしっかり支える工法[38]へ転換したものと理解される。場当たり的に材を切って組み合わせながら造る原始的な工法ではなく、造営尺を用いた綿密な計画のもとで作業が進行する技術的に格段に進歩した段階を迎えたのである。

なお、この新しい技術や考え方は、市内桑原地区の樽味四反地遺跡[39]（第１図）に所在する３棟の大型建物[40]の建設に際して重要な役割を果たしたに違いないと確信している。古墳時代初頭における大型建物群の建設に際しては、当時の松山平野北部において、社会的に同一の基盤を形成したであろう、これら新しい形態の竪穴住居の住人たちの存在が必要とされたに違いない。造営尺を駆使したこれらの建物の住人たちは、松山における古墳時代という新しい時代の本格的な幕開きに関わった人々であると想像されるのである。彼らの生活の場は、松山平野北部における前方後円墳の築造場所の変遷や、さらに後の時代の官衙施設の選地のあり方にも明確に反映されているのである。

なお、樽味四反地遺跡の大型建物群については、近い将来、機会を改めて検討することとしたい。

注

第１節

1　橋本　雄一　2006　『史跡久米官衙遺跡群調査報告書』松山市文化財調査報告書111　松山市教育委員会・(財)松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センター

2　前掲注１文献、『年報Ⅸ』。

3　この付近の地割の方位は、真北から東へ４～4.5度振っている。

4　前掲注１文献にて、個々の建物の復元規模を提示している。

5　桁行は梁行の1.3倍。梁行15尺の10分の１は1.5尺、桁行は1.5尺の13倍。

6　梁行３間を7尺の等間としたもの。この場合も、全体の形状は、２：１より幅広の長方形に決められている。

7　南面の妻廂１間分(5.5尺幅)を除く身舎部分の規模を提示している。身舎の規模は、総柱の倉である№18と19に近似することから、№13も同様に、収納のための施設であると考えることはできないであろうか。南面に下屋を付加した収納のための屋なのかもしれない。

8　近年の整理作業の結果、建物の東辺が東へ延びることが明らかとなっている。修正後の規模は、37次の掘立007を超え、当該期の建物としては最大である。両者を比較すると梁行は共通、桁行長はＫＴ36－掘立007が６(36尺)に対してこの建物は7(42尺)に相当する長さで設定されている。共通の造営尺を基準とするだけでなく、桁行長に関して、６小尺の倍数という、尺度を検討する際に極めて有効な完数で説明できる点からも、両建物が近しい関係にあったことを想定することができる。桁行の柱間数が、中央間をもつ奇数間であることに加えて、ともに円形柱穴で構成されることも共通点である。

9　前掲注１文献、p.20ほか。

10　前掲注１文献、p.181。

11　本章第２節を参照のこと。

12　36次調査地の南に隣接する同９次調査地において、第２群とよく似た方向性で建てられた２棟の掘立柱建物が存在する(第34図の№20と21)。いずれも桁行を４間に復元した場合、第２群に分類可能な数値を得ることができる。このほか、柱穴も円形で梁行が３間であることなど、第２群との強い関連が想定される状況にあるが、断片的な情報に基づく復元であることから、今回の分析結果には含めないこととした。

13　前掲注１文献、p.104、110。

14　前掲注１文献、p.107。

15　7世紀前半、場合によると前葉にまで遡る可能性を想定してきた経緯がある。

16　比較的大型の住居(ＫＴ42－ＳＢ001)が近接して同じ向きで建てられている点が気に掛かる。時期は7世紀まで下らない、６世紀代で理解できる遺物が出土しているが、遺跡群Ⅱ～Ⅲ期の地割の溝との重複があるため、正確には評価し難い状況にある。第４群との位置関係は単なる偶然ではなく、将来的に、あわせて評価付けが可能となる可能性も考えられることから注意を要する。

17　注７参照。

18　前掲注1文献、p.22。

19　長短比が２：１を超えて細長い形状に造られている。東面に木製の基壇外装を埋め込んだとみられる素掘りの直線的な溝を伴っていることから、かなり格式の高い建物であったと考えられる。このほか、今回分析対象とした建物のうち、長短比が２：１を超える造りのものとして、№15をあげることができる。この建物については、注８にて指摘したとおり、№17との強い関連を想定している。

20　新井　　宏　1992　『まぼろしの古代尺～高麗尺はなかった～』吉川弘文館

21　第２群から抽出された造営尺が、注20文献にて著者の新井氏が提唱する古韓尺と呼ばれる基準尺の想定範囲に納まることから注目している。

22　前掲注１文献、p.20ほか。

23　井上　和人　2000　「平城宮造営尺長について」『奈良国立文化財研究所年報』2000－Ⅲ(p.47　平城専欄①)　奈良国立文化財研究所

24　建物の平面形状、一辺長の比率等の検討から、様々な考え方を読み取ることが可能であろう。時代や機能の違いを反映したいくつもの傾向、法則の存在を知ることができるはずである。その中には、時代の違いを超えた人間の行為における普遍性を示す事柄も含まれているに違いない。

第２節

25　隅丸方形と呼ぶべきかもしれないが、円形住居と区別する程度の意味で、ひとまずこの名称を使用する。

26　東本遺跡や枝松遺跡においては、平面形が長方形の事例が多い。炉に近接して掘り込まれる土坑で、土器を据え置くための施設ではないかと考えている。炉に比べて大きく深い。

27　今回分析対象とした６棟のうち、①と④を除く４棟は焼失住居である可能性が高い。

28　橋本　雄一　2008　「第Ⅱ章　久米高畑遺跡65次調査」『来住・久米地区の遺跡』Ⅶ　～平成17年度国庫補助市内遺跡発掘調査事業～　久米高畑遺跡65次調査・久米高畑遺跡66次調査・来住町遺跡14次調査　松山市文化財調査報告書121　松山市教育委員会・(財)松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センター

29　橋本　雄一　2005　「久米高畑遺跡63次調査地」『松山市埋蔵文化財調査年報』17　松山市教育委員会・(財)松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センター

30　作業には原図の縮小コピーを貼りあわせた第２原図を使用することから、コピーの誤差を伴うことがある。コピーされた方眼ラインに定規を当てて確認し、伸び縮みが激しい場合には係数を求めて計測値を補正する。

31　平面図と断面図を対比させながら細かな検討を行うには、この程度の縮尺が最適である。

32　考古学的手法でもって、可能な限り当時の建物の桁と梁を正確に復元することが求められている。これは、建築学（古建築）の分野の専門家からの要望である。柱穴を直線で結んで建物規模を表現する際には、このラインを表示する必要がある。

33　一連の作業にはパソコンの利用も有効であると考えられる。ただし、20分の１程度の原図を分割してスキャニングしたものを画面上で正位置に貼りあわせる手間や、その際の誤差を考えると、ここで紹介したアナログ的手法と比較して格段に正確に行なえるとは言い切れないであろう。

34　長すぎる。ちなみに官衙遺跡群に地割が施行される遺跡群Ⅱ期の造営尺は１尺＝0.304ｍである。

35　注20文献によると、中国の歴代王朝における尺の変遷に照らして、この尺長に最も近いのは周尺（20cm弱）である。近接する時期の中国歴代王朝の尺は、後漢で0.235ｍ、魏で0.240ｍ、その後、西晋を経て東晋頃には0.245ｍ程度まで徐々に長尺化が進むと考えられている。なお、後の唐代には実用尺として一般に使用された大尺（唐大尺）とは別に、儀礼に用いられた小尺が存在したという。ちなみにこの場合の大尺の尺長は、小尺の1.2倍である。仮に各王朝の尺に関して、唐代のように小尺が存在したものと仮定すると、今回の分析から抽出された尺長は、後漢小尺（0.196ｍ程度）よりは長く、魏小尺（0.200ｍ程度）ないし東晋小尺（0.204ｍ程度）の領域に一部重なることとなる。当時の日本においては、古い時期の周尺の尺長に近い各王朝の小尺を実用尺として用いたのであろうか。若干長めの尺長が得られている⑤（第４表）については、東晋以降の時代の尺の中では短めの部類に該当する尺長のものが用いられているのではないかと考えている。尺長から見る限り、この住居については、時期的に他の５棟と比較して後出する要素を読み取ることができると判断している。

36　松山平野における弥生時代以降の竪穴住居において、主柱穴を長方形もしくは正方形に配置するものの出現時期は、弥生後期中頃から後葉頃と考えられている。当初は、円形住居に４本の主柱穴が不整方形に配置される形で登場する。これらの住居は、直径５ｍ程度の比較的小規模なもので、その後、後葉のうちに今回検討したような方形住居に置き換わる。この間、冒頭でも述べたように、中小の方形住居は、直径が８ｍを超えるような大型の円形住居に隣接して展開し、集落内の小単位を形成するものと考えている。近年、市内桑原地区の東本遺跡と枝松遺跡において、これらの住居から成る集落が卓越する状況が判明しつつある。その密度は、久米官衙遺跡群の集落を大きく上回っている。

37　（財）愛媛県埋蔵文化財調査センターの柴田昌児氏のご教示による。

38　ねじれの無い柱の配置が実現することによって、従来に比べて、より重量のある屋根を支えることも可能となったはずである。冬の季節風や東の石鎚山から吹き降ろす強風等、絶えず悪風にさらされてきた松山平野の気象条件を考えると、より耐久性を増した新工法は利点が多かったに違いない。あるいは、屋根重量に変わりが無い場合でも、より細くて軽い柱で従来通りかそれ以上の効果が期待できたのではなかろうか。いわゆる「土屋根」の議論とも関連する事項であると認識している。

39　松山市文化財調査報告書94、同117ほか（書名等省略）

40　１棟目の調査直後に建物の一辺長の比率に着目し、約2.1ｍが建設の際の単位となっている可能性について、下記文献にて指摘した経緯がある。その後、2008年６～7月に大型建物群を中心とする樽味地区の再検討を行なった際の中間的な結果として、１号大型建物の造営尺を0.206～0.208ｍ程度、桁行６間（12.50ｍ）×梁行６間（10.29ｍ）、一辺長の比率を60：50とする復元案を提示している。この造営尺の数値が、今回の竪穴住居の分析によって得られたものと完全に一致していることから注目している。

橋本雄一　　1999　「樽味四反地遺跡－古墳時代初頭の首長居館－」『月刊考古学ジャーナル』№449　ニューサイエンス社

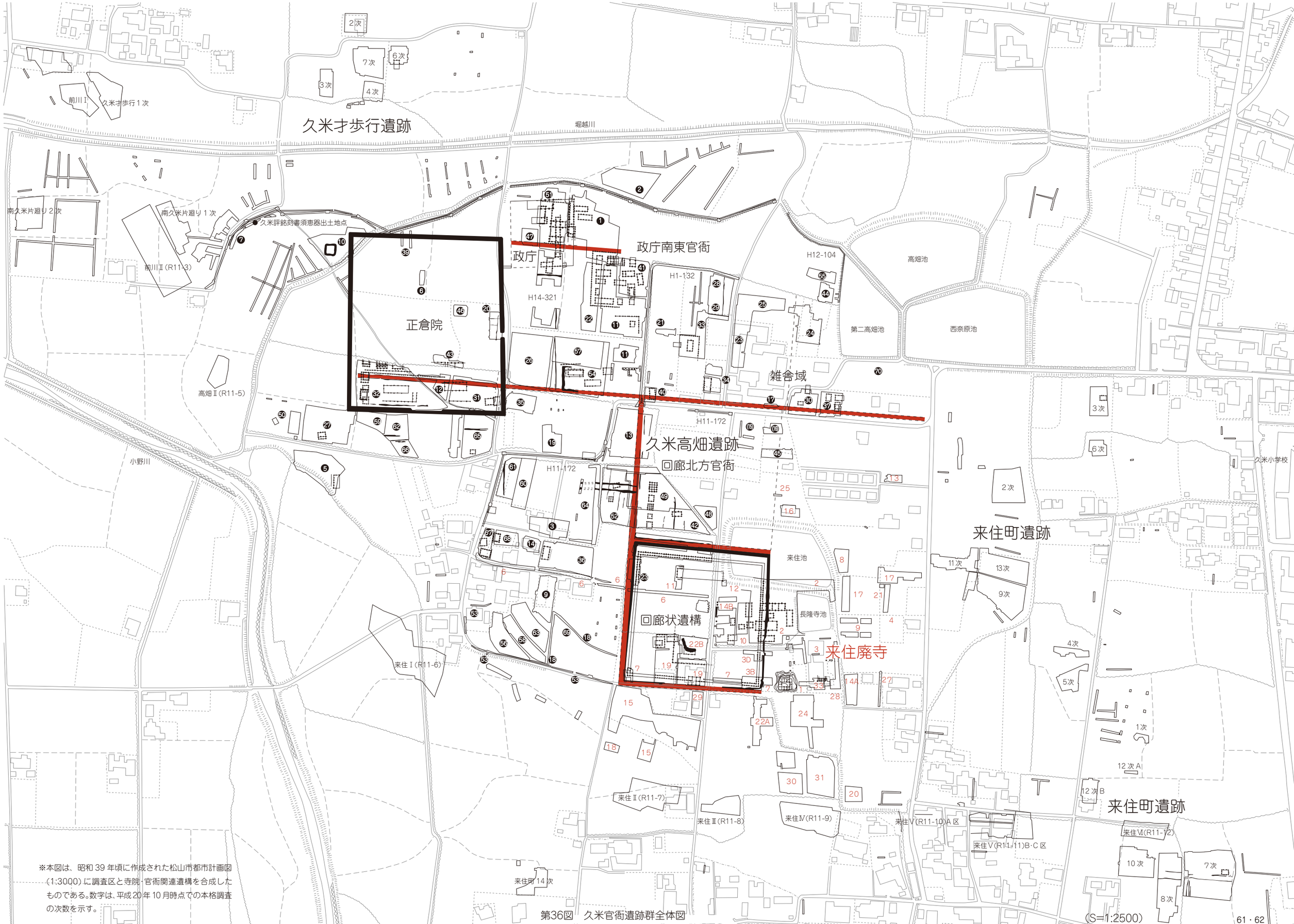

※本図は、昭和39年頃に作成された松山市都市計画図(1:3000)に調査区と寺院・官衙関連遺構を合成したものである。数字は、平成20年10月時点での本格調査の次数を示す。

第36図　久米官衙遺跡群全体図

(S=1:2500)

写真図版

写真図版１～４：久米高畑遺跡 67 次調査
写真図版５～８：久米高畑遺跡 68 次調査

写真図版データ

1．遺構は、主な状況については、4 × 5 判や 6 × 7 判の白黒ネガフィルム・カラーリバーサルフィルムで撮影し、35㎜判で補足している。一部の撮影には建築用やぐらを使用した。

使用機材：

カ　メ　ラ	トヨフィールド 45A	レ ン ズ	スーパーアンギュロン 90㎜他
	アサヒペンタックス 67		ペンタックス 67　55㎜他
	ニコンニュー FM 2		ズームニッコール 28 ～ 85㎜他
フ ィ ル ム	白　黒 ネオパン SS・アクロス		
	カラー アスティア 100 F		

2．遺物は、4 × 5 判で撮影した。すべて白黒フィルムで撮影している。

使用機材：

カ　メ　ラ	トヨビュー 45G
レ　ン　ズ	ジンマー S 240㎜ F 5.6 他
ス ト ロ ボ	コメット /CA32・CB2400
スタンド等	トヨ無影撮影台・ウエイトスタンド 101
フ ィ ル ム	ネオパンアクロス

3．単色図版は、白黒プリントを等倍で使用できるように焼き付けている。

使用機材：

引　伸　機	ラッキー 45MD・90MS
レ　ン　ズ	エル・ニッコール 135㎜ F5.6A・50㎜ F2.8N
印　画　紙	イルフォードマルチグレードⅣ RC ペーパー

4．製　　版：写真図版 175 線
印　　刷：オフセット印刷
用　　紙：三菱製紙株式会社　ニュー V マット　76.5kg（巻頭カラーには 93.5kg を使用）
製　　本：アジロ綴じ

【文献】『埋文写真研究』vol.1 ～ 19
『報告書制作ガイド』

［大西 朋子］

1　調査地全景（北より）

1　掘立２とＳＢ１（北より）

2　掘立２柱穴断面（東より）

1　掘立２･Ｐ11(北西より)

2　掘立２･Ｐ12(西より)

3　掘立２･Ｐ４とＰ５(北西より)

4　掘立１とＳＫ５･ＳＫ６(北より)

5　完掘状況全景(北より)

6　67次現説開催状況(南西より)

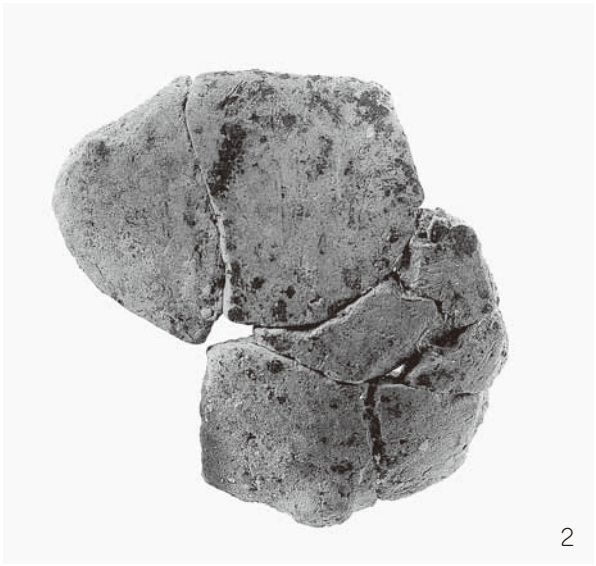

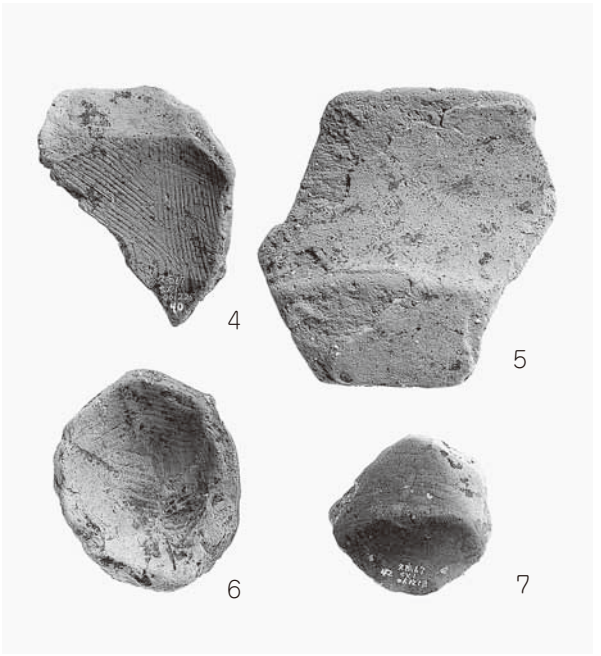

1　67次調査出土遺物

写真図版４　久米高畑遺跡67次調査出土遺物

1　調査地全景（西より）

1　掘立001全景（北東より）

1　掘立001・P13半裁状況(北より)

2　掘立001・P14半裁状況(北より)

3　SK016遺物検出状況(南東より)

4　SB001・P1炭化物検出状況(西より)

5　SK001調査状況(南東より)

6　68次現説開催状況(北東より)

1

2

3　4

1：土師器（ＳＫ016出土）

2～4：鉄　器（ＳＤ001出土）

1　68次調査出土遺物

写真図版８　久米高畑遺跡68次調査出土遺物

報 告 書 抄 録

ふりがな	くめたかばたけいせき
書名	久米高畑遺跡67次・68次調査
副書名	平成18年度国庫補助市内遺跡発掘調査報告書2
巻次	
シリーズ名	松山市文化財調査報告書
シリーズ番号	第132集
編著者名	橋本雄一・小笠原善治
編集機関	財団法人松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センター
所在地	〒791－8032　愛媛県松山市南斎院町乙67－6　TEL（089）923－6363
発行年月日	西暦2009（平成21）年1月31日

ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード 市町村	コード 遺跡番号	北緯 °′″	東経 °′″	調査期間	調査面積 (㎡)	調査原因
くめたかばたけいせき 久米高畑遺跡 67次調査地	まつやましきしまち 松山市来住町 902番1	38201		33°48′27″	132°48′07″	20061101 ～ 20070116	170㎡	重要遺跡 確認調査
くめたかばたけいせき 久米高畑遺跡 68次調査地	まつやましきしまち 松山市来住町 903番	38201		33°48′27″	132°48′07″	20070109 ～ 20070330	261㎡	重要遺跡 確認調査

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
久米高畑67次	官衙 集落	弥生・古墳・ 近世	掘立柱建物・ 竪穴住居・土坑・ 溝	弥生土器・土師器・須恵器・陶磁器	官衙出現直前と8世紀後半の掘立柱建物を各1棟検出。
久米高畑68次	官衙 集落	弥生・古墳・ 近世	掘立柱建物・ 竪穴住居・土坑・ 溝	弥生土器・土師器・須恵器・陶磁器・銙・鉄釘	官衙出現直前の掘立1棟は、67次検出の建物の付属施設。

要約

久米官衙遺跡群の南西部、回廊状遺構北西角から西に約100mに位置する隣り合わせの敷地において調査を実施した結果、正倉院の濠が掘られた8世紀後半頃の官衙に伴う掘立柱建物を1棟検出した。このほか、両調査地で各1棟検出された官衙の地割に対応しない斜め方向に建てられた2棟の掘立柱建物については、古代の役所施設が出現する以前の有力者の居宅を構成する可能性を想定している。調査地周辺の遺跡群南西部に分布する同様の建物とあわせて分析を行った結果、その所属時期は、7世紀初頭から第1四半期頃と考えている。なお、各建物の建築基準について検討する過程で得られた造営尺に関する新知見は、出土遺物から年代の判定を行うことが困難な場合に、建物の所属を判断する上で重要な指標となるものと期待している。また、両調査地で各1棟検出された弥生時代後期終末から古墳時代前期前半頃の方形竪穴住居においても、その特徴的な主柱穴の配置状況の分析から、建築の際の基準と造営単位を割り出すことに成功した。これについても、当時の造営尺を抽出した可能性が高いものと評価している。

松山市文化財調査報告書　　第132集

久米高畑遺跡

－67次・68次調査－

平成18年度国庫補助市内遺跡発掘調査報告書２

平成21年１月31日　発行

編　集　財団法人松山市生涯学習振興財団
埋蔵文化財センター
〒791－8032　松山市南斎院町乙67－６
TEL （089）923－6363

発　行　松山市教育委員会
〒790－0003　松山市三番町６丁目６－１
TEL（089）948－6605

印　刷　明星印刷工業株式会社
〒790－0056　松山市土居田町500
TEL （089）971－7111